

会 議 録

会議の名称		令和８年度 第１回つくば市一般廃棄物減量等推進審議会		
開催日時		令和８年８月３日 開会 14 時 00 分 閉会 16 時 00 分		
開催場所		つくば市役所 本庁舎２階 会議室 202		
事務局（担当課）		生活環境部環境衛生課		
出席者	委員	森口委員（会長）、浅野委員（副会長）、大塚委員、奥沢委員、肴倉委員、稲葉委員、加茂委員、梶原委員、浅井委員、黒崎委員、執行委員、山中委員、持丸委員、星野委員、草野委員、山口委員、斉藤委員、根本委員、稲葉委員		
	事務局	【環境衛生課】 課長 木村 憲一、課長補佐 中島 雅美 係長 神立 茂盛、係長 山成 敏広 主査 高田 啓人 、主任 池邊 拓己 主任 木村 慎之介、主事 櫻井 琢己 【サステナスクエア管理課】 課長 兼平 勝司、課長補佐 酒井 大、係長 岡野 学		
公開非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	3 人
非公開の場合はその理由				
議題		ごみ処理と施策の実施状況（令和７年度）		
会議録署名人		確定年月日	年 月 日	

会	1 開会
議	2 議事
次	(1) ごみ処理と施策の実施状況（令和7年度）
第	3 その他
	4 閉会
<審議内容> 1 開会 【事務局】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和8年度第1回つくば市一般廃棄物減量等推進審議会を開催します。 本日司会を務めさせていただきます環境衛生課課長補佐の中島です、よろしく願いいたします。 進行につきましては、お手元にございます審議会次第に基づいて進めさせていただきます。本会議は公開となっております。傍聴人の方も参加しておりますので御承知おきください。 ここで、今回の審議会から御参加いただいている委員の皆様を御紹介いたします。 株式会社カスミの持丸委員です。 国立大学法人筑波大学の山口委員です。 つくば市生活環境部長の稲葉委員です。 最後に、本年度より本審議会委員に御就任された方のうち、今回は御事情により御参加いただけなかった方を御紹介させていただきます。 一般社団法人つくば青年会議所の大関委員です。 続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。 環境衛生課長の木村です。	

サステナスクエア管理課長の兼平です。

サステナスクエア管理課課長補佐の酒井です。

それでは、進行につきましては、お手元にございます審議会次第に基づいて進めさせていただきます。まず、会長より御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【森口会長】

会長を仰せつかっております森口でございます。お忙しい中お集まりいただきどうもありがとうございます。

今日つくばは少し涼しいようですけども全国的には酷暑、猛暑ということで、特に被災地熊本が今日 39.9 度ということでございまして、被災された方へお悔やみ、お見舞いを申し上げたいと思います。

少し今日の本題と外れますが、つくば市でも災害廃棄物の計画を立てさせていただき、今日御参加の専門家の方々も含めて災害廃棄物の問題に関わって参りました。

地震のときの災害廃棄物問題というものには我々も関わってきたわけですが、今回のような暑さの中で、災害廃棄物の片付けですとか、復旧・復興の支援に当たる方々も、こういった猛暑に気をつけていただかなければいけないということがあります。複合災害ということの難しさを今回改めて教訓とすべきことが多いかなと思います。

今日から初めて御参加の委員もいらっしゃるかと思いますが、今日の議題の中で昨年度のごみ処理状況の取りまとめ報告もございまして、それを踏まえて今後どういうことに取り組んでいくかということの御説明もあろうかと思えます。

ごみ処理の問題は言うまでもなく身近な問題であり市民一人一人に密着した問題でございますので、ぜひ忌憚のない御意見をいただき、また御審議賜れば

と思いますのでよろしくお願いいたします。お集まりいただきありがとうございます。議事の進行に当たりまして、委員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。続きまして、配布資料の確認を行いたいと思います。

- ・ 座席表
- ・ 令和８年度 第１回つくば市一般廃棄物減量等推進審議会次第
- ・ 資料１ 計画進捗の概要
- ・ 資料２ ごみ処理の現状と施策の取組状況（令和７年度実績）
- ・ 参考資料１ ごみ処理基本計画 進行管理表
- ・ 参考資料２ 食品ロス削減推進計画 進行管理表
- ・ 参考資料３ 令和８年度つくば市一般廃棄物処理実施計画
- ・ 参考資料４ 令和８年度つくば市一般廃棄物減量等推進審議会委員名簿
- ・ 参考資料５ つくば市一般廃棄物減量等推進審議会条例
- ・ 追加資料 事前の御意見及び御質問

以上でございます。資料が無い方いらっしゃいましたら、事務局までお申し出ください、よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。

会議の議長は、つくば市一般廃棄物減量等推進審議会条例第６条第２項によりまして、森口会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【森口会長】

審議会の規定により議長を務めさせていただきます。

議事の進行に当たりまして委員の皆様の御協力よろしくお願いいたします。

本日の審議会委員の出席状況でございますが、審議会委員 25 名のうち、本日の出席者が 19 名でございますので、半数に達しております。つくば市一般廃棄物減量等推進審議会条例第 6 条第 3 項の規定により、本日の会議が成立することを御報告いたします。

では、議事に入ります。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

環境衛生課の櫻井と申します。資料について説明いたします。

まずは資料 1 をお手元に御用意ください。

資料 1 では主に、後ほど説明させていただきます資料 2 の概要を説明する資料となっております。

1 ページを御覧ください。

今回より本審議会に御参加される方もいらっしゃるため、改めて本審議会の目的を御説明させていただきます。

本審議会では令和 2 年から令和 11 年までを計画期間とした、「つくば市一般廃棄物処理基本計画」をより実効性のあるものとするため、本計画にて定めている重点施策の進捗状況や目標達成状況について点検、評価、見直しをすることを目的としています。

1 年の中で 2 回開催され、第 1 回審議会では主に前年度の廃棄物処理実績と施策の取組状況、本年度に実施予定又は実施済みの施策の報告を行います。

第 2 回審議会では今年度の廃棄物処理実績（中間実績）の報告と、次年度に実施する施策の検討を行います。

2 ページを御覧ください。

ここでは指標ごとに、令和 11 年度の目標達成に向けた各年度の達成目安との比較をしています。

この中の「実績値」とは令和7年度における排出量実績のことを指し、「計画値」とは「つくば市一般廃棄物処理基本計画」の計画期間末年度である令和11年度の数値目標達成に向けての進捗度の参考となる各年度での目安です。

総排出量と生活系ごみ排出量は計画に対し順調に推移しており、リサイクル率はおおむね順調、事業系ごみは課題ありとなっています。

3ページを御覧ください。

このページでは一人一日当たり生活系ごみ排出量の推移と、令和7年度における生活系ごみに関する取組のうち主要なものを抜粋して記載しています。

左側の折れ線グラフを御覧ください。

黒の実線が実績値、赤の点線が計画値となっています。

令和7年度の一人一日当たり生活系ごみ排出量は577グラムであり、計画値を25グラム下回り順調に減量が進んでいます。

続いて右側の主な取組としては、生ごみの自家処理推進として段ボールコンポストの配布及び生ごみ処理容器等の購入費補助金交付を実施しています。

危険ごみの分別徹底として小型充電式電池内蔵製品の回収品目増加、排出困難者支援として高齢者等排出困難者を対象とした戸別収集の開始が挙げられます。

4ページを御覧ください。

このページでは一日当たり事業系ごみ排出量の推移と、令和7年度における事業系ごみに関する取組のうち主要なものを抜粋して記載しています。

左側の折れ線グラフを御覧ください。

令和7年度の一日当たり事業系ごみ排出量は104.97tであり、計画値を6t上回っています。

また右側の主な取組としては、多量排出事業者への指導として一般廃棄物減量化等計画書の提出を通じた指導、クリーンセンター内での搬入検査の実施、事業所訪問による適正排出に関する直接指導が挙げられます。

5 ページを御覧ください。

このページではリサイクル率と一人一日当たり最終処分量の推移を記載しています。

左側の折れ線グラフを御覧ください。

令和7年度におけるリサイクル率は27.8%と計画値を0.3ポイント下回っていますが、令和6年度からは増加しています。

続いて右側の折れ線グラフを御覧ください。

令和7年度における一人一日当たり最終処分量は75グラムであり計画値を2グラム上回っていますが、令和6年度からは減少しています。

ここまで2ページから5ページに渡り説明させていただいた、令和7年度における数値と施策における実績については、資料2にて詳細を説明させていただきます。

6 ページを御覧ください。

6 ページ及び7 ページでは令和8年度に実施予定、又は実施済みの主要な施策を6つ紹介しています。

なお、施策番号とは参考資料1における施策名の部分に記載された番号になります。

1 つ目は粗大ごみにおけるキャッシュレス決済サービスの開始です。

令和8年6月15日より、有料戸別収集のインターネット受付時にキャッシュレス決済を利用できるようになり、店頭まで処理券を購入しに行かずとも粗大ごみを排出することができるようになりました。

2 つ目は高齢者ごみ出し支援の支援対象拡大です。

昨年度までの対象範囲から、「要支援2」、「視覚障害又は肢体不自由の3級」を追加しました。

3 つ目はリチウムイオン電池等の発火の恐れがある充電式電池拠点回収場所の増設です。

交流センターや窓口センターにて充電式電池の拠点回収場所を増設し、令和8年度6月末時点では9か所になっています。

7ページを御覧ください。

4つ目は生ごみ等の自家処理推進として、段ボールコンポストを初めて利用される方向けの講習会の実施や、剪定枝の自家処理推進として剪定枝粉碎機に対する購入費補助金の交付を開始しています。

5つ目は生ごみ資源化施策の検討です。

市内の現状を踏まえた有効的な生ごみ資源化手法や施策の導入可能性を検討しています。

6つ目は安定処理のための施設整備です。

し尿処理施設の更新を含めた今後の処理体制検討や、発火の恐れがあるリサイクルセンターにて火災を検知する設備の増設を予定しています。

資料1の説明は、以上になります。続いて、資料2の説明に移ります。

資料2をお手元に御用意ください。

まず、当審議会で対象とするごみの範囲について説明させていただきますので、16ページの上段に記載している図を御参照ください。

ごみは「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます。

市民が生活する上で家庭から出すごみが「生活系の一般廃棄物」に該当します。

一方で、会社等の事業者から出る廃棄物は、「産業廃棄物」と「事業系の一般廃棄物」に分かれます。

「産業廃棄物」は法令により定められた20種類の廃棄物が該当しますが、例えば建設業者から排出されるコンクリート等の建設廃材や金属類、発泡スチロール等のプラスチック類が「産業廃棄物」に該当します。

また、「事業系の一般廃棄物」は事業活動で生じる「産業廃棄物」に該当しない全ての廃棄物であり、例えば物流業者から出る段ボールといった紙類、飲食店から出る生ごみなどが該当します。

本市の計画の対象範囲となっているのは、赤の点線内で示している「一般廃棄物」であり、サステナスクエアには「一般廃棄物」のみが搬入されます。

次に、つくば市のごみ処理とリサイクルの流れについて説明します。

15 ページに記載している「つくば市のごみ処理フロー」を御覧ください。ごみは「サステナスクエアで処理するもの」と「それ以外で処理するもの」に分かれます。

フロー図内のグレーで表示している品目は市が回収し市施設で処理するものであり、集積所から回収後つくばサステナスクエアに搬入し、焼却や選別などの処理を経て、最終処分場へ埋立又はリサイクルを行います。

サステナスクエア以外で処理するものについては、小型家電、集団回収、店頭回収、事業系ごみの直接資源化があり、いずれも民間の資源化施設に搬入してリサイクルしています。

つくば市のごみ量実績の集計方法については、処理フローのうち店頭回収を除く全品目を集計対象としています。

店頭回収は環境省の方針により一般廃棄物処理量に含めないこととされているため、統計には算入していません。

それでは、1 ページに戻って令和7年度のごみ処理の現状と施策の取組状況について説明させていただきます。7 ページを御覧ください。

表1、2 段目の総排出量の部分を御覧ください。

ここでは令和7年4月から令和8年3月までのデータを集計したごみ量実績値を示しています。総排出量とは、生活系ごみと事業系ごみの総量になります。令和7年度の総排出量実績値は①の94,988 tとなっています。②の令和6年度実績値と①の令和7年度実績値を比較すると、459 t 増加しています。

次に2ページを御覧ください。

生活系ごみの排出量について、2ページにまとめています。

表2の上から2段目、「生活系ごみ合計」と記載された、灰色に塗られている部分を御覧ください。

令和7年度の生活系ごみ実績値は①の56,675 tで、令和6年度から357 t減少しています。

また、④の令和7年度における計画値に対して令和7年度実績値は1,359 t下回っています。

令和6年度実績と比較して令和7年度実績は引き続き減少傾向にあることから、市民のごみの排出抑制意識が維持されていると考えられます。

しかし、主に資源ごみにおいては計画値を下回っており、これはスーパー等の小売店での店頭回収で排出されていることが考えられます。

参考値として3ページ上段、考察の末尾に現状把握している店頭回収量、追加資料内に店頭回収量の内訳を記載しています。

3ページを御覧ください。

3ページから4ページにかけて、生活系ごみに対する令和7年度の主な取組実績をまとめています。

有害ごみや、火災事故の可能性があるリチウムイオン電池等の小型充電式電池をはじめとする、危険なごみの回収体制を充実させ、注意喚起を含めた積極的な情報提供を実施しました。また、市のホームページや広報誌を利用し、これらの排出ルールや拠点回収場所の周知啓発を行いました。

4ページを御覧ください。

リユース家具の展示では、つくば市リサイクルセンターに搬入される粗大ごみの中から、再利用可能品を選び、140点の家具を提供しました。

また、令和 7 年度から高齢者や障害により集積所への排出が困難な市民の中で、申請があった方を対象に戸別収集を行う事業を開始しました。令和 8 年度 3 月 31 日現在で 36 軒の住宅に戸別収集を行っています。

生ごみの自家処理推進では、生ごみ処理容器等の購入補助が 275 基、段ボールコンポストは 731 個配布しています。

次に 5 ページを御覧ください。

こちらのページは事業系ごみの排出量についてまとめています。

表 3 の灰色に塗られている部分を御覧ください。

令和 7 年度の実績値は①の 38,313 t で、令和 6 年度から 816 t 増加しています。また、④の令和 7 年度における計画値に対して令和 7 年度実績値は 2,181 t 上回っています。

事業系ごみ総排出量については年々増加傾向にあります。

しかし、燃やせるごみや燃やせないごみについては令和 6 年度に比べて減少しており、事業者により直接資源化される古紙や古布の量が増加していることが総排出量増加の主な要因となっています。

次に 6 ページ中段を御覧ください。

6 ページから 7 ページにかけて、事業系ごみに対する令和 7 年度の主な取組実績をまとめています。

「搬入検査」では、クリーンセンターで収集運搬車両の中身を展開し、排出実態の把握と適切な分別排出指導を行いました。

実施件数は事業系ごみでは 24 件です。一部不適正なものの搬入が見受けられたため、収集運搬業者に対して適正な分別収集に関する通知を行いました。

市内に所在する事業者を 53 件訪問し、適正な分別に関する指導を行うとともに事業系廃棄物適正処理パンフレットを配布しました。その際茨城県が推奨している「茨城フードロス削減宣言」や「いばらき食べ切り協力店」への加入啓発を行いました。

7ページを御覧ください。

事業系ごみの適正な排出を目的として、「事業系廃棄物適正処理パンフレット」を約 800 部配布しました。

また、一般廃棄物の日量平均排出量が 100kg 以上となる多量排出事業者に対して、「事業系一般廃棄物減量化等計画書」の提出を依頼し、排出状況や分別方法の聞き取りを行いました。令和 7 年度の提出件数は 155 件となっています。

なお、本計画書提出事業者の業種内訳を記載しており、卸売業や小売業、副業商業施設である販売店において最も提出件数が多く、物流倉庫等の運輸業の 1 事業者当たり資源化量が多いことが分かります。

8ページを御覧ください。

こちらのページでは、リサイクル率と資源化量についてまとめています。表 4 の上から 3 段目、資源化量の部分を御覧ください。

令和 7 年度の資源化量実績値は①の 26,152 t で、令和 6 年度から 1,107 t 増加しています。また、④の令和 7 年度における計画値に対して令和 7 年度実績値は 16 t 上回っています。

リサイクル率は令和 6 年度と比較し令和 7 年度は増加しており、主に事業系直接資源化量の増加が要因として考えられます。

今後、よりリサイクル率を増加させるためには、家庭で排出される古紙・古布や容器包装プラスチックの資源化を積極的に推進していく必要があると考えられます。

9ページを御覧ください。

リサイクル率は、リサイクル率計算式に記載しているとおり、生活系ごみと事業系ごみの総排出量を分母として、A、B、C、D の 4 つの要素を基に計算しています。

この4つの要素ごとに計算したのが、9ページ中段にある「①リサイクル率の内訳」の表になっています。4つの要素それぞれにおいて、令和6年度と比較して数値が横ばいか微増となっています。

次に10ページを御覧ください。

こちらのページでは、中間処理量・最終処分量についてまとめています。

表5の灰色に塗られている部分を御覧ください。

令和7年度の最終処分量実績値は①の7,323 tであり、令和6年度と比較して139 t減少しています。また、④の令和7年度における計画値に対して令和7年度実績値は280 t上回っています。

特に生活系ごみにおける古紙・古布や容器包装プラスチックの資源化をより促進し焼却する量を減らすことで、より最終処分量を抑えることができると考えます。

次に11ページ中段を御覧ください。

こちらに焼却残渣及び不燃残渣の処理量内訳を示しています。埋立量を削減するためには、特に焼却残渣の資源化が重要です。

次に12ページを御覧ください。

食品ロスについてまとめています。

食品ロスとは、国の定義では食品廃棄物から不可食部を除いた、本来食べられるにも関わらず捨てられる食品のことであり、発生要因ごとに「直接廃棄」、「過剰除去」、「食べ残し」の3つに分類されます。

食品ロス量は、令和6年度に実施した生活系および事業系の燃やせるごみの組成分析調査で得たデータでは、生活系において約13.25%、事業系において約8.15%が燃やせるごみに対する食品ロスの割合となっています。

次に13ページ中段を御覧ください。

ここでは食品ロスに関する取組を記載しています。

御家庭に対しては、食品ロス削減月間である10月の広報つくばにおいて食品ロス削減のための取組について特集し、全国清涼飲料水連合会との連携による、ペットボトルの飲み残しに関する記事を市のホームページに掲載しました。

事業者に対する取組としては、事業所訪問時に飲食店や食品を扱っている事業者に対して、「いばらきフードロス削減宣言」の周知を8事業者に、「いばらき食べきり協力店」への加入呼びかけを3事業者に実施しました。

以上で、資料2の説明を終わります。

続いて、参考資料1～3について説明をさせていただきます。

参考資料1～3を御用意ください。

参考資料1は、つくば市一般廃棄物処理基本計画におけるごみ処理基本計画に記載されている施策名、事業の概要、取組内容ごとに、令和7年度の実績と、実績を踏まえた今後の課題と進め方、令和8年度における取組概要及び数値目標を記載しています。

参考資料2は、参考資料1の食品ロス削減計画版となっており、記載方法は参考資料1と同様となっています。

参考資料3は、一般廃棄物処理実施計画であり、令和8年度における単年度計画です。昨年1月に実施した令和7年度第2回つくば市一般廃棄物減量等推進審議会にて審議した内容を基に作成したため、本審議会資料に添付いたしました。

最後に、追加資料として配布いたしました、皆様より頂いた事前の御意見、及び御質問に対する回答について説明させていただきます。時間の都合上誠に恐縮ではございますが、いくつかの質問を抽出して説明させていただきます。

1 ページ目上から2つ目の質問です。市民の中で店頭回収されている総量の記載があるが、ごみの種類ごとの量はいくらかという質問をいただきました。こちらは、別表2－店頭回収量の構成比という形で表を作成しております。総量のうち半数を古紙が占めていることが分かります。

次に、1 ページ目における最後の質問です。多量排出事業者の報告で把握している事業者が直接資源化したごみの量を除いた場合、事業系ごみ排出量総量の推移、リサイクル率はどのようになっているか、という質問をいただきました。こちら、「別表1－多量排出事業者による直接資源化量を除いた場合の事業系ごみ排出量とリサイクル率」にて、令和2年度からの各年度推移を記載しています。令和2年度から比較すると、事業系ごみ総排出量は微減、リサイクル率は微増となっております。

回答集の2 ページ目に移ります。上から3つ目の質問です。事業所訪問はどれくらいの規模のどのような事業所を選んで実施しているか。予告はあるか。という御質問をいただきました。事業所訪問は主に、食品ロス削減月間である10月に食品を扱う事業者へ事前連絡を行わず訪問しています。また、燃やせるごみの搬入検査時に異物が多く混入されていた場合、当日の収集ルートを収集先事業者を確認し、事業所への訪問啓発を行いました。

続いて上から4つ目の質問です。「高齢者ごみ出し支援の支援対象者を拡大する」について、想定している軒数を教えてください。という御質問をいただきました。令和8年度における予算では、80軒に対する支援を想定しています。なお、令和8年7月1日現在で61軒に対して支援を実施しています。

最後に、2 ページ目における最後の質問です。「イベント時の雑がみ回収袋作成講座」に利用する資料について、当日紙配布、又は会議室プロジェクタへの投影などで紹介があるとより良いかと考えます。という御意見を頂きました。こちらの雑がみ袋回収講座にて利用する資料は、別表3のとおりです。つ

くばフェスティバル等のイベント時、本講座を開催する際に皆様へお配りする資料です。

皆様、多くの御質問及び御意見を頂き、誠にありがとうございます。

資料全体の説明は以上になります。

【森口会長】

資料の御説明ありがとうございました。

今回、資料を工夫していただいて資料1で全体概要やポイントをまとめていただきました。例年、かなり込み入った内容が記載された資料でなかなか読み解くことが大変でしたが、今回から資料1でポイントをまとめいただいたということです。

また、参考資料で施策の実施状況と、追加の配布資料で事前に頂いた御質問に対する答えを頂戴しました。

この後委員の皆様から御意見、御質問を承りたいと思います。

多岐に渡りますので、資料1と資料2に様々な数字が出て参りますが、ごみ処理の現状ということに関しての御質問や御意見があれば先に承りまして、個別の施策や対策に関わることを後半に扱うという段取りで進めさせていただければと思います。

もちろん両方に絡むこともあると思いますので、ごみ処理量のことを質問する際に、施策や対策の話と一緒に御発言いただくのは構いませんので、そのように進めさせていただければと思います。

それでは御質問、御意見を承りたいと思いますがいかがでしょうか。

はい、加茂委員お願いいたします。

【加茂委員】

はい、どうも御説明ありがとうございました。

2つだけ質問させてください。

1つは生活ごみについて、実質ベースで見ると令和6年から令和7年で少し下がっていると思います。

まず赤い点線は予想値だと思いますが、1つ目の質問はこの予想値というのはどのような根拠を持って立てられたものでしょうか。

この少し下がったところを数字で見ますと古紙が減っていますが、これがカスミさんなどの店頭回収に回ったのか、それとも別な原因なのか裏は取れているのでしょうか。

法律的には調べる必要はないけども、もしそういった事情が分かれば教えていただきたいと思います。

2つ目は事業系ごみについて、事業系のごみは5ページにも書いてあるように少し増えています。これも予定値としては赤点線が下がっているのですが、どうして下がるような予想をされたのでしょうか。そして実績値が増加したのを見るとこれも古紙が原因であると分かります。

なぜ古紙が増えてしまったのか事情が分かれば教えてください。以上2点です。

【森口会長】

はい、ありがとうございます。

資料2の2ページと5ページかと思いますが、赤点線は予想値ではなく計画値です。計画値をどのようにお立てになったかということも含めて、事務局の方から答えをお願いいたします。

【事務局】

はい。まず生活系ごみについては、つくば市一般廃棄物処理基本計画 44～45ページに数値目標がございます。本日は資料として計画書を御用意しておらず

申し訳ございませんが、簡単に説明をさせていただきますと、生活系ごみは計画書の 44 ページにありまして、計画最終年度である令和 11 年度に一人当たりの生活系ごみの日量で 578g というところを目指すことにしており、令和 5 年度の実績値から令和 11 年度計画値を直線になるような形で引いて目標を設定したのになっております。

【加茂委員】

どのようにして 578g という計画値を定めたのかということを伺いたいです。

【森口会長】

事務局にはお調べいただくとして、今すぐ私も思い出せないのですが、計画値を定めた際の審議会では、確か委託事業者にも御支援をいただいて、様々な過去の傾向等を分析した上で「このような結果になりそうだけどこの計画値まで頑張ろう」という形で計画値を決めていたかと思います。木村課長、何かいただけますか。

【事務局】

3 年前に基本計画改定作業をしている際に、これまでのごみ処理実績は毎年減ってはいたのですが、これまでのごみ処理量の減少傾向とこれからの人口動態などを考慮して様々なトレンド曲線を作らせていただき、その中で一番現実に即していると思われるものを事務局側から提案させていただいております。

たまたま今年度に急激に減少したというのが今までの流れと大きく変わってきており、事務局としても少し驚いているところであります。

【森口会長】

よろしいでしょうか。私も過去の計画値の決め方の復習をしておかなければと改めて思いました。では事業系ごみの方はいかがですか。

【事務局】

事業系ごみについては、令和6年度に基本計画の見直しを行った時点では増加傾向にあったことから達成することが困難でしたので、引き続き計画としては変えない形で、当初の令和11年度で91.51tという目標をキープする形にしました。

よって当初よりも短い期間でより減量しなければならないような設定になっております。主には燃やせるごみを減少させるということで計画値として設定しております。

続いて古紙の件について説明いたします。

まず生活系の古紙に関しましては、ちょうど加茂委員から御指摘もあったところで、資料2の3ページの考察欄のところで最後に少しだけ記載させていただいておりますが、今回新しく店頭回収の量をカスミさんと多量排出事業者の皆様にお伺いしまして、店頭回収量として716tあったと報告をいただいております。また資料2の2ページの資源ごみの古紙の欄において、計画値よりも569t減っております、およそ数値が似通っているのでその効果が大きいと考えております。

【加茂委員】

本当であれば、カスミさんでの去年と一昨年の差とこの市側の差が合えばよいと考えております。

絶対量ではなくて差の部分が重要であると思います。カスミさんは去年も一昨年もやっておられると思いますが、そこは分かりますか。

【事務局】

まだ詳しく確認はできておりません。

【加茂委員】

民間の話でもあるので中々把握するのは大変かと思いますが、そういった情報が取れるとますます良いかなと思います。

【事務局】

続きまして事業系の方になりますが、こちらも古紙が増えているということです。こちらは資料2の5ページ表中②と書いてある下の方にあるように、事業者による直接資源化の古紙・古布が1,300t程度増えているということで、これが原因であると考えております。こちら先ほど申し上げたような多量排出事業者による減量化計画書から直接資源化量を聞き取りしておりますが、その量による効果があったと考えております。

【加茂委員】

商売がうまくいったからごみも増えたという解釈対策でよろしいですね。ありがとうございました。

【森口会長】

ありがとうございました。

紙の動きが生活系、事業系共に非常に大きく動いていて、古紙の店頭回収量の数字で把握できているものを見る限りでは、絶対値としていくら集めているかという数字を見たところで、家庭からの排出の減り方を説明する量になっていないような気がします。私も月曜日は古紙の日なので、見ていると最近新聞

を出している人は本当に少なく、古紙として排出されているものはほとんど段ボールです。

今は段ボールがいっぱい出っていて、昔は結構古紙を出していましたが、もう古紙回収の日のごみ置き場はほとんど段ボール置き場になっていて、ちょっとそういう意味で紙との付き合い方がすごく変わってきているのかなと思いますので、何年後か次に計画を立てる際はやはり考え直さないといけないのかなと思います。

事業系については、以前から話題になっているところですが、生活系の方は人口一人当たりということで原単位としていますが、事業系は絶対値で決めているので、事業活動が活発になっていると排出量は増加してしまいます。何で割り返すかという原単位がないのでこのようになっておりますが、この部分は気を付けながら解釈しなければいけないと思います。

ちなみにどのように計画値を予測したのかということについて、副会長がしっかりとここに資料をお持ちになっております。当時の資料をお持ちの方は復習をしておいていただければと思います。

非常に貴重な御指摘ありがとうございます。

それでは他の委員からの御質問、御意見をお受けしたいと思いますがいかがですか。はい、黒崎委員お願いいたします。

【黒崎委員】

先ほどの事業系ごみの続きですが、資料2の5ページ右下で、つくば市が茨城県や全国と比べてごみの量が多いことの理由というのはつくば市で把握されているのかどうか、今おっしゃっていた経済活動が活発ゆえに、全国や茨城県よりも多いということなのかお聞かせください。

【森口会長】

これは基本計画の付属資料か何かで記載があったかと思いますが、市町村別の産業構造等によって違うので、茨城県の中でもどのようになっているかはすぐに見つけられないかもしれませんが、今お答えいただけるところでお願いいたします。

【事務局】

本日の資料にはないのですが、計画書の資料編 116 ページ※²に、県内の他市町村と排出量を比較したグラフがあります。それによりますと、つくば市は 44 市町村中の 41 番目で多くなっています。また、資料 2 の 16 ページ下につくば市の令和 7 年度のごみ排出量内訳とありますが、こちらで円グラフのうちの左上の方に、事業者による資源化（紙等）と書いてあるところが非常に多くなっています。ここの影響で事業所のごみは非常に多くなっていることが分かります。先ほどからお話が出ていますが、多量排出事業者様から古紙の資源化量を把握しておりまして、そちらの量が非常に多いというのがつくば市の特徴になっております。

【森口会長】

少し補足させていただきますと、恐らくつくば市の場合は 2 つの要因が重なっていて、1 つはかなり商業活動も盛んであるということです。

また場合によってはお配りするか、少なくとも閲覧用でこの計画書を毎回委員に見ていただけるようにした方が良いかもしれませんが、今御紹介いただいた参考資料（つくば市一般廃棄物処理基本計画 資料編）※²では茨城県の市町村別で一人当たりの事業系のごみの排出量が一番多い市町村は大洗町です。観光客等の影響で、常住人口に対してごみを捨てる人が多いところはどうしても排出量が多くなりますが、これは全国的にも同じであり、私も昔研究して千葉

県房総の海水浴の影響でスイカの皮が多いという話を市町村から聞いたこともあって、燃えにくいそうです。脱線してしまいましたが、そういう商業系のところが多くて、なおかつ水戸市ですのでそういったところが多いです。

加えてつくば市の場合は物流倉庫もあって、そういったところから大量に紙が出てきます。

従って商業都市であるということと、物流倉庫があるという恐らく2つの要因が重なってこうなっているとまとめてよろしいかなと思います。以上でございます。他にございますでしょうか。執行委員お願いいたします。

【執行委員】

引き続き事業系ごみに関して質問ですが、資料2の5ページにおける事業系ごみ計画値と実績値の差と、多量排出事業者様に関しては指導や計画等を提出いただいていますという説明がありましたが、計画値に対する実績値の差分に対して、事業者さんから出していただく計画があると思います。どのくらいその計画が実施されたら3年後には、このくらいは圧縮されそう、というような見通しがもし計算されていたら教えてください。

【森口会長】

はい重要な御指摘ありがとうございます。ちょっと2番目の施策の話とも関係してくるかもしれませんが、多量排出事業者から提出いただいている計画の中に、このくらい努力しますというような数字が入っているか、その辺り含めてお願いします。

【事務局】

ありがとうございます。事業者様ごとに、例えば段ボールであるとか、生ごみを発生させる事業所もあります。

そういったところについても、毎年毎年その項目ずつ前年よりも少なくするための努力値を計画値として出していただいております。その中に、このような工夫をすることによって減量化を図っているであったり、燃やせるごみを減らして、リサイクル率を高めるよう努力しているということ等が書かれております。

ただ、リサイクル率を上げること自体がごみの量を減らすことには実際繋がらないです。この表を見ていただくとわかるとおり、資源化したものもごみの量としてカウントするというシステムになっておりますので、100%リサイクルしたとしてもごみの量は同じという計算になっており、実際この赤い点線まで追いつくというのは現実的ではないということも考えております。

そして、こちらにつきましては令和2年から策定しておりました一般廃棄物処理基本計画で立てた10年後の目標値であったのですが、それ以降、御存じのとおりつくば市内には大型の物流倉庫が多くできており、そこからのごみの発生量がすごく大きくなっていることから、現実としてごみ総量の変化というのが赤線に向かうというのは難しいと考えております。

【森口会長】

はい、ありがとうございます。今の御指摘で私も確認させていただくと、先ほど黒崎委員からの御質問に対して答えたこととも関係しますが、物流倉庫問題にばかり関心が行きがちですが、一方で商業都市あり、ある種外食産業のようところがたくさんある中で、5ページの表を拝見すると燃やせるごみも6年度の実績値に比べれば多少は減ったとはいえ、計画値に比べるとまだまだ多いです。

よって物流倉庫問題だけではなく、飲食店等から出てくる燃やせるごみもなかなか減っていないという状況はあると見えるのですが、それはその理解で間違いございませんでしょうか。

それに対して、多量排出事業者様から何か明るい兆しはありそうでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。環境衛生課の木村です。生ごみ等での取組として、やはり資源化をされている事業所様がいらっしゃいます。

それが堆肥化やガス化の処理をすることによって、生ごみとしての発生量を減らすことをされているところがあります。

資本的支出が伴ってくるのは正直あるのですが、そういった取組をされているところもあります。

【森口会長】

一方で飲食店になると、多量排出事業者に該当しないような小規模な店舗もたくさんあるかと思います。その辺りは実態把握がなかなか難しいという御事情もあろうかと思いますが、事業系ごみでは最近物流倉庫の方にばかり関心が行きがちではありますけども、資源化されてないものを減らさなければならないという点では燃やせるごみというところも引き続き見なければならない数字と思いましたので、コメントさせていただきました。ありがとうございました。

それでは続いて梶原委員、お願いいたします。

【梶原委員】

今の事業系ごみと生活系ごみについて、この計画値との大きな乖離というのは、どこかで計画を変えるという方向性もあるのでしょうか。審議会の制度としてどうだったかということです。

まず事業系ごみは年々増加してるのが分かっていて、事業者も増えている中で計画値は年々減少しているというのは、どう見ても達成が難しいのではないかと考えているのと、生活ごみに関して年々下がるという見込みで、それよりも今年下がっていて既に令和 11 年度の目標を達成しているという中で、このままいくのか、より努力する目標値に変えるというようなことがあるのかという、制度というかこの審議会の役割なのかもしれませんが、その部分を教えてください。

【星野委員】

今の質問の関係ですが、非常に厳しいです。

いわゆる経済活動が下がることはないというのが現場の実感として思っておりまして、さらに今回の骨太方針においてさらに経済活動が活発化することが予想されることです。

イオンモールつくばに関して集客が徐々に増えているというのが実態であり、経済活動はさらにこれから、喜んでいいか悲しんでいいか分かりませんが、経済的に見ればすごくいいことですが、廃棄物の関係から言えば今後とも予断を許さない、場合によってはワニの口状態になるのではないかとというのが私どもの懸念であります。これが現場の声です。少し横槍で申し訳なかったです。

【森口会長】

ありがとうございます。市の方からお答えいただく前に少し私の方から補足させていただきます。今、星野委員から御発言いただいたことは先ほどの大洗の例にも通じますが、市民が出しているとは限らないわけです。市外も商圈とされているので、より広域のところからお客様を集められて、そこの方々が飲食をされ、そこで廃棄物が発生するということもあるということです。そういったことはつくば市の法人税収にも寄与してくるところはあると思います。

そういったことの中で経済活動を見ずに総量で良いのかということは、実は持丸委員の前任のカスミの伊神委員から以前にも御指摘をいただいております。この審議会の手続き上変えられるかどうかということについて、ごみ処理の基本計画は10年で、5年に1度見直すということになっていると理解しています。前回見直してから比較的日が浅いのであまり普通は見直さないけども、いよいよ何か変えたほうが良いことがあれば変えるということはある得るとは思いますが、そのようなことを私が言ってしまうと事務局が大変お困りになると思いますし、少なくとも次を決める際、特に事業系の方はよりきめ細かにやったほうがいいのかと思いますながら、御意見を伺っておりました。木村課長いかがですか。

【事務局】

はい。現在令和8年度でございます。今持っております一般廃棄物処理基本計画の計画年度が令和11年度までになっております。令和11年度に改定作業を行います。前回計画改定を行った際よりも長い時間をかけてやることになりますので、単年度ではなく、前年度の令和10年度から準備作業等々に入り、令和11年度でもって新たな計画の策定を目指します。

よって現状ですと、作業できるのが残りは令和9年度しかございませんが、令和11年度まで待ち、新たな計画に生かすということで今回修正をするつも

りはございません。ただ、例えば生活系ごみにつまして 577 グラムということで、令和 11 年の目標である 578 グラムを下回ってしまったことから、何もなくてよいのかということではなく、より一層の減量や資源化を常に頭に入れながら、施策を推進していきたいと考えております。その中で、今後新たな計画に対しこういったアプローチをしていくかを、委員様の力やお知恵を拝借しながら進めていければと考えております。

なお事業系につましても、アプローチの仕方がこれまでこうだ、純然と減らすことが目標だということもありますが、当然先ほど星野委員からもお話ありましたとおり、経済活動の動きからも当然そのまま減っていくということではなく、ある程度増加する要因も加味しながら全体の計画を立てていく必要があると感じております。

【森口会長】

梶原委員よろしいでしょうか。続いて肴倉委員お願いします。

【肴倉委員】

今の議論を聞いていると、資源ごみの扱いそのものを見直すというか、分けて考える必要あるかなと思いました。

1 つは 5 ページ目の事業系ごみについて、資源ごみのうち古紙古布の直接資源化の数字だけがぐんと伸びているというところです。これが果たして悪いことなのかどうかを考えなければなりません。歩留まりを考えると全てが資源になるわけではないので、全く正しいわけではありませんが、資源ごみを分けて考えたほうが良いのではないかというのがその理由の 1 つです。

2 ページ目の生活系ごみの一覧表もありますが、資源ごみが全て赤い字で計画値に対し達成しないような書かれ方もされておりますが、果たして資源ごみが目標よりも少ないことは本当に課題かどうかという、そのようなことはな

と思いますし、資源ごみとそれ以外を分けた目標の立て方等が必要かなと考えました。

【森口会長】

重要な御指摘ありがとうございます。事業系、生活系それぞれに問題があり、生活系はリサイクルも大事だが量が減るのであれば良く、リデュースの効果として減少してきている部分もあるので、おそらく品目別のリサイクル率のようなもので見ていければ良いと思います。量だけで見て集めてないから悪いと言うと、分別はして欲しいが無駄なものをたくさん買って良いと見えてしまうかもしれないので、御指摘のとおりであると思います。

事業系について紙の直接資源化を含める以前は、リサイクル率が低迷している中で、当時は物流倉庫というよりも研究学園都市として研究機関での古紙も多かったということもあって含めるようにしたわけですが、これがあまりにも全体の数字に影響を与えすぎてしまい、なかなか傾向が見えにくいかなと思いますので、次期の計画を立てる際に、特に大規模事業者からの紙のリサイクルを足し込むかどうかは大きな見直しのポイントになり得ると感じております。

今日の段階で決めるにはやや時期尚早かとは思いますが、度々この件が話題になっておりますので、メモしておいていただければと思います。今日の委員からの御質問が事業系ごみのところに集中しておりますので、端的にそういうことかなと思います。

続いて副会長お願いいたします。

【浅野副会長】

はい、ありがとうございます。事業系の古紙に関しまして、少し申し上げたいことがあって発言させていただきます。

今物流倉庫ですとか大規模事業者できちっとダンボール等の仕分けをして、それが資源に回っている分までごみに加えて、総量が増えているというお話でしたが、一方では本当は資源化できるけれども、資源化されない小規模事業者というのがかなりたくさんあります。代表的なのは調剤薬局ではないかと考えております。御存じのとおり薬というのは非常に厳重に梱包されておりますので、ものすごい数のダンボールや内箱等が出るわけです。

ところが、一つ一つの調剤薬局は大規模な多量排出事業者ではないので、そのような調査にも引っかけからず、このような言い方は少し失礼ですがやはり零細というところもあるので、紙は別に集めて契約、そして燃えるものは燃えるもので契約という契約をしていらっしゃる事業者はほとんどおりません。ということは一生懸命分別したところで、全部焼却炉に行ってしまうという現実がございます。そしてつくば市はかなり調剤薬局や医療機関も多いので、大規模ではないが分別しようと思えばより資源化できると考えており、何か施策として盛り込む必要があるのではないかとかねてから考えております。

【森口会長】

ありがとうございます。事務局ともまた打ち合わせをして、容器包装リサイクル法の解釈等を勉強し直さなければならないところがあります。市で何ができるかということはプラスチックばかり話題になりがちですが、容器包装の紙というのは恐らく家庭系しか対象としておらず、一方で産業廃棄物としての紙は業種指定があるので調剤薬局は指定外になってしまいます。調剤薬局という具体的な例を出していただいたので頭の体操には重要であると思いましたが、ある種の法律のはざまでこのような業種からの資源化をしようと思えば、どうすれば合法的にできるのかという非常に興味深い例だと思います。もう少し私も勉強させていただきたいと思います。

市の方から何か、今の時点でお答えいただけることはありますか。

【事務局】

環境衛生課の木村です。様々なハードルがあるとは思いますが。例えば費用負担であったり、小規模事業者だとできないということも可能性はあるとも思いますし、やり方等は多くの研究が必要になってくると考えております。

【森口会長】

恐らく自治会が持つておられるごみステーションに事業系のものを持ち込むと自治会が止めると思いますし、かといって事業者向けの資源ごみ回収ステーションを設け、産業廃棄物には該当しない合法的に集めて良いものを市で収集する、あるいは古紙業者が直接集めるところまで市が介入できるのかまでは勉強しなければならないと思いますが、できなくはないと考えます。重要な御指摘ありがとうございます。

ということで、数字のところでもまだあるかと思いますがけれども施策も含めて、全体についての御質問、御意見があれば承りたいと思いますがいかがでしょうか。数字関係の質問でも結構ですし、数字にこだわらない御質問、御意見でも結構です。

稲葉陸太委員お願いします。

【稲葉陸太委員】

家庭に関係する紙のところで、新聞も減ってきており雑誌もウェブ化が進んで減ってきていると思います。特に新聞や雑誌は密度が大きいです。上質紙で非常に密度も高く重いので、それが減ってきているのでその影響も出ていたと感じました。また古紙について、これは事業系も同じですが、ウェブ通販等の取引が増え、また小口の通販も非常に増えてきているという影響もあると思いますし、脱プラが進み、中の緩衝材が段ボールですごく複雑に緩衝の構造があ

り、中身の構造も増えて重くなることで量的に増えてきているのかなとも思いました。

また同じ事業系とはいえ多量排出事業者では、表3を見ても分かるように、資源ごみについては多量排出事業者の割合が多く資源化も十分されている一方で、燃やせるごみについては、多量排出事業者が30%程度であり、残り60%程度が中小の事業者様から出ていてそこが課題になってくると思います。

市から報告書を出すよう指導されていると思うので、その中で資源化をこれぐらいやりました、というような報告はされていると思いますが、減量をこれだけやりました、のようなその方法と目標のようなものも報告いただいているのかお聞きしたいです。それがないと、別に聞かれてないから書かなくていいとなるのかなと思ったところがあります。その辺りのお考えがありましたら教えてください。

【事務局】

多量排出事業者様の計画書の中では、年間の総量になりますが資源化した紙類等以外に燃やせるごみの量がいくらか、また生ごみ等を資源化している場合は、内訳としてどれぐらいかという報告もしていただいております。

減量化の方法については補足的な資料として、他の事業者にも展開できるような事例がありましたら協力をお願いします、といった形で必ず提出してくださいという形にはしていません。

【稲葉陸太委員】

はい、多量排出事業者も限界まで努力されているような感じはしました。
どうもありがとうございました。

【森口会長】

他にいかがでしょうか。黒崎委員お願いします。

【黒崎委員】

今話題になっているつくば市で計画が進んでいるデータセンターの開発について、気温が上がるとか、電力不足であるとか、いろいろ問題があるそうですが、事業系ごみに対して影響というのは何か考えられますか。

【森口会長】

私の知る限りではあまりごみが出そうにないです。先ほどの事業系ごみの話で、一事業者がすごく影響を与えるという話がありまして、温暖化対策に私も少し関係しておりますので、そちらには重大な影響を与えます。つくば市全体の電力消費量をあつという間に一事業者だけで押し上げてしまいますので、そこは大きな問題が出ると思います。

固形のごみで何か出るかということ、私の知る限りでは無いです。電力問題と熱問題と、系統電力が届いたときのために自家発電の装置を恐らく持たれると思うので、それによる大気汚染というような話は他の地域では懸念材料として挙がっていたかと思います。

廃棄物にはあまり影響しないと私の知る限りでは思いますが、市の方でもそのように把握しているかなと考えます。

続いて梶原委員お願いします。

【梶原委員】

少し別な視点ですが、高齢者からの戸別回収が昨年度から開始したということで、すごく良い取組が始まったと思いました。ここの資料2を拝見すると、昨年度末時点で36件収集をしていたということで、ただ先ほどの質問への回

答では、今年度の7月時点でも61件になっているというような話でした。この数字が大きいのか小さいのかは分からなかったのですが、30何件と聞いた際は、思ったより少ないかなというような印象を持ちました。そして、このようなサービスを求めるところは高齢者や、障害を持つ方のみの世帯であるとする、そのようなところに情報が本当に届いているのかというのを少し懸念しました。

また、この制度自体は毎年申請し直すという仕組みですか、ということをお願いしたいです。

また事業系ごみのことをもう1点だけ教えていただきたいのですが、多量排出事業者への計画提出依頼及び指導というのがありました。令和5年度からの件数が記載されています。資料2の7ページです。令和7年度は155件の提出がありましたというお話ですが、この多量排出事業者自体はどれぐらいの件数があって、何件に依頼したうちの155件が提出するのかというような、相場感がもし分かれば教えていただきたいのと、不十分な計画の場合は指導するというようなことですが、そのような計画が出てくるということもあるものでしょうか。

【事務局】

環境衛生課の神立と申します。高齢者ごみ出し支援事業の周知に関しまして、毎年民生委員に対して行っております。その他環境衛生課からではございませんが、高齢福祉課や障害福祉課、広報でも周知をさせていただいております。

申請に関しては、一度申請していただければそのまま継続して利用できますので、更新するということはありません。

【森口会長】

多量排出事業者の数値は出そうですか。

【事務局】

今すぐ正確な数字は出ないですが、およそ 200 件弱を対象にしており、そのうちの 155 件ということになっています。これは収集業者から収集の予定量を聞いたところで判別し、毎年度依頼しております。

また計画が不十分であった場合ということですが、市としてまずは排出量の減少をまず優先して達成して欲しいですが、できない場合は資源化する量を増やす等の努力を行い、改善した計画に見直してくださいとお願いしています。

【森口会長】

200 というのを多いと思われるか少ないかと思われるかですが、200 であると個別の事業者の名前を覚えきれないとしてもそれなりに把握できるくらいであるので、努力している事業者と改善指導を行う事業者を把握していただける範囲であると思いました。

ごみ出し支援の件について、私も非常に新しい取組であると思いますが、今後さらに高齢化が進んでいくので、対象者が増えていく中である種の公助としてどこまでできるのかという論点はあるかと思います。自助を求めるのは厳しい中で、御近所を含めてどのような形で、そういうところを設計していくかというのは国立環境研究所でも高齢者のごみ出し支援等の活動しておられたかと思います。今後の、かなり中長期的な課題としてはしっかり向き合わなければならない課題であると感じながら伺っておりました。

続いて副会長お願いします。

【浅野副会長】

ただいまのごみ出し支援のことで、会長がおっしゃったように、確かに公助だけではなく、共助も非常に大事になってくると考えます。

それに関しましては、先ほど民生委員さんを通じてというお話がありましたが、地域包括支援センターのケアマネさんなどを通した通知や周知というのはどのようなになっているか教えてください。

【森口会長】

今期の審議会は福祉部長さんにも参加いただいているため、福祉部長からお答えいただければと思います。

【根本委員】

福祉部の根本でございます。

今委員からお話がありましてとおり、地域包括支援センターに説明しております。また、市内のケアマネージャーの連絡会等でも周知はしております。その結果、やはりお話があったとおり申請件数は年々増加傾向にあります。

【森口会長】

必要としている方にしっかり情報が届くようにということが重要だと思いますし、廃棄物のことではあるけれども、支援対象となる方への情報のチャンネルを別途お持ちだということでもありますので、ぜひよろしくお願いいたします。

続いて執行委員お願いします。

【執行委員】

段ボールコンポストについて教えていただきたいことが何点あります。

1つ目は、生ごみの圧縮効果により4人のモデル家族として生活して年間減量できる燃やせるごみ量の見込みがあれば教えていただきたいです。

2つ目が、減らしたことでの市としての効果として、処理場の燃やすごみの量が減ることによる二酸化炭素排出量の削減等、何か効果として定量的なものを市として把握していれば教えていただきたいです。

3つ目が、前回の審議会の後、段ボールコンポストについてお隣さんと話をする機会があり、失敗したら臭いが出てくるかもしれないからちょっと置きづらいですねという話になり、コーヒードロップを干して肥料にされているような方なのですが、それでも生ごみの処理は失敗する心配があるとのこと。何かこのようなことで市民からお話ができれば教えていただきたいです。

【森口会長】

ダンボールコンポストは熱心に取り組んでおられる団体があって、おそらくそういったところを市としては支援されているということかもしれませんが、市の方でどこまで細かいところで把握されておりますでしょうか。

木村課長でよろしいですか。

【事務局】段ボールコンポストが生ごみをどれだけ処理できるかということですが、1日約500グラムの、3か月分90日ということで45キロという試算はあるのですが、実質なかなかそこまでは耐えられないと思います。

それに対し、実際につくば市のごみの量がどれくらい減るかという数字的な研究をしているわけではなく、生ごみを段ボールコンポストで資源化することによって、ごみの減量への意識やごみを考える機会というのを多くの方に知ってもらいたいなと思って取り組んでおります。

普段の生ごみ等を燃やせるごみに入れて出せばいいという考えから、生ごみを資源化することによってごみのことを考え、さらにリサイクルやごみを出さ

ないようにしようという取組を市民一人一人の方に考えていただくことを期待し、始めております。

次に、臭いがなかなか大変なことになってしまうというのもあると思います。少しずつやりながら楽しんでいって、失敗もしながらごみのことを考える契機にしていいただければなと考えております。

ちなみに臭いがどうしようもなくなった場合、1回中身を全て出して少し強い日差しに当てることによって解消され、臭い等の心配がなくなるという話もございますので、ぜひ試していただければなと思っております。

【森口会長】

ある種象徴的な取組ということで、啓発という効果で減量までの効果は難しいという正直なお答えだったかなと思います。

続いて加茂委員、お願いいたします。

【加茂委員】

ちょっと私自身も勉強不足でつくば市が今どうなっていたか教えてください。

2つ質問があるのですが、1つは今つくば市で製品プラスチックの集め方で今どうされているのか。ちょっと私自身も出そうと思った際に調べ損なったので教えてくださいというのが1点です。

あとは、ペットボトルで全国的なトレンドとして指定法人を介さないで直接やるというのが市町村で多くなってきましたが、つくば市は今どうなっているのか教えてください。

【事務局】

環境衛生課の木村です。製品プラについて、つくば市はまだ取扱いがございませんので、燃やせるごみで一緒に出していただくという形になります。

【事務局】

サステナスクエア管理課の岡野と申します。ペットボトルの排出の状況につきましては、指定法人日本容器包装リサイクル協会と、BtoB を契約しておりますサントリー様と、もう1つ地元業者の独自ルート、という3つのルートに分けて処理しております。

【加茂委員】

公正取引委員会の報告書を読むと、BtoB で直接やると価格は別に公開しなくてよいですが結構甘い算段であり、適正価格はなかなか決めにくいところがあるので、サントリーと決めてやるのではなく、競争入札でやったほうが良いという趣旨のことが報告書に書いてあったので、つくば市ではどうなっているのかなと思ひましてお聞きしたいと思ひます。

【事務局】

サントリーとの取引価格につきましては、容器包装リサイクル協会の価格プラスで契約をしております。

【森口会長】

それを超えて、容器包装リサイクル協会より高ければ良いのではなく、サントリーより高い価格で買ってくれるボトラーがおられれば、そういったところを買ってもらってはどうかというところまで含めてであると思ひますし、公正取引委員会は容器包装リサイクル協会の指定法人自体が独禁法的に問題がある

のではないかと指摘されておりましたので、非常に新しい動きが出てきているということだと思います。

製品プラスチックの話は事務局との打合せで私も気にしておりました、また今日御欠席の原田委員からも再三御指摘をいただいていた、つくば市は容器包装だけ集めるのか、それ以外のプラスチックも集めるのかという話があります。

製品プラスチックを集め出すと様々なものがまた、リチウム電池問題も含めて混ざりかねないので、製品プラスチックという言葉は使わず、容器包装に加えて質のいいプラスチックだけ集めるような、つくば市方式がうまくできればいいかなと思っております。これはじっくりと考えなければならない話かと思えます。大臣認定ではなく容リ法ルートで、製品プラスチックと一緒に集めるということも可能ですので、そういった形も含めて少しまた勉強できればと思います。

通常の審議会の議題では取り上げきれないので、一度プラスチックについてじっくりと審議会の場以外で、ぜひ加茂委員にも御参加いただいて議論しようということを以前事務局とも話しておりましたので、ぜひまたお声掛けさせていただければと思います。

続いて、浅井委員お願いします。

【浅井委員】

雑がみを入れる袋ですが、以前無料で配布していたことがあったかと思えます。袋が大変丈夫で良かったのですが、もう袋は配布されていないのでしょうか。お金出してでも買いたいなと思えます。評判が良かったはずですが、市民からリクエストはなかったですか。

【事務局】

環境衛生課の神立と申します。雑紙袋については、今も配っております。窓口センターや交流センターでも何部か配布しておりますので、そちらの窓口の方で職員の方に声をかけていただければ、問題なくお渡しできると思います。

もしくはこの庁舎の総合案内に声をかけていただければお渡しできます。

【森口会長】

ありがとうございます。雑がみは自治会のごみステーションを見ていると多様な出し方をされており、レジ袋の無料配布ができなくなったということもあって、プラスチック以外の紙の手提げ袋を選ばれる方もいると思います。ただ結構高いです。高い上に意外とそれを無料で貰えるところもあったり、小売店側の対応もバラバラだと思いますが、その手提げ袋もその週の雑紙袋にそのまま利用できるということもあります。

紙の出し方はかなり多様な出し方が可能であると思いますので、そういったところの普及啓発もぜひ力を入れていただければと思います。

雑紙は雑紙袋に必ず入れなければならないというものでもないと理解しておりますので、その部分の広報もぜひよろしくお願いいたします。

それでは続いて黒崎委員をお願いします。

【黒崎委員】

先ほどのダンボールコンポストに関して補足ですが、実際に段ボールコンポストをやらせていただいておりますが、あまり臭いは気にならないです。なぜなら燐炭が入っていて炭なので、比較的臭いを吸収してくれます。どちらかというと虫の方が気になるかなと思います。虫はなかなか避けられないというのが、問題としてあります。もう1年ほどやらせていただいておりますが、既に4箱ぐらいやっておりますが、目の前が家庭菜園なので比較的堆肥を作った後そのま

ま活用できるということがありますが、一般の方は堆肥を作ったがそれをどうするのかといった課題があると感じました。

【森口会長】

段ボールコンポストだけではなく、いわゆる生ごみの資源化ということでコンポストによる肥料化というのは日本のみならず様々な国で試みられてきたわけですが、今まさにおっしゃっていただいた、日本の場合なかなか行き先がないというのが課題であり、農家さんもやはり合成肥料をずっと使っていたということがヨーロッパ等との大きな違いかと思いますが、一方で茨城県の中でもつくば市は都市的なところと農村的なところが共存していると思いますので、ぜひそういったところもうまく成り立つところはやっていただければと思います。

何か講習会みたいなものはありますか。

【事務局】

環境衛生課の木村です。今年度は2日間で各2講演ずつ、合計4回の講演会という形で配布をしました。5月と7月に実施済みでございまして、どちらも広報紙に記事を出しています。

補足ですが今黒崎委員からもありましたように、段ボールコンポストを実際にやっていただいた中でのユーザーの方々の御意見だったり、疑問点だったりというものがありますので、そういったことも拾い上げてホームページ等で皆さんへ情報共有できるような形を作っていけたらと思っております。

【森口会長】

続いて浅井委員お願いします。

【浅井委員】

コンポストでできた土について、使い道がない人はどうすればよいですか。

【事務局】

順番がどちらかという話ですが、コンポストを使う方が元々畑等にて堆肥を使うということが前提となっており、それを回収するというシステムにはなってございませんのでよろしくお願いいたします。

【森口会長】

続いて稲葉陸太委員お願いします。

【稲葉陸太委員】

やはり将来的に生ごみは分けて資源化の方に回し、その前に食品ロスとして削減はするものの、調理くず等のどうしても出てくるものをどう処理するのかという話で、段ボールコンポストにも取り組んでいただいていると思いますが、生ごみそのものとして出すよりコンポストにすれば、臭いも減り、保存もしやすいのかなと思います。

また、例えば市の方でコンポストボックスのようなものを設置していただければ、そこに持っていくのは生ごみを持っていくより簡単であるとも思います。そういう形で、自分の都合の良い時に生ごみの資源を出すというやり方もあると考えます。そのようにして生ごみを徐々に可燃ごみから抜いていけば、今度残った可燃ごみもハンドリングしやすくなると考え、そういったところも見据えて考えていただければと思いました。

黒崎委員お願いします。

【黒崎委員】

前回サステナスクエアの見学会に参加させていただきまして、どうもありがとうございました、大変勉強になりました。特に印象に残ったのが、ペットボトルの蓋を、2人の方が手作業で開封しているという姿を見て、やはり捨てる際に蓋を外して出すことが大事であるということを実感しました。こういった見学会を市民の方にもより実施してもらえると良いと感じました。

【森口会長】

大変貴重な御意見ありがとうございます。中身が少し残っていたり、特にびんであるといふ蓋をしたまま捨てたくなる気持ちも分からなくはないですが、ペットボトルの蓋はペットボトルとして処理できないので、やはりサントリーさんであれ、他のところであれ、高く買っていただくためにも蓋は取り除かなければいけないので、そういったところの周知徹底もぜひ引き続きお願いできればと思います。

他に何かございますか。事務局から何かありますでしょうか。

進行を事務局へお返ししたいと思います。

【事務局】

森口会長ありがとうございました。委員の皆様にも長時間にわたりまして、議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。

以上を持ちまして、令和8年度第1回つくば市一般廃棄物減量等推進審議会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

【参考資料】

※¹ つくば市一般廃棄物処理基本計画（本編）

[kihonkeikaku_kaiteiban.pdf](#)

※² つくば市一般廃棄物処理基本計画（資料編）

[kihonkeikaku_kaiteiban_siryohen.pdf](#)

令和8年度 第1回つくば市一般廃棄物減量等推進審議会 次第

日時：令和8年8月3日（月）午後2時00分から

場所：つくば市役所 本庁舎2階 会議室202

1 開 会

2 委員紹介

3 議 事

ごみ処理の現状と施策の取組状況（令和7年度実績）

4 その他

5 閉 会

【配布資料】

- ・ 令和8年度 第1回つくば市一般廃棄物減量等推進審議会次第
- ・ 資料1 計画進捗の概要
- ・ 資料2 ごみ処理の現状と施策の取組状況（令和7年度実績）
- ・ 参考資料1 ごみ処理基本計画 進行管理表
- ・ 参考資料2 食品ロス削減推進計画 進行管理表
- ・ 参考資料3 令和7年度つくば市一般廃棄物処理実施計画
- ・ 参考資料4 令和8年度つくば市一般廃棄物減量等推進審議会委員名簿
- ・ 参考資料5 つくば市一般廃棄物減量等推進審議会条例

令和8年度 第1回つくば市一般廃棄物減量等推進審議会

計画進捗の概要

生活環境部 環境衛生課

1. 本審議会の目的

- つくば市一般廃棄物減量等推進審議会は以下の目的に基づき、年2回実施いたします。

目的

つくば市一般廃棄物処理基本計画（令和6年度改定）をより実効性のあるものとするため、本計画にて定めている重点施策の進捗状況や目標達成状況について点検、評価、見直しを行う。

第1回審議会 （開催時期：7～8月頃）

- ✓ 前年度に実施した施策の取組状況報告
- ✓ 前年度の廃棄物処理量実績と、つくば市一般廃棄物処理基本計画における目標達成状況の報告
- ✓ 本年度に実施予定、または実施済みの施策の報告

第2回審議会 （開催時期：1～2月頃）

- ✓ 本年度の廃棄物排出量実績（中間実績）の報告
- ✓ 来年度に実施する施策の検討

2. 計画数値目標の達成見通し

■ 各指標ごとの進捗状況〔令和11年度の目標達成に向けた各年度の達成目安との比較〕

総排出量

実績値：967g/人・日

計画値：976g/人・日



順調

生活系ごみ

実績値：577g/人・日

計画値：602g/人・日



順調

事業系ごみ

実績値：104.97t/日

計画値：98.99t/日



課題あり

リサイクル率

実績値：27.5%

計画値：27.8%



概ね順調

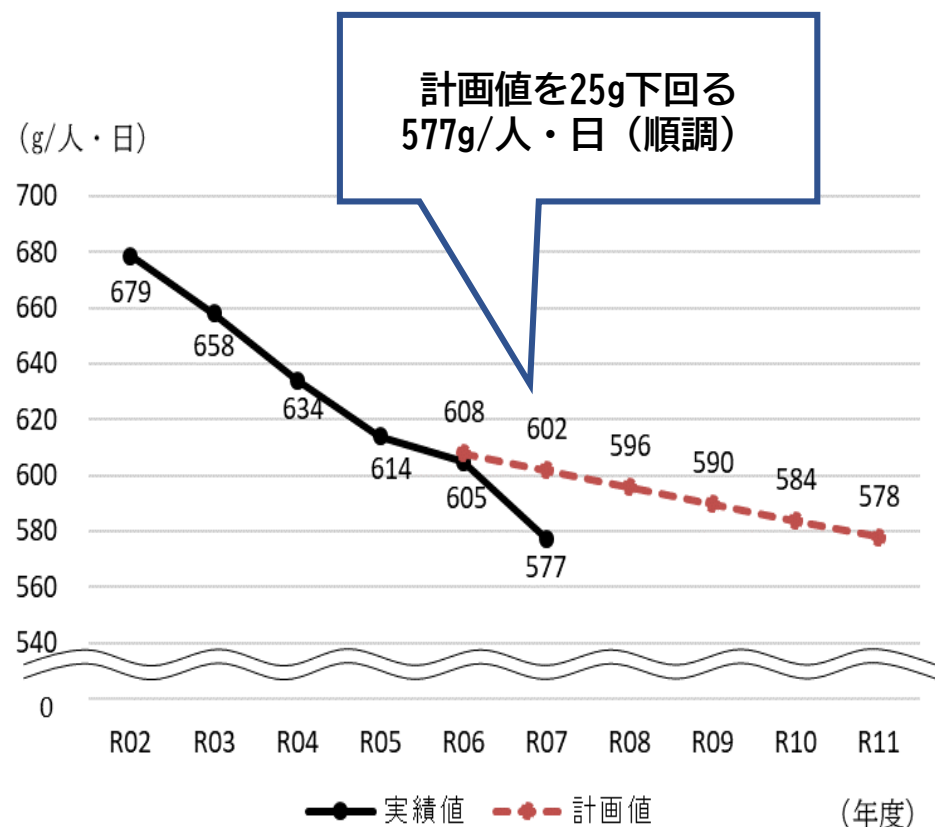
用語 説明

実績値・・・令和7年度（令和7年4月～令和8年3月）における排出量実績です。

計画値・・・「つくば市一般廃棄物処理基本計画」の計画期間末年度である令和11年度の
数値目標達成に向けての進捗度の参考となる各年度での目安です。

- 令和6年度と比較し、生活系ごみ1人1日あたり排出量は計画値を下回り、順調に減量が進んでいます。

1人1日当たりの生活系ごみ排出量



令和7年度の主な取組（一部抜粋）

01

生ごみの 自家処理推進

- ✓ 段ボールコンポストを配布。
（配布数実績：731個）
- ✓ 生ごみ処理容器等の購入費補助金を交付。
（交付実績：275基）

02

危険ごみの 分別徹底

- ✓ 小型充電式電池内蔵製品の回収品目を増加。（電子タバコ等5品目）

03

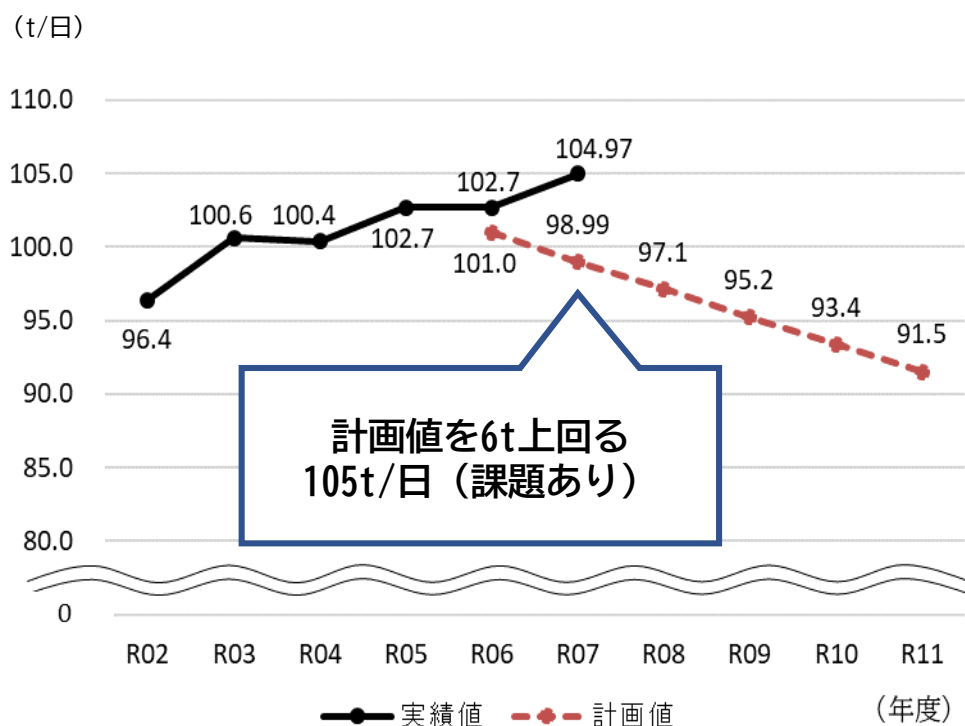
排出困難者支援

- ✓ 高齢者等排出困難者を対象とした戸別収集サービスを開始。
（支援実績：36軒）

4. 事業系ごみ

- 令和6年度と比較し、1日当たり事業系ごみの排出量は増加しています。
- なお、事業系ごみ排出量のうち12.2%は事業者自身が直接資源化した紙類等です。（リサイクルしても排出量には含まれます。）

1日当たりの事業系ごみ排出量



令和7年度の主な取組（一部抜粋）

01

多量排出事業者
への指導

- ✓ 「減量化等計画書」の提出を通じ、指導を行う。
(提出件数：155件)

02

搬入検査の実施

- ✓ クリーンセンターでの搬入検査により、不適正排出を指導
(事業系実施件数：24件)

03

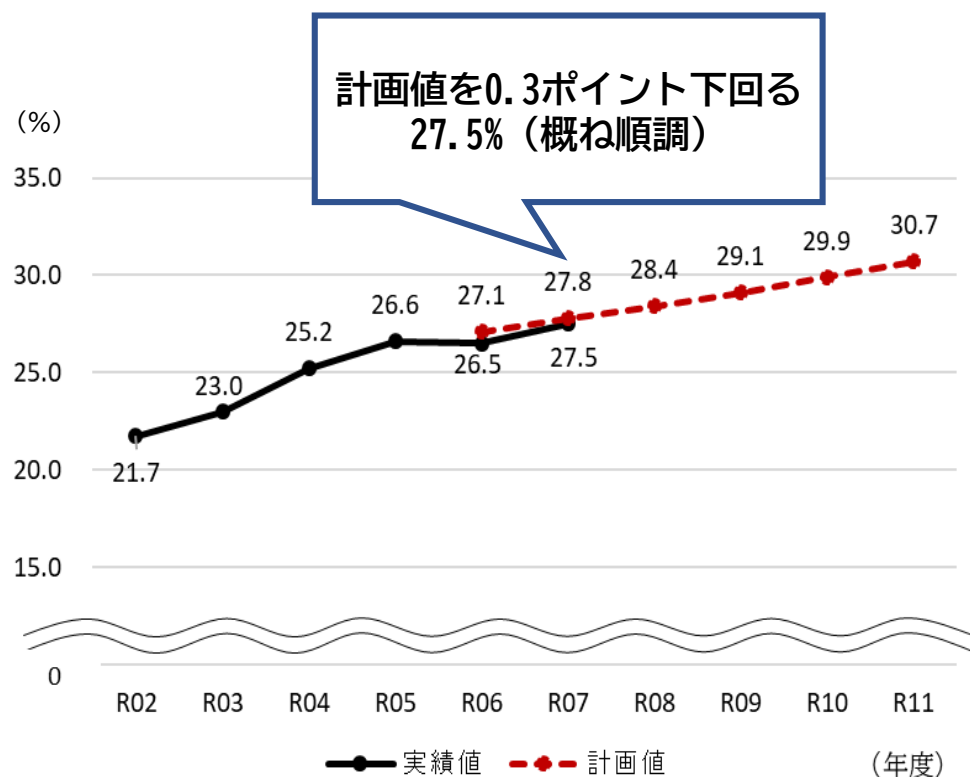
事業所訪問
による直接指導

- ✓ 適正分別に関する個別指導を実施。
(訪問件数：53件)

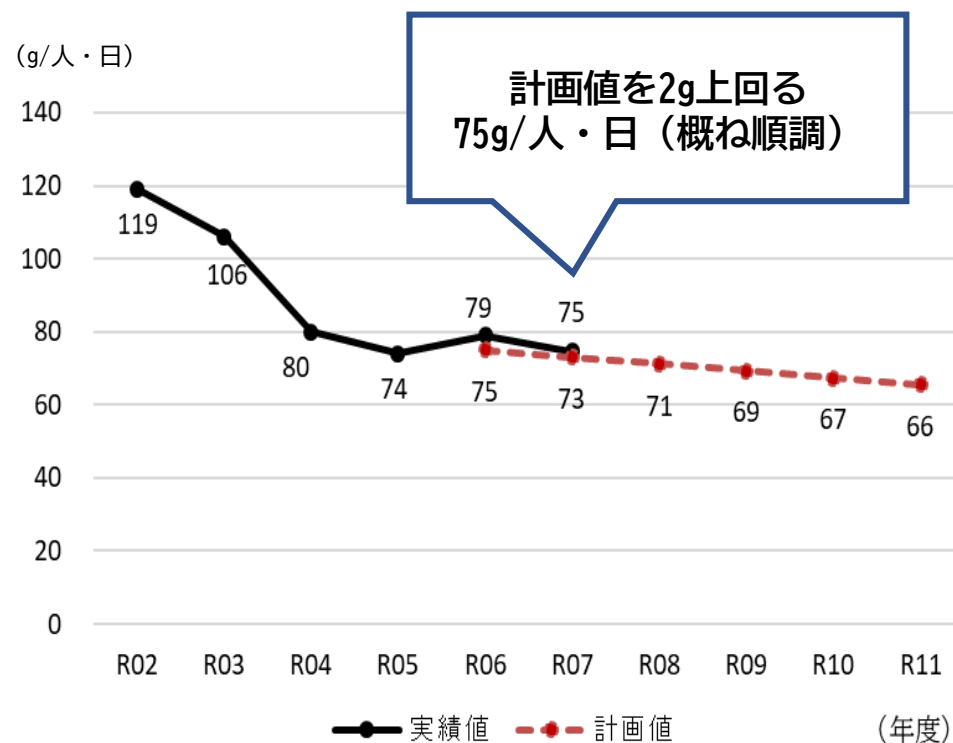
5. リサイクル率・最終処分量

■ 令和6年度と比較し、リサイクル率は微増、1人1日当たり最終処分量は微減です。

リサイクル率の推移



1人1日当たり最終処分量の推移



6-1. 令和8年度に実施する施策

- 令和8年度に実施予定、または実施済みの施策は以下のとおりです。
- なお、施策番号は「参考資料1 ごみ処理基本計画 進行管理表」をご参照ください。

施策の概要

① 粗大ごみキャッシュレス決済
のサービス開始
(施策番号：2-1-3)

② 高齢者ごみ出し支援の支援対象
拡大
(施策番号：2-1-3)

③ 充電式電池拠点回収場所の増設
(施策番号：2-1-4)

施策の詳細

- ✓ 粗大ごみにおける有料戸別収集のインターネット受付でキャッシュレス決済対応
- ✓ 令和8年6月15日よりサービス開始
⇒キャッシュレス決済利用件数：276件（令和8年6月末時点）

- ✓ 高齢者ごみ出し支援事業の対象者を拡大
- ✓ 昨年度：「要介護1～5」「視覚障害又は肢体不自由の1級又は2級」が対象
⇒今年度：「要支援2」「視覚障害又は肢体不自由の3級」を追加

- ✓ 各交流センターや窓口センターに設置している充電式電池の拠点回収場所の増設
- ✓ 回収拠点数：9か所（令和8年6月末時点）
（令和7年度末時点では2か所）

6-2. 令和8年度に実施する施策

- 令和8年度に実施予定、または実施済みの施策は以下のとおりです。
- なお、施策番号は「参考資料1 ごみ処理基本計画 進行管理表」をご参照ください。

施策の概要

④ 生ごみ等の自家処理推進 (施策番号：1-2-1)

⑤ 生ごみ資源化施策の検討 (施策番号：1-3-2)

⑥ 安定処理のための施設整備 (施策番号：3-1)

施策の詳細

- ✓ 段ボールコンポストを初めて利用される方への講習会の実施
- ✓ 剪定枝粉碎機に対する購入費補助金の交付開始

- ✓ 市内の現状を踏まえた有効的な生ごみ資源化手法や施策の導入可能性検討

- ✓ し尿処理施設の更新を含めた今後の処理体制検討
- ✓ リサイクルセンターにて火災を検知する設備の増設予定

ごみ処理の現状と施策の取組状況（令和 7 年度実績）

総排出量（生活系＋事業系）

表 1 に、令和 7 年度のごみ量実績値を集計したデータを示しています。表中の①は令和 7 年度の実績値を示しています。比較として、②令和 6 年度実績と④令和 7 年度計画値（つくば市一般廃棄物処理基本計画より記載）を示しています。

令和 7 年度の総排出量は令和 6 年度に比べ 459t 増加し、つくば市一般廃棄物処理基本計画の計画値を 822t 上回る結果となっています。また 1 人 1 日当たりの総排出量は 967g となり、令和 6 年度実績値と比較し 35g 減少し、計画値を 9g 下回る結果となっています。

表 1：ごみ量実績

青文字 計画値に対し順調
赤文字 計画値に対し課題あり

※対前年度増減率=(①/②×100)-100

	①R7年度 実績値	②R6年度 実績値	③対前年度比 (①-②)	対前年度 増減率	④R7年度 計画値	⑤実績対計画 (①-④)
人口(人)	268,991	258,345	10,646	4.1 %	264,209	4,782
総排出量 (t)	94,988	94,529	459	0.5 %	94,166	822
1 人 1 日当たり(g/人・日)	967	1,002	▲ 35	▲ 3.4 %	976	▲ 9
生活系ごみ合計 (t)	56,675	57,032	▲ 357	▲ 0.6 %	58,034	▲ 1,359
1 人 1 日当たり(g/人・日)	577	605	▲ 28	▲ 4.6 %	602	▲ 25
事業系ごみ合計 (t)	38,313	37,497	816	2.2 %	36,132	2,181
1 日当たり(t/日)	104.97	102.73	2.2	2.2 %	98.99	6
1 人 1 日当たり(g/人・日)	390	398	▲ 8	▲ 2.0 %	375	15
リサイクル率(%)	27.5	26.5	1	3.9 %	27.8	▲ 0.3
資源化量	26,152	25,045	1,107	4.4 %	26,136	16
最終処分量 (t)	7,323	7,462	▲ 139	▲ 1.9 %	7,043	280
1 人 1 日当たり(g/人・日)	75	79	▲ 4	▲ 5.6 %	73	2

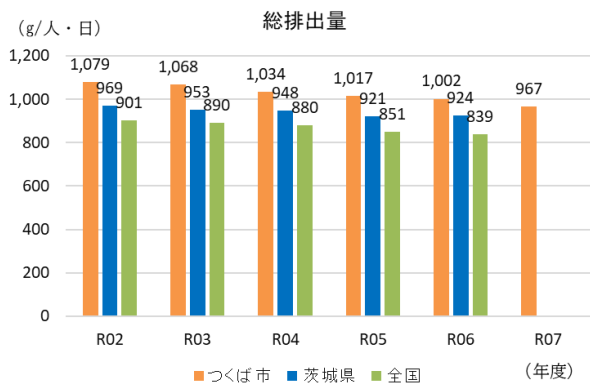
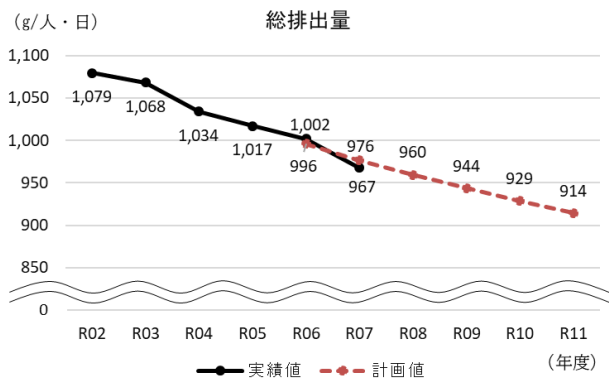


図 1-1：1 人 1 日当たりのごみ総排出量の推移（計画値との比較）（左）

図 1-2：1 人 1 日当たりのごみ総排出量の推移（茨城県・全国との比較）（右）

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

生活系ごみ

表 2 に、令和 7 年度の生活系ごみ排出量の実績値を示しています。

図 2-1 に、1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量の推移（計画値との比較）を、図 2-2 に、1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量の推移（茨城県・全国との比較）を示しています。

表 2：生活系ごみ排出量実績

青文字 計画値に対し順調

赤文字 計画値に対し課題あり

※対前年度増減率=(①/②×100)-100

	①R7年度 実績値	②R6年度 実績値	③対前年度比 (①-②)	対前年度 増減率	④R7年度 計画値	⑤実績対計画 (①-④)
人口(人)	268,991	258,345	10,646	4.1 %	264,209	4,782
	(t)	(t)			(t)	
生活系ごみ合計	56,675	57,032	▲ 357	▲ 0.6 %	58,034	▲ 1,359
1人1日当たり(g/人・日)	577	605	▲ 28	▲ 4.6 %	602	▲ 25
燃やせるごみ	45,443	45,559	▲ 116	▲ 0.3 %	45,555	▲ 112
燃やせないごみ	1,766	1,794	▲ 28	▲ 1.6 %	1,906	▲ 140
粗大ごみ	1,869	2,008	▲ 139	▲ 6.9 %	1,932	▲ 63
資源ごみ	7,539	7,618	▲ 79	▲ 1.0 %	8,587	▲ 1,048
資源ごみ 内訳						
古紙・古布	3,756	3,804	▲ 48	▲ 1.3 %	4,325	▲ 569
かん	519	558	▲ 39	▲ 7.0 %	602	▲ 83
びん	1,410	1,420	▲ 10	▲ 0.7 %	1,509	▲ 99
ペットボトル	770	773	▲ 3	▲ 0.4 %	825	▲ 55
プラ製容器包装	1,068	1,050	18	1.7 %	1,314	▲ 246
廃食用油	13	12	1	8.3 %	11	2
小型家電	3	1	2	0.0 %	1	2
有害ごみ	58	50	8	16.0 %	54	4

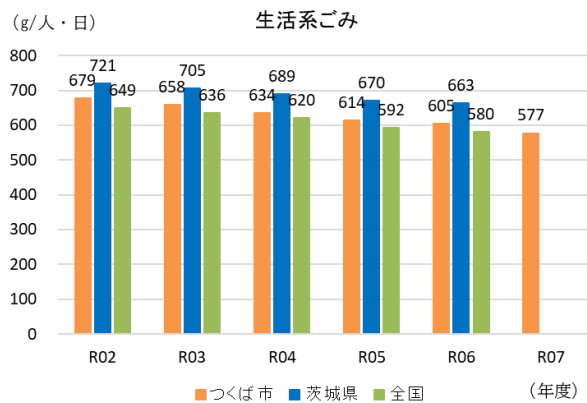
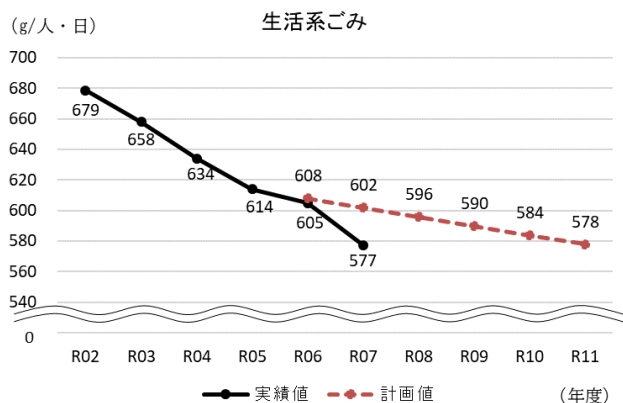


図 2-1：1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量の推移（計画値との比較）（左）

図 2-2：1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量の推移（茨城県・全国との比較）（右）

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

【生活系ごみの状況】

生活系ごみの排出量は、令和6年度と比較して357t減少し、計画値と比較して1,359t下回っています。また、1人1日当たりの排出量は令和6年度と比較して28g減少し、計画値と比較して25g下回っています。

【考察】

生活系ごみ総排出量について、令和6年度実績と比較して令和7年度実績は引き続き減少傾向となっていることから、市民のごみの排出抑制意識が維持されていると考えられます。しかし、つくば市一般廃棄物処理基本計画における計画値との比較では、主に資源ごみにおいて計画値を下回っています。特に古紙・古布やプラスチック製容器包装の排出量が計画値との差が大きいです。これらは小売店での店頭回収で排出されていることが考えられます。(参考 店頭回収量：約716t)

【生活系ごみ令和7年度の主な実績】

●有害ごみ、危険なごみの回収体制 【施策番号：2-1-4】

小型充電式電池（リチウムイオン電池等）による火災事故を防ぐため、小型充電式電池を内蔵した電子タバコ、電動歯ブラシ、電動かみそり、ワイヤレスイヤホン、携帯型扇風機（ハンディファン）の5品目について、小型家電回収ボックスでの拠点回収を開始しました。（拠点回収後、小型家電と分別し別処理しています。）

また、小型充電式電池（リチウムイオン電池等）に代表される危険性の高いごみの適切な排出方法を広く周知啓発するため、市のホームページや市広報紙において積極的な周知啓発として、これらの危険性に対する注意喚起に加え、排出ルールや拠点回収場所などを掲載し、協力をお願いしています。

ごみ収集車の火災などが多発しています 環境衛生課

充電式電池を分別し、正しい方法で捨てましょう

充電式電池（リチウムイオン電池など）は衝撃を加えると発火する恐れがあります。間違った方法で捨てると、ごみ収集車やつくばステナスエア（ごみ処理施設）で火災が発生し、ごみ収集処理が止まってしまう場合があります。充電式電池は必ず専用の回収ボックスに捨ててください。

充電式電池は専用の回収ボックスへ

充電式電池はごみ収集車で回収できません。正しい方法で捨てましょう。回収ボックスの場所については、市ホームページをご覧ください。

製品と電池が一体化し、電池を取り外せない電子機器（充電式電池が分離できない）

→小型家電回収BOXに捨てる

小型家電回収について



製品そのものが電池または電池を取り外せる電子機器（充電式電池が分離できる）

→小型充電式電池リサイクルBOXに捨てる

小型充電式電池の回収について



ごみ収集車で回収できないのはなぜ？

充電式電池は強い衝撃や圧力で発火の危険性があり、ごみ収集車の火災事故につながります。そのため、回収していません。絶対に「燃やせないごみ」などに充電式電池を混ぜないようお願いします。

リチウムイオン電池はなぜ危険なの？

乾電池やその他の電池にも衝撃による発火の危険性がありますが、リチウムイオン電池は中に可燃性の液体が含まれており、特に発火しやすいからです。

正しい分別にご協力ください

全国各地で充電式電池が原因とされる事故が発生しています。ごみ収集に影響がでている自治体もありますので、正しい分別にご協力ください。

▲充電式電池が原因で発生したごみ収集

小型充電式電池（リチウムイオン電池、モバイルバッテリー等）の回収方法について

更新日：2025年09月12日
ページID：25798

小型充電式電池（リチウムイオン電池、モバイルバッテリー等）は、破損・変形により発熱・発火する危険性が高く、小型充電式電池が火災原因となった事例が多数報告されています。集積所に出すごみの中に小型充電式電池を使っている機器が混入していると、ごみ収集車やごみ処理施設での火災の原因となり、ごみが出せなくなる可能性がありますので、小型充電式電池の出し方を確認し、適切に処分していただくよう協力をお願いします。

リチウムイオン電池による火災が発生しています！



リチウムイオン電池が押しつぶされ、ショート・発火するイメージ（出展：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）

小型充電式電池とは

小型充電式電池は、コンパクトで軽量の電池で、充電して繰り返し使うことができ、多くの製品に使用されています。主に使用されている製品は下記のとおりです。



▲小型充電式電池内蔵製品の例（出展：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）



小型充電式電池に関する市のホームページは左記より閲覧できます。

●リユース家具の展示【施策番号：1-1-3】

つくば市リサイクルセンターに搬入される粗大ごみの中から、状態が良く再利用が可能な家具等を選びリユース家具の展示6回行い、140点の家具を提供しました。

《参考》令和6年度 6回（120点）

●排出困難者に対する戸別収集【施策番号：2-1-3】

今年度から高齢者や障害により集積所への排出が困難な市民の中で申請があった方を対象に、戸別収集を行う事業を開始しました。

令和8年度3月31日現在では、36軒の住宅に戸別収集を行っています。

【ごみ出し支援事業における収集方法】

市が委託した収集業者が、あらかじめ決められた曜日に週1回、ご自宅を訪問し、玄関先等からごみ収集（燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトル、かん、びん、スプレー容器、古紙、古布）を行います。また、複数回ごみが排出されていない世帯に対しては、市が安否確認を行います。

●生ごみの自家処理の推進【施策番号：1-2-1】

- ・生ごみ処理容器等の購入費補助金交付実績は、275基でした。

《参考》 令和6年度 197基 令和5年度 310基

- ・段ボールコンポストを配布会及び出前講座等で731個配布しました。



〈段ボールコンポスト配布会の様子〉



〈配布する段ボールコンポスト基材〉

※詳細な施策の実施状況については、「参考資料1 ごみ処理基本計画 令和7年度施策実施状況」に記載しています。

事業系ごみ

表 3 に、令和 7 年度の事業系ごみ排出量の実績値を示しています。事業系ごみについては、サステナスクエアの搬入量だけでなく、多量排出事業者や古紙リサイクル業者から年度ごとに提出を受けた直接資源化量も集計に加えています。

図 3-1 に、1 日当たりの事業系ごみ排出量の推移（計画値との比較）を、図 3-2 に、1 人 1 日当たりの事業系ごみ排出量の推移（茨城県・全国との比較）を示しています。

表 3：事業系ごみ排出量実績

青文字 計画値に対し順調

赤文字 計画値に対し課題あり

		※対前年度増減率=(①/②×100)-100				
	①R7年度 実績値	②R6年度 実績値	③対前年度比 (①-②)	対前年度 増減率	④R7年度 計画値	⑤実績対計画 (①-④)
人口(人)	268,991	258,345	10,646	4.1 %	264,209	4,782
	(t)	(t)			(t)	
事業系ごみ合計	38,313	37,497	816	2.2 %	36,132	2,181
1人1日当たり(g/人・日)	390	398	▲ 8	▲ 2.0 %	375	15
1日当たり(t/日)	104.97	102.73	2	2.2 %	98.99	6
燃やせるごみ	21,794	22,045	▲ 251	▲ 1.1 %	20,396	1,398
(うち多量排出事業者)	6,608	7,109	▲ 501	▲ 7.1 %	—	—
燃やせないごみ	516	589	▲ 73	▲ 12.4 %	537	▲ 21
粗大ごみ	76	81	▲ 5	▲ 6.2 %	80	▲ 4
資源ごみ①+②	15,927	14,782	1,145	7.7 %	15,119	808
①資源ごみ (サステナ搬入)	古紙・古布	53	33	62.3 %	47	39
	かん	79	4	5.1 %	62	21
	びん	67	▲ 14	▲ 20.9 %	55	▲ 2
	ペットボトル	54	▲ 7	▲ 13.0 %	55	▲ 8
	小計	253	16	6.3 %	219	50
	(うち多量排出)	244	15	6.3 %	—	—
②資源ごみ (直接資源化)	古紙・古布	14,140	1,282	9.1 %	14,560	862
	かん	150	▲ 61	▲ 40.7 %	146	▲ 57
	びん	26	▲ 2	▲ 7.7 %	37	▲ 13
	金属類	18	23	127.8 %	37	4
	ペットボトル	195	▲ 113	▲ 57.9 %	120	▲ 38
	小計	14,529	1,129	7.8 %	14,900	758
(うち多量排出)	10,327	10,719	▲ 392	▲ 3.7 %	—	—
多量排出事業者の資源化率(%)	56.0	56.2	▲ 0.2	▲ 0.3 %	—	—

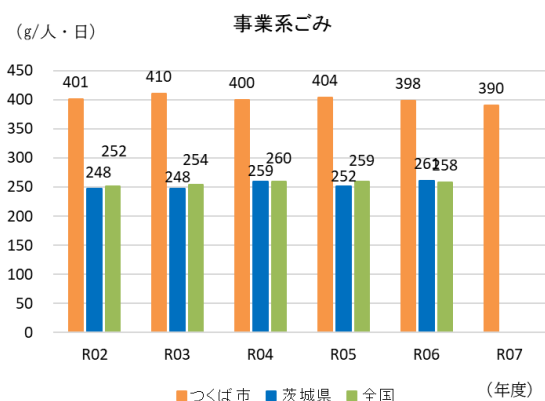
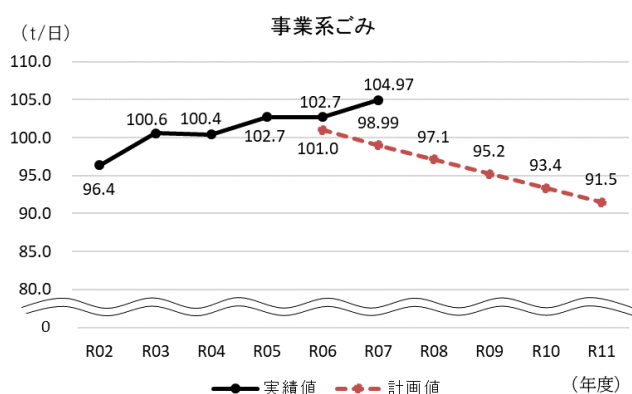


図 3-1：1 日当たりの事業系ごみ排出量の推移（計画値との比較）（左）

図 3-2：1 人 1 日当たりの事業系ごみ排出量の推移（茨城県・全国との比較）（右）

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

【事業系ごみの状況】

事業系ごみ総排出量は、令和 7 年度と比較して 816t 増加しており、計画値を 2,181t 上回っています。また 1 日当たりの排出量は、令和 6 年度や計画値と比較して増加傾向となっています。

【考察】

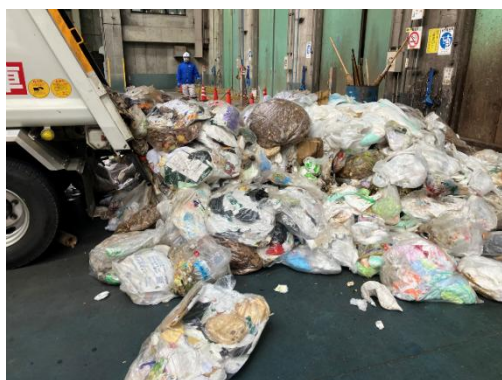
事業系ごみ総排出量については年々増加傾向にあります。しかし、燃やせるごみや燃やせないごみについては令和 6 年度に比べて減少しており、事業者により直接資源化される古紙や古布の量が増加していることが、総排出量増加の主な要因となっています。これは主に、つくば市における昼間人口の増加による経済活動の活性に起因すると考えられます。

【令和 7 年度の主な実績】

●搬入検査【施策番号：2-2-1】

つくば市クリーンセンター可燃ごみピット前にて収集運搬車両の中身を展開し、排出状況の実態把握及び適正な分別排出の指導を行いました。概ね適正ではあったものの、一部不適正なものの搬入が見受けられたため、収集運搬業者に対して、適正な分別収集に関する通知を行いました。

実施件数：48 件（事業系 24 件 生活系 24 件）《参考》令和 6 年度 38 件（事業系 24 件 生活系 14 件）



つくば市クリーンセンターでの搬入検査の様子

●事業所訪問の実施【施策番号：2-2-1】

市内に所在する排出事業者を 53 件訪問し、適正な分別に関する指導を行うとともに、「事業系廃棄物適正処理パンフレット」を配布しました。

またその際、茨城県が推進している制度である「いばらきフードロス削減宣言」や「いばらき食べきり協力店」への加入呼びかけを行いました。

《参考》

令和 6 年度 49 件 令和 5 年度 11 件

【事業所訪問時に確認する項目】

- 一般廃棄物と産業廃棄物を分けて保管しており、集積場所の衛生は保たれているか。
- 資源ごみ（特に紙類）を分別し、資源化しているか。
- その他、廃棄物排出の際に気を付けていること、工夫していることはあるか。

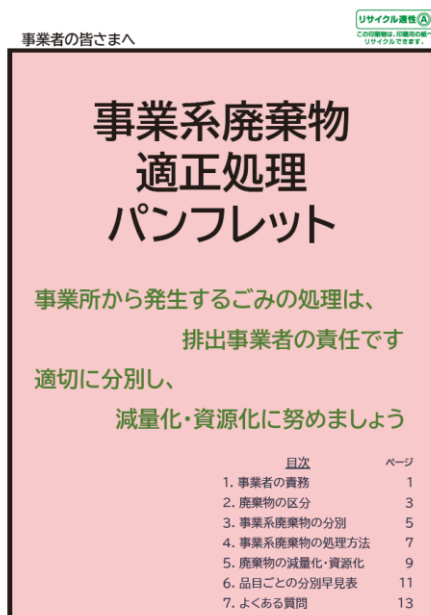
●「事業系廃棄物適正処理パンフレット」の配布【施策番号：2-2-2】

事業系ごみの適正な排出方法や分別の方法をまとめた「事業系廃棄物適正処理パンフレット」を、減量化計画書の提出依頼時や事業所訪問時等に約 800 部配布しました。

《参考》令和 6 年度 約 720 部 令和 5 年度 約 2,890 部



事業系廃棄物適正処理パンフレットは左記より閲覧できます。



つくば市 生活環境部 環境衛生課

■ ■ ■ ■ ■ 廃棄物の発生を抑制しましょう ■ ■ ■ ■ ■

事業所から発生する廃棄物については、廃棄物処理法及び関連リサイクル法等の関係法令を遵守し、発生抑制に努め、適正処理に努めなければなりません。
また、日量平均100kg以上のごみの事業系一般廃棄物を排出する事業者は、「つくば市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例」に基づき、つくば市廃棄物一般廃棄物減量化計画書を毎年4月30日までに環境衛生課へ提出してください。

つくば市事業系一般廃棄物減量化等計画書について

■ ■ ■ ■ ■ 適切な分別を徹底しましょう ■ ■ ■ ■ ■

分別徹底による廃棄物の適正処理とリサイクル推進に協力してください。つくばステナスクエアでは、収集運搬車の搬入物を厳密に分別状況を確認する搬入検査を行っています。搬入検査で、資源化できる紙類（段ボールなど）や、産業廃棄物になる廃プラスチック（発泡スチロールやPP/PETなど）、金属くず（鉄さくなど）の混入が検出されます。紙類については、可能な限り紙資源回収業者に引き取りを依頼し、リサイクルに努めてください。また、廃プラスチックはきちんと分別して、産業廃棄物として適正な処理をお願いします。



つくばステナスクエア（市の処理施設）は一般廃棄物の処理施設です。産業廃棄物の搬入はできません。
※産業廃棄物と事業系一般廃棄物の分別方法は4ページから6ページ参照

■ ■ ■ ■ ■ 廃棄物の飛散・流出を防止しましょう ■ ■ ■ ■ ■

廃棄物処理法により排出者は廃棄物の処理を行うまで、廃棄物が飛散、流出及び地下への浸透などにより、悪臭が発生しないように措置を講じなければなりません。排出時にガラスや破片などの小動物による廃棄物散乱の被害が増えています。ふた付きの容器やガラス製ネット等を適正に利用し、対策を講じてください。

2

●多量排出事業者への計画書提出依頼及び指導【施策番号：2-2-1】

多量排出事業者へ「事業系一般廃棄物減量化等計画書」の提出を依頼し、減量化及び資源化の取組が不十分な計画の場合は、実際の排出状況や分別方法等の聞き取りを行い、減量化及び資源化について指導しました。

また、多量排出事業者における独自の減量化取組事例をホームページにて公開しております。

提出状況：155 件 《参考》令和 6 年度 139 件 令和 5 年度 137 件

	提出件数	燃やせるごみ量	資源化量
販売店（卸売業、小売業、複合商業施設）	84	2764.73	4529.17
学術研究・学校教育施設	9	1747.30	578.90
宿泊業・飲食店	41	599.48	170.70
医療・福祉施設	10	1056.96	241.62
物流倉庫等（運輸業）	6	118.20	4367.50
その他	5	320.85	439.44
計	155	6607.52	10327.33

〈事業系一般廃棄物減量化等計画書提出事業者の業種内訳〉

【多量排出事業者とは？】

一般廃棄物の日量平均排出量が 100kg 以上となる事業者のことをいいます。



多量排出事業者の減量化取組事例は左記より閲覧できます。

上記の表は、令和 7 年度に「事業系一般廃棄物減量化等計画書」を御提出いただいた多量排出事業者の業種別内訳になっております。卸売業や小売業といった販売店の提出件数が最も多く、物流倉庫等の運輸業における 1 者あたり資源化量が多くなっています。

※詳細な施策の実施状況については、「参考資料 1 ごみ処理基本計画 令和 7 年度施策実施状況」に記載しています。

資源化・リサイクル率

表4に、令和7年度の資源化量・リサイクル率の実績値を示しています。

図4-1に、リサイクル率の推移（計画値との比較）を、図4-2に、リサイクル率の推移（茨城県・全国との比較）を示しています。

表4：リサイクル率・資源化量実績

青文字 計画値に対し順調

赤文字 計画値に対し課題あり

※対前年度増減率=(①/②×100)-100

	①R7年度 実績値	②R6年度 実績値	③対前年度比 (①-②)	対前年度 増減率	④R7年度 計画値	⑤実績対計画 (①-④)
人口(人)	268,991	258,345	10,646	4.1%	264,209	4,782
リサイクル率						
総排出量(t)	94,988	94,529	459	0.5%	94,166	822
資源化量(t)	26,152	25,045	1,107	4.4%	26,136	16
リサイクル率(%)	27.5	26.5	1.0	3.9%	27.8	▲0.3
資源化量内訳	(t)	(t)			(t)	
サステナから搬出	9,933	9,907	26	0.3%	10,526	▲593
古紙・古布	3,151	3,156	▲5	▲0.2%	3,579	▲428
かん・金属類	1,396	1,493	▲97	▲6.5%	1,515	▲119
びん	1,105	1,094	11	1.0%	1,248	▲143
ペットボトル	659	685	▲26	▲3.8%	687	▲28
プラスチック製容器包装	733	718	15	2.1%	926	▲193
廃食用油※ ¹	1	2	▲1	▲50.0%	11	▲10
有害ごみ	75	49	26	53.1%	60	15
焼却灰	2,813	2,710	103	3.8%	2,500	313
サステナ以外から搬出	16,219	15,138	1,081	7.1%	15,621	598
直接資源化						
古紙・古布	15,422	14,140	1,282	9.1%	14,560	862
かん	89	150	▲61	▲40.7%	146	▲57
びん	24	26	▲2	▲7.7%	37	▲13
金属類	41	18	23	127.8%	37	4
ペットボトル	82	195	▲113	▲57.9%	120	▲38
集団回収	545	597	▲52	▲8.7%	708	▲163
生活系直接資源化※ ²	16	12	4	33.3%	13	3

※¹ サステナスクエアにてBDF化している廃食用油の量です。

※² 生活系直接資源化には、牛乳パック、廃食用油（民間へ売却している量）、小型家電が含まれています。

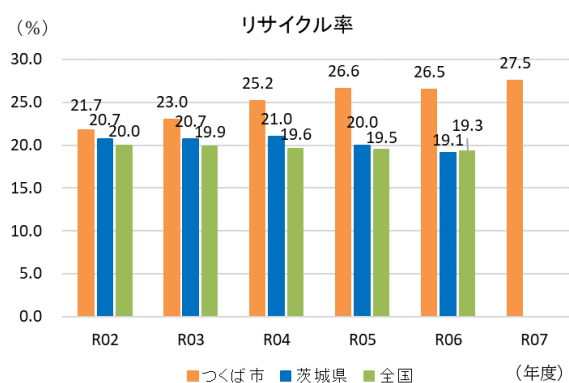
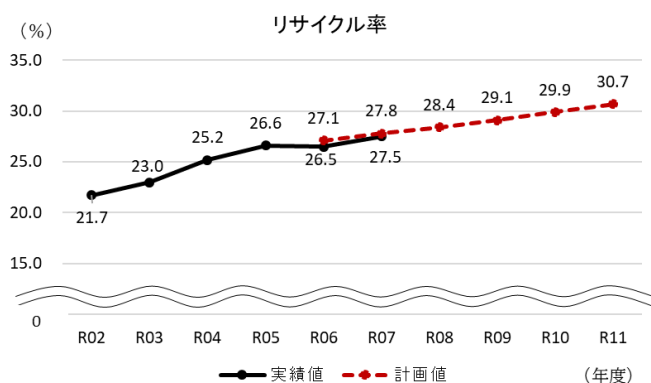


図4-1：リサイクル率の推移（計画値との比較）（左）

図4-2：リサイクル率の推移（茨城県・全国との比較）（右）

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

※詳細な施策の実施状況については、「参考資料1 ごみ処理基本計画 令和7年度施策実施状況」に記載しています。

市民の分別取組による効果等を把握する参考となる指標として、①リサイクル率の内訳、②生活系ごみリサイクル率、③事業系ごみリサイクル率を以下に示します。※資源物量の案分を行いリサイクル率の内訳等を算出しているため、実際に項目別に計算して算出したものではございません。

【リサイクル率計算式】

$$\frac{\text{㊤生活系ごみの資源化量 (7,325t)} + \text{㊥事業者直接資源化量 (15,658t)} + \text{㊦事業系ごみ資源化量 (356t)} + \text{㊧焼却灰の資源化量 (2,813t)}}{\text{㊤生活系ごみ総排出量 (56,675t)} + \text{㊦事業系ごみ総排出量 (38,313t)}}$$

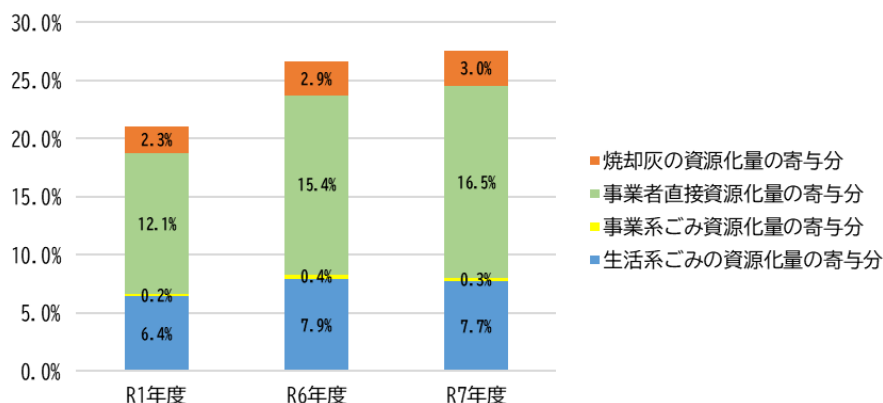
「㊥事業者直接資源化量」は事業者が資源ごみをサステナスクエアに搬入せずに古紙問屋等の事業者へ直接搬入した量を示しています。「㊦事業系ごみ資源化量」は事業者がサステナスクエアに搬入した資源ごみ量を示しています。

〈①リサイクル率の内訳〉

生活系ごみの資源化量、事業者直接資源化量、焼却灰の資源化量、その他に分けたリサイクル率の内訳を以下に示します。

	R1年度	R6年度	R7年度
リサイクル率（全体）	21.0%	26.5%	27.5%
焼却灰の資源化量の寄与分 $\{\text{㊧}/(\text{㊤}+\text{㊦})\}$	2.3%	2.9%	3.0%
事業者直接資源化量の寄与分 $\{\text{㊥}/(\text{㊤}+\text{㊦})\}$	12.1%	15.4%	16.5%
事業系ごみ資源化量の寄与分 $\{\text{㊦}/(\text{㊤}+\text{㊦})\}$	0.2%	0.4%	0.3%
生活系ごみの資源化量の寄与分 $\{\text{㊤}/(\text{㊤}+\text{㊦})\}$	6.4%	7.9%	7.7%

リサイクル率内訳の推移



【資源化量・リサイクル率の状況】

資源化量については、令和6年度と比較して1,107t増加、計画値と比較して16t上回っています。またリサイクル率についても、令和6年度から1%増加しています。

なお、事業者が直接資源化した量を除いたリサイクル率は約18.6%です。

【考察】

令和6年度から再び増加傾向へと転じており、主に事業系直接資源化量の増加が要因として考えられます。今後よりリサイクル率を増加させるためには、家庭で排出される古紙・古布や容器包装プラスチックの資源化を積極的に推進していく必要があると考えられます。

中間処理・最終処分

表5に、令和7年度中間処理・最終処分の実績値を示しています。

図5-1に、1人1日当たりの最終処分量の推移（計画値との比較）を、図5-2に1人1日当たりの最終処分量の推移（茨城県・全国との比較）を示しています。

表5：中間処理・最終処分実績

青文字 計画値に対し順調

赤文字 計画値に対し課題あり

※対前年度増減率=(①/②×100)-100

	①R7年度 実績値	②R6年度 実績値	③対前年度比 (①-②)	対前年度 増減率	④R7年度 計画値	⑤実績対計画 (①-④)
人口(人)	268,991	258,345	10,646	4.1%	264,209	4,782
中間処理	(t)	(t)			(t)	
焼却処理量	70,938	71,449	▲ 511	▲ 0.7%	69,906	1,032
焼却残渣量	9,425	9,427	▲ 2	▲ 0.0%	8,692	733
焼却残渣率	13.3	13.2	0.1	0.7%	12.4	0.9
最終処分						
最終処分量	7,323	7,462	▲ 139	▲ 1.9%	7,043	280
1人1日当たり(g/人・日)	75	79	▲ 4	▲ 5.6%	73	2
埋立						
焼却残渣	6,612	6,717	▲ 105	▲ 1.6%	6,192	420
処理残渣	711	745	▲ 34	▲ 4.6%	851	▲ 140
資源化						
焼却残渣	2,813	2,710	103	3.8%	2,500	313

1人1日当たり

総排出量(g/人・日)	967	1,002	▲ 35	▲ 3.4%	976	▲ 9
生活系ごみ(g/人・日)	577	605	▲ 28	▲ 4.6%	602	▲ 25
事業系ごみ(g/人・日)	390	398	▲ 8	▲ 2.0%	375	15
最終処分量(g/人・日)	75	79	▲ 4	▲ 5.6%	73	2

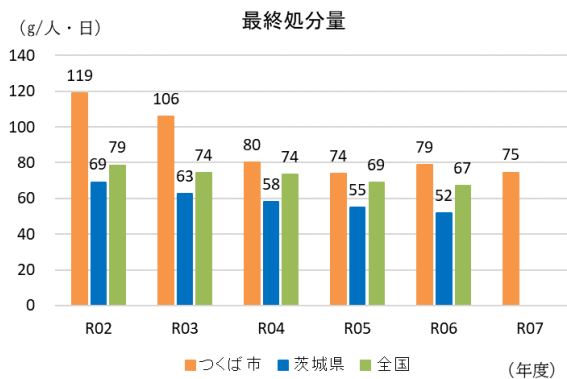
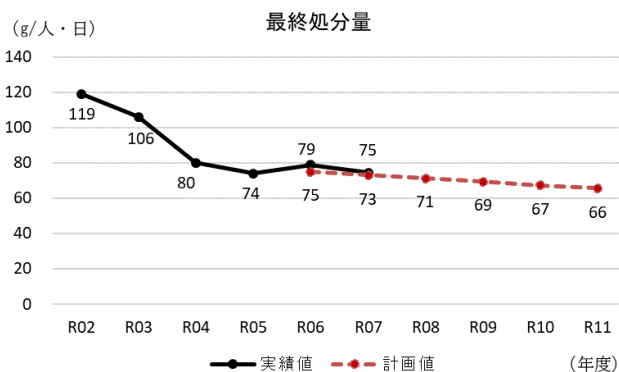


図5-1：1人1日当たりの最終処分量の推移（計画値との比較）（左）

図5-2：1人1日当たりの最終処分量の推移（茨城県・全国との比較）（右）

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

【中間処理・最終処分の現状】

焼却処理量は、令和 6 年度と比較して 511t 減少、最終処分量は 139t 減少しています。これは、埋立て処分する焼却残渣や処理残渣の減少が主な要因です。1 人 1 日当たりの最終処分量は、令和 6 年度に一度増加傾向に転じましたが、令和 7 年度には令和 6 年度と比較して 4g 減少しています。

【考察】

1 人 1 日当たりの最終処分量は令和 7 年度より再度減少傾向に転じたものの、計画値を上回っています。特に生活系ごみにおける古紙・古布や容器包装プラスチックの資源化をより促進し焼却する量を減らすことで、最終処分量をより抑えることができます。

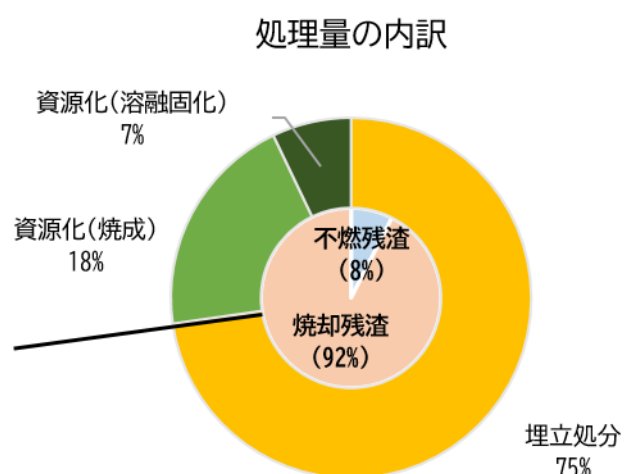
●令和 7 年度焼却灰の資源化量

	令和 7 年度 実績値	令和 7 年度 予定量	令和 6 年度 実績値
焼成処理 (t)	2,005	2,000	2,035
溶融固化処理 (t)	808	500	675
合計 (t)	2,813	2,500	2,710

●焼却残渣（灰）及び不燃残渣の処理量内訳

以下に最終処分される廃棄物の搬出先、及び資源化（溶融固化）、資源化（焼成）、埋立処分の構成比率を示しています。埋立量削減のためには、特に焼却残渣の資源化が重要になります。

処理方法(方式)		事業所	搬入開始 時期
埋立処分		ジークライト (山形県米沢市)	平成 31 年 (2019 年)
		ウィズウェイストジャパン (青森県三戸町)	令和 4 年 (2022 年)
		グリーンフィル小坂 (秋田県小坂町)	令和 4 年 (2022 年)
		ウィズウェイストジャパン (福島県小野町)	令和 5 年 (2023 年)
資源化	焼成	ツネイシカムテックス (埼玉県寄居町)	令和 4 年 (2022 年)
	溶融 固化	中央電気工業※現:新日本電工 (鹿嶋市)	平成 26 年 (2014 年)

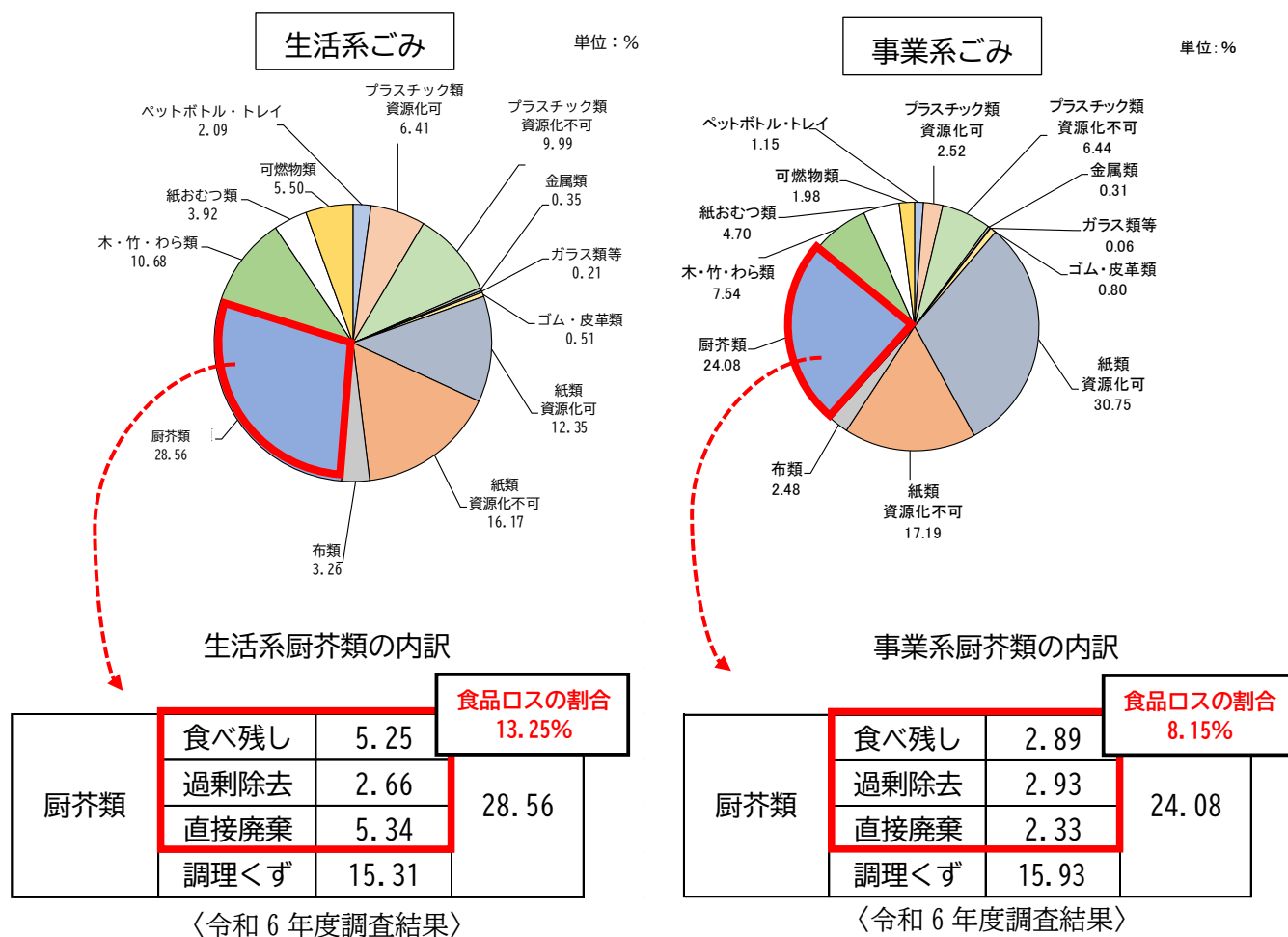


食品ロス

食品ロスとは、食品廃棄物から不可食部（調理くず）を除いた、本来食べられるにも関わらず捨てられる食品のことであり、発生要因ごとに、「直接廃棄」、「過剰除去」、「食べ残し」の3つに分類されます。

【食品ロス量の算出方法】

令和6年度に実施した、つくば市内の生活系燃やせるごみ及び事業系燃やせるごみの組成分析調査で得たデータを基に、各年度の食品ロス量の算出を行います。ごみ組成分析調査結果及び厨芥類の内訳を以下に示します。



<食品ロス量の推計式>

食品ロス量（t/年）

= 各年度の燃やせるごみ排出量（t/年）

× 燃やせるごみ排出量に占める食品ロス量の割合（%）

【食品ロスの削減に関する令和7年度の主な実績】

●食品ロス削減に関する情報発信【施策番号：1-1】

10月は食品ロス削減月間であるため、広報つくば10月号で「食品ロスを削減させるための取組」について特集を掲載し、ごみ分別アプリ「さんあ〜」で食品ロス削減のために家庭でできる取組について毎週紹介を行いました。

また、ペットボトルの飲み残しも食品ロスになるため、全国清涼飲料水連合会と連携し、「食品ロス」×「飲み残し」に関する記事を市ホームページに新たに作成し、食品ロスの削減について呼び掛けを行いました。

〈広報つくば10月号掲載記事〉

〈「食品ロス」×「飲み残し」に関する市のHP〉

10月は食品ロス削減月間、10月30日は食品ロス削減の日
身の回りの食品ロスを見直しませんか？ 環境衛生課

食べられずに捨てられた食品のことを「食品ロス」と呼びます。日本では国民1人当たり、毎日おにぎり1個分(約101g)が食品ロスになっています。家庭から出る食品ロスをなくするため、家庭でできる取り組みを紹介します。

食品ロスの主な原因

- 買い過ぎ
- 賞味・消費期限切れ
- 過剰除去
- 食べ残し

➡食品ロス削減には「必要なだけ購入」して「食べきる」ことが大切です。

保存編

食材ごとに正しい方法で保存する
適切に保存し、鮮度を長持ちさせましょう。

- 肉・魚類：空気に触れないよう密閉
- 根菜類：新聞紙で包む

冷凍保存を活用する
使いきれない食材は新鮮なうちに下処理をし、冷凍保存しましょう。保存の際に小分けにすると、使いたい分だけ取り出せて便利です。

買い編

食材を無駄なく使う
大根の葉やブロッコリーの芯など、普段捨ててしまいがちな部分をおいしく調理して食べきりましょう。

「冷蔵庫の残り物」を買くリメイク
余った料理は、翌日の食事にリメイクしましょう。カレーやシチュー、スープの具材にするなど、アイデア次第でおいしく食べられます。

「消費期限のキッチン」(クックパッド)

買い編

事前に冷蔵庫の中身と期限をチェック
同じものを買ってしまわないように、買い物前に冷蔵庫や冷凍庫に何があるか確認する習慣を付けましょう。

必要な分だけ買う
「お買い得だから」と大量に買わず、必要な分だけ買って使いきること、新鮮なうちにおいしく食べきることができます。

「すぐ使う」食品を安く手に入れる
すぐ使う予定がある食品は、消費期限が近い割引品などを積極的に利用しましょう。

減らそう「食品ロス」× 減らそう「飲み残し」

更新日：2025年09月29日
ページID：25966

飲み残しのあるペットボトルが回収されることにより、リサイクルに悪影響を与えています。食品ロスの削減とペットボトルリサイクルのさらなる促進に向けて、減らそう『食品ロス』×減らそう『飲み残し』にご協力をお願いします。

「飲み残し」も「食品ロス」です。

減らそう『食品ロス』× 減らそう『飲み残し』
～ペットボトルリサイクルのさらなる促進に向けて～

「食品ロス」×「飲み残し」に関する市のホームページは左記より閲覧できます。

●事業所訪問時に食品ロスの削減についての呼び掛けを実施【施策番号：2-1、2-4】

事業所訪問時に、飲食店や食品を扱っている事業者に対して、「いばらきフードロス削減宣言」及び「いばらき食べきり協力店」への加入の呼び掛けを実施しました。

いばらきフードロス削減宣言周知件数：8件

いばらき食べきり協力店周知件数：3件

いばらきフードロス削減宣言とは・・・
茨城県が実施している制度で、事業者が食品ロス削減のための具体的な取組を自ら宣言し、県が公表して見える化しているもの。

いばらき食べきり協力店とは・・・
茨城県が推進する、食品ロス削減に協力する飲食店等の登録制度。適量提供や持ち帰り促進を実施。

●「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンの普及啓発【施策番号：1-6】

農林水産省、環境省、及び全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会により例年12月から1月にかけて行われる「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンを、つくば市内の飲食店への事業所訪問時に普及啓発しました。

「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンの周知件数：7件

※詳細な施策の実施状況については「参考資料2 食品ロス削減推進計画 令和7年度施策実施状況」をご参照ください。

(参考)

表 6：ごみ量実績

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	
		単位	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	計画値
人口	総排出量	t/年	94,705	95,692	94,786	94,769	94,529	94,988 ↓
	生活系ごみ	t/年	59,535	58,965	58,154	57,178	57,032	56,675 ↓
排出	燃やせるごみ	t/年	47,828	46,968	46,361	45,506	45,559	45,443 ↓
	燃やせないごみ	t/年	2,426	2,100	1,943	1,882	1,794	1,766 ↓
	粗大ごみ	t/年	2,022	2,044	1,846	1,914	2,008	1,869 ↓
	資源ごみ	t/年	7,205	7,801	7,952	7,826	7,618	7,539 ↑
	古紙・古布	t/年	3,738	4,197	4,158	3,976	3,804	3,756 ↑
	プラスチック製容器包装	t/年	649	761	922	1,029	1,050	1,068 ↑
	ペットボトル	t/年	629	679	728	761	773	770 ↑
	廃食用油	t/年	11	15	14	11	12	13 ↑
	かん	t/年	624	625	612	583	558	519 ↑
	びん	t/年	1,553	1,522	1,516	1,465	1,420	1,410 ↑
	小型家電	t/年	1	2	2	1	1	3 ↑
	有害ごみ	t/年	54	52	52	50	53	58 ↑
	事業系ごみ	t/年	35,170	36,727	36,632	37,591	37,497	38,313 ↓
	燃やせるごみ	t/年	22,557	22,731	22,490	22,120	22,045	21,794 ↓
	燃やせないごみ	t/年	540	572	590	567	589	516 ↓
	粗大ごみ	t/年	120	137	107	90	81	76 ↓
	資源ごみ（サステナスクエアに搬入）	t/年	83	273	226	213	253	269 ↑
	古紙・古布	t/年	1	82	40	44	53	86 ↑
	かん	t/年	18	79	66	57	79	83 ↑
	びん	t/年	45	54	69	56	67	53 ↑
	ペットボトル	t/年	19	58	51	56	54	47 ↑
資源化	資源ごみ（事業者直接資源化）	t/年	11,870	13,014	13,219	14,601	14,529	15,658 ↑
	古紙・古布	t/年	11,485	12,685	12,882	14,271	14,140	15,422 ↑
	かん	t/年	237	176	159	134	150	89 ↑
	びん	t/年	39	31	36	35	26	24 ↑
	金属類	t/年	26	49	62	30	18	41 ↑
	ペットボトル	t/年	83	73	80	131	195	82 ↑
	総資源化量	t/年	20,569	21,979	23,860	25,220	25,045	26,153 ↑
	サステナスクエアから搬出	t/年	7,976	8,212	9,936	9,937	9,907	9,934 ↑
	古紙・古布	t/年	3,099	3,367	3,399	3,253	3,156	3,151 ↑
	かん	t/年	516	511	498	471	465	463 ↑
	金属類	t/年	1,233	1,127	1,063	997	1,028	933 ↑
	びん	t/年	1,323	1,307	1,250	1,182	1,094	1,105 ↑
	ペットボトル	t/年	492	576	614	631	685	659 ↑
	プラスチック製容器包装	t/年	505	504	680	736	718	733 ↑
	有害ごみ	t/年	51	33	75	62	49	75 ↑
	廃食用油	t/年	11	15	14	11	2	2 ↑
	焼却灰	t/年	746	772	2,343	2,594	2,710	2,813 ↑
	集団回収	t/年	721	749	702	680	597	545 ↑
	紙類	t/年	704	728	681	658	577	523 ↑
	布類	t/年	4	8	9	11	8	12 ↑
	金属類	t/年	10	11	10	10	11	10 ↑
焼却	ガラス類	t/年	3	2	2	1	1	0 ↑
	拠点回収	t/年	2	4	3	2	12	16 ↑
	小型家電	t/年	1	2	2	1	1	3 ↑
	牛乳パック	t/年	1	2	1	1	1	1 ↑
	廃食用油	t/年	0	0	0	0	10	12 ↑
	事業者直接資源化量	t/年	11,870	13,014	13,219	14,601	14,529	15,658 ↑
	リサイクル率	%	21.7	23.0	25.2	26.6	26.5	27.5 ↑
	焼却処理量	t/年	72,930	73,452	72,581	71,429	71,449	70,938 ↓
	焼却残渣量	t/年	9,246	9,264	9,000	8,795	9,427	9,425 ↓
	焼却残渣率	%	12.7	12.6	12.4	12.3	13.2	13.3 ↓
埋立	最終処分量	t/年	10,451	9,526	7,342	6,915	7,462	7,323 ↓
	焼却残渣	t/年	8,500	8,492	6,657	6,201	6,717	6,612 ↓
	不燃残渣	t/年	1,951	1,034	685	714	745	711 ↓
1人1日当たりの生活系ごみ排出量		g/人・日	679	658	634	614	605	577 ↓
1日当たりの事業系ごみ排出量		t/日	96.36	100.62	100.37	102.72	102.73	104.97 ↓
リサイクル率		%	21.7	23.0	25.2	26.6	26.5	27.5 ↑
1人1日当たりの最終処分量		g/人・日	119	106	80	74	79	75 ↓

：計画に対し順調

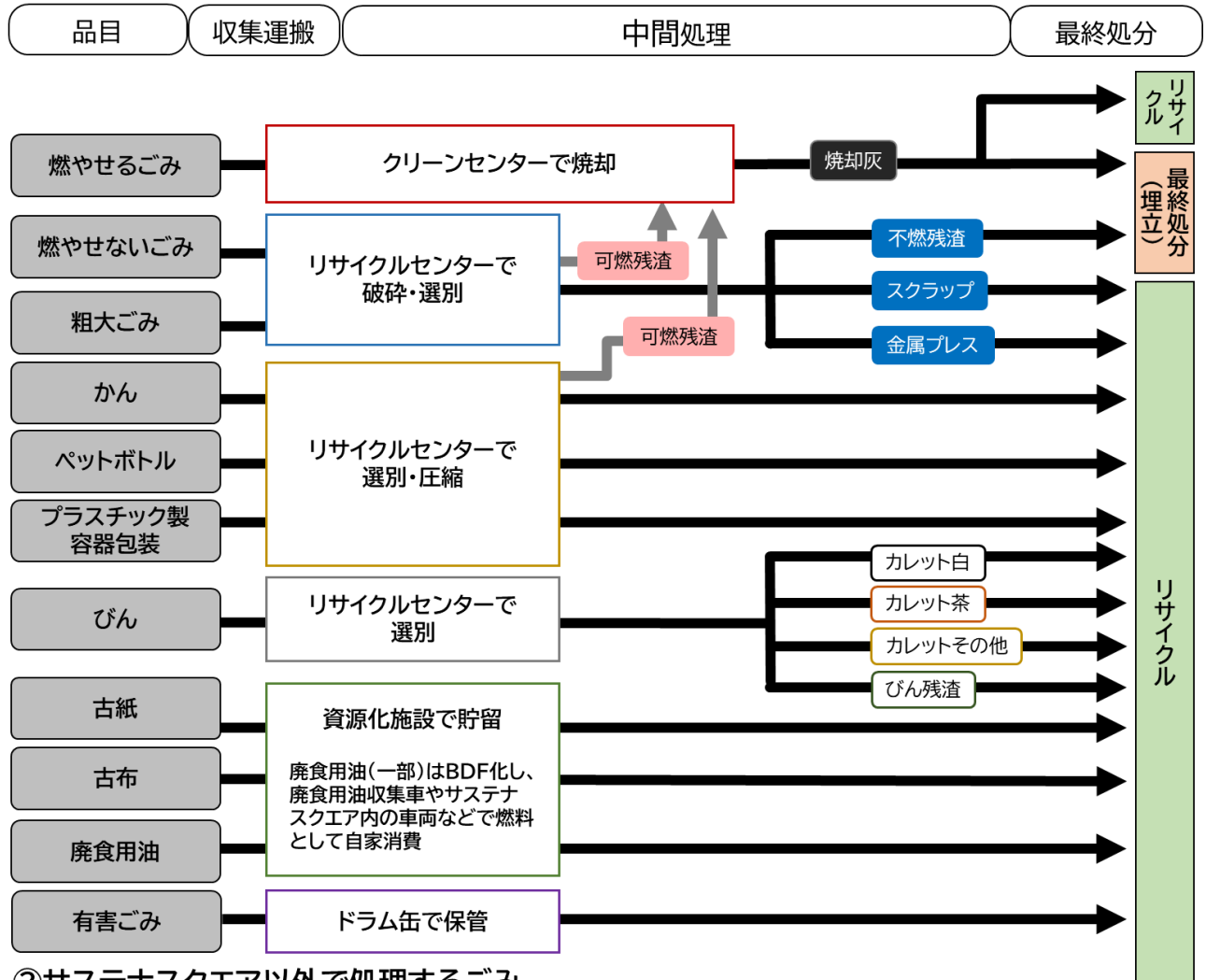
：計画に対し課題あり

※計画値よりも減少させたい項目は「↓」、増加させたい項目は「↑」で示しています。

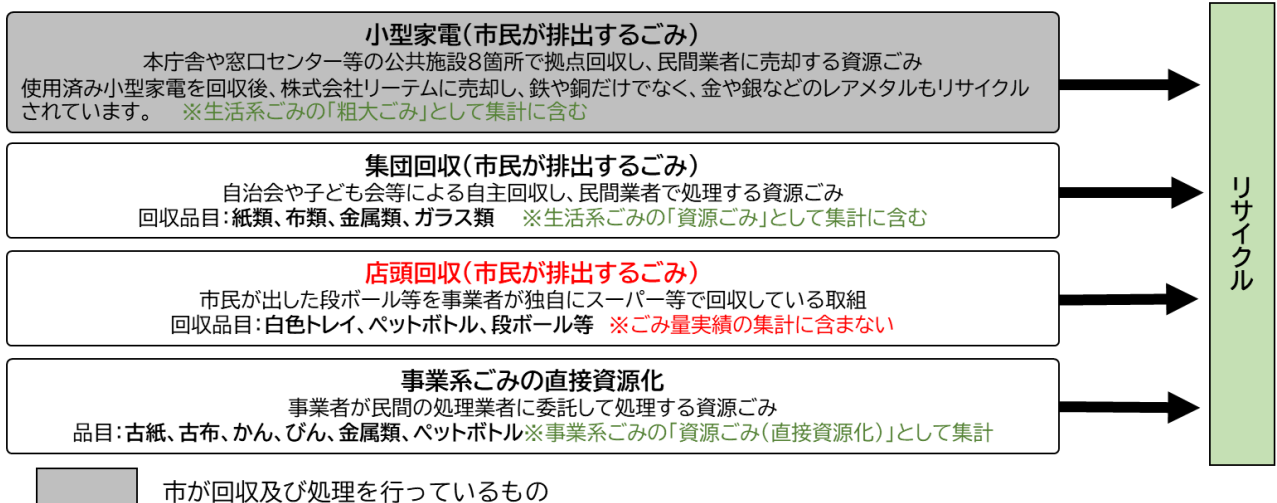
1 つくば市のごみ処理フロー

ごみ処理の流れ概略図

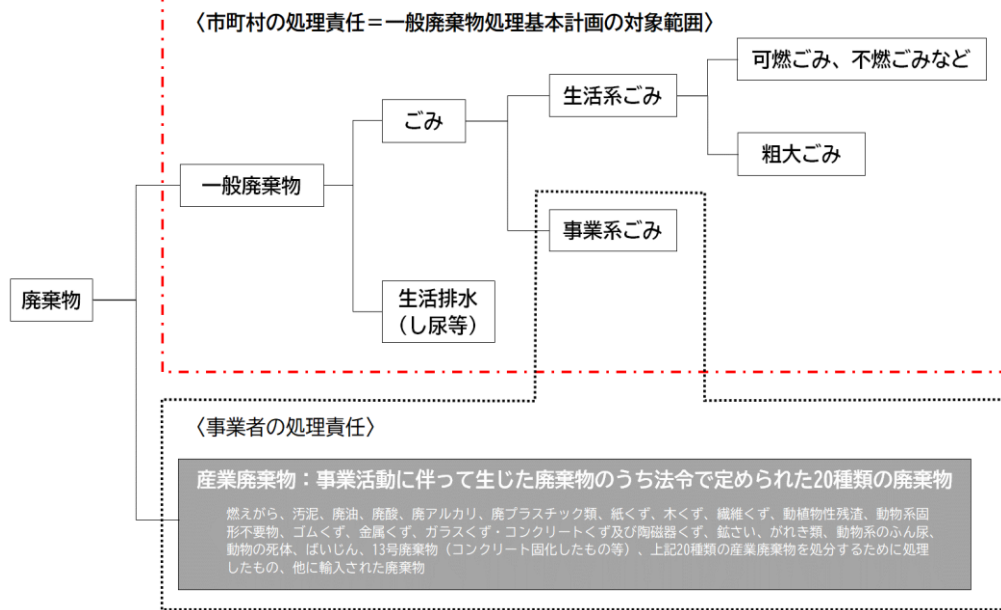
① サステナスクエアで処理するごみ



② サステナスクエア以外で処理するごみ



2 廃棄物の区分（一般廃棄物、産業廃棄物）



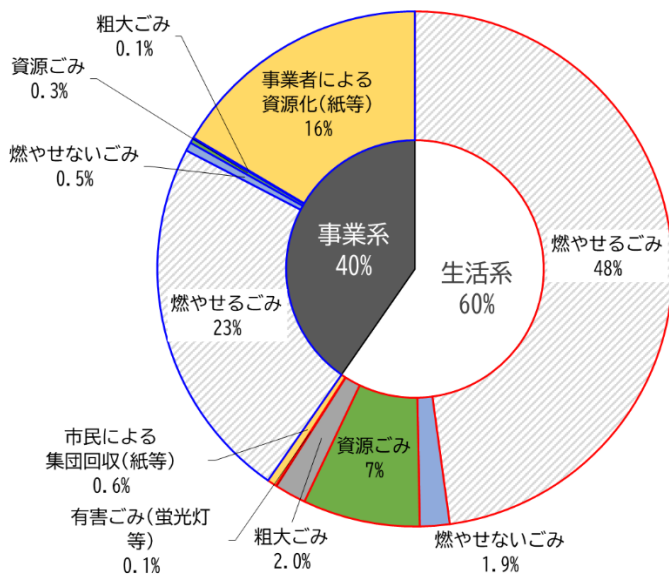
＜参考＞ 一般廃棄物（ごみ）及び産業廃棄物の排出量及び最終処分量（令和4年度実績）

	排出量 [万トン]	最終処分量 [万トン]	残余年数 [年]
一般廃棄物（ごみ）	4,034	337	23.4
産業廃棄物	37,470	902	19.7

【環境省 令和7年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書のデータを基に作成】

3 ごみ排出量の内訳（令和7年度実績）

R7ごみ総排出量の内訳[実績値]



単位：t

生活系ごみ	56,675	59.7%
燃やせるごみ	45,443	48.2%
燃やせないごみ	1,766	1.9%
資源ごみ	6,994	7.4%
粗大ごみ	1,869	2.1%
有害ごみ(蛍光灯等)	58	0.1%
市民による 集団回収(紙等)	545	0.6%
事業系ごみ	38,312	40.3%
燃やせるごみ	21,794	23.3%
燃やせないごみ	516	0.6%
資源ごみ	268	0.3%
粗大ごみ	76	0.1%
事業者による 資源化(紙等)	15,658	15.4%
合計	94,987	100.0%

ごみ処理基本計画 令和7年度施策の実施状況

参考資料1

項目	施策名	事業の概要	取組内容	令和7年度取組概要・数値目標	令和7年度の実績	課題と今後の進め方	令和8年度取組概要・数値目標
つくば市一般廃棄物処理基本計画（本編49ページから58ページ）に記載している施策名、事業概要、取組内容を記載しています。				令和7年度取組概要・数値目標、年間実績を記載しています。	令和7年度の年間実績（取組内容）を記載しています。	令和7年度末までの取組状況を踏まえ、今後の進め方を記載しています。	令和8年度取組概要及び数値目標を記載しています。
1. 減量化・資源化計画							
1-1 市民・事業者への意識改革の推進	1-1-1 ごみの分け方・出し方の周知	(ア)「つくば市ごみの出し方カレンダー」の発行（外国語版を含む）	- 内容を充実させ、全戸に配布する。 - 必要に応じて新たな外国語を追加するとともに、内容を更新する。	- ごみの出し方カレンダーを配布する。 - 収集時や処理時に火災が多く発生しているため、カレンダーの見えやすいところに排出方法に関する周知を記載する。	- カレンダーを作成し、全戸配布 - 英語、中国語（簡体）、韓国語、タイ語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語の7カ国語に対応 - ごみの分け方・出し方ガイドの英語版を作成し、国際都市推進課、つくば市国際交流協会にて配布	課題：「ごみの出し方カレンダー」及び「ごみの分け方・出し方ガイド」の英語版を作成したが、英語がわからない外国人もおり、英語だけでは対応できないとの声がある。 今後の進め方：「ごみの分け方・出し方ガイド」の英語版だけでなく、市内の外国人登録数を参考に多言語化を図り、ごみ出しマナーの改善を図っていく。	- ごみの出し方カレンダーを配布する。 - 電話対応などを通して市民からの苦情、要望を考慮しながら、カレンダーに各種ごみの排出方法に関する周知を記載する。
		(イ)「ごみの分け方・出し方ハンドブック」の精査、改定	内容を精査し、必要に応じて改定する。	「ごみの分け方・出し方ハンドブック」を配布するとともに、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の分別情報に市民からの問合せがあったものを掲載するなど情報の更新を行う。	- 令和5年度に改定した「ごみの分け方・出し方ハンドブック」を環境衛生課の窓口にて配布 - 市民からあったごみ分別の問合せをごみ分別アプリ「さんあ〜る」分別情報に記載した。	課題：ハンドブック情報の更新頻度について、検討する必要がある。 今後の進め方：引き続き配布については周知していくとともに、情報の更新が早い「さんあ〜る」アプリの利用促進を進めていく。	- 市民からの問合せがあったごみ分別を「さんあ〜る」の分別情報に掲載し、充実させる。 - ごみ出しカレンダーとともに配布している「ごみの分け方・出し方ガイド」の情報を更新していく。
		(ウ)雑がみ及びプラスチック製容器包装の回収促進に向けた周知強化	- 雑がみの分別を市民に動機づけするため、啓発用の雑がみ回収袋を配布し、雑がみの分別回収を推進する。 - プラスチック製容器包装について、洗浄の要否や分別方法がわかりにくい等の課題が指摘されているため、より分かりやすい分別方法等の情報提供と周知啓発により、更なる回収量増加を図る。	- イベント時に雑がみ回収袋の配布を行う。 「ごみの出し方カレンダー」に雑がみの出し方の説明を掲載する。 ●雑がみ回収袋の配布枚数 目標：1,500枚 「ごみの出し方カレンダー」にプラスチック製容器包装の分別方法について記載する。 ●プラスチック製容器包装の収集量 目標：1,314 t - 市民・小中学校向け出前講座で、雑がみ回収袋の作り方を案内していく。	- 雑がみの出し方について、ごみの出し方カレンダーの説明書にに掲載 - 市ホームページに雑がみ回収袋の作り方を掲載 ●雑がみ回収袋の配布枚数 令和7年度実績：3,900枚 （参考）令和6年度実績：10,130枚 - 市役所本庁舎や交流センター、つくばフェスティバルで雑がみ回収袋及び自作できる雑がみ回収袋の作り方の資料を配布 ●プラスチック製容器包装の収集量 令和7年度実績：1,059 t （参考）令和6年度実績：1,050 t - 市民・小中学校向け出前講座で、自作できる雑がみ回収袋の作り方の資料を配布	課題：プラスチック製容器包装や雑がみの対象品目が分かりにくいという問い合わせが多くあるため、周知の強化が必要。 今後の進め方：ごみ出しカレンダーへの記載方法を見直し、3Rニュースやホームページ等でプラスチック製容器包装や雑がみの正しい出し方について周知を行い、回収量の増加を目指す。	- 市役所本庁舎や出先機関等で雑がみ回収袋を配布し、市民の雑がみの分別に対する意識の向上を図る。また、イベント時に雑がみ回収袋の作成講座を実施することで、雑がみ回収袋の継続的な活用を促す。 ●雑がみ回収袋の配布枚数 目標：1,700枚 - 引き続き市民・小中学校向け出前講座で、雑がみ回収袋の作り方を案内していく。 - プラスチック製容器包装の分別について、3Rニュースや「さんあ〜る」等で周知を行い、適正な分別を促すとともに、プラスチック製容器包装の回収量増加を目指す。 ●プラスチック製容器包装の収集量 1,455 t

項目	施策名	事業の概要	取組内容	令和7年度取組概要・数値目標	令和7年度実績	課題と今後の進め方	令和8年度取組概要・数値目標
1-1 市民・事業者への意識改革の推進	1-1-2 ホームページや市広報紙等による情報発信	(ア)ホームページ等による情報発信	・ホームページ等の内容を充実させ、積極的な情報発信を行う。 ・ホームページにおいて、動画による情報発信を行う。	・市民からの問合せや市民にとって必要な情報を適宜ホームページに掲載する。	・市ホームページによる情報発信 ・市SNSによる情報提供 ・リチウムイオン電池の正しい出し方について、市の公式YouTubeにて動画を発信	課題：プラスチック製容器包装や小型家電、有害ごみの排出方法について分かりやすい周知が必要。 今後の進め方：ホームページの情報を随時更新し、得られる情報量を増やす。また、プラスチック製容器包装や小型家電、有害ごみといった排出方法が分かりにくいものは、より詳細な内容に更新する。	・市民から問合せが特に多い内容について、市ホームページへ積極的に掲載することによって、市民の利便性を高めるとともに、市民のごみの適正な排出及び分別の意識向上を図る。
		(イ)「3R ニュース」の発行	・ごみとリサイクルに関する情報紙である「3Rニュース」を発行し、区会回覧を実施するとともに、市ホームページで公開する。	3Rニュースを発行し、区会回覧や市ホームページで公開する。 ●3Rニュース発行回数 目標：年6回	3Rニュースを発行し、区会回覧や市ホームページで公開 ●3Rニュース発行回数 令和7年度実績：年6回 4～9月：区会回覧にて発行（1回） 10～3月：広報つくばにて掲載（5回） （参考）令和6年度実績：年6回	課題：区会回覧では、市民すべてに情報を周知することができない。 今後の進め方：3Rニュースの特出し記事を市広報紙に掲載することで、市民に広く情報を届ける。	・リサイクル等環境に関する情報を市民へ広く周知するため、市広報紙に掲載する。 ●広報紙への掲載回数 目標：6回
		(ウ)ごみ分別アプリ「さんあ～る」の活用	・「さんあ～る」を活用した情報発信を強化し、周知啓発に努める。	・「さんあ～る」について周知を行う。特に、外国語を使用している方への周知啓発を行う。 ・「さんあ～る」を活用して、ごみに関する情報発信を積極的に行う。 ●年間ダウンロード数 目標：8,000件	●年間ダウンロード数 令和7年度実績：7,754件 （参考）令和6年度実績：7,785件 ・日本語、英語、中国語（簡体）、韓国語、タイ語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語の8言語に対応 ・ごみ分別アプリ「さんあ～る」に係る周知（ごみの出し方カレンダーにQRコードを掲載、広報つくば、3Rニュース、つくば環境スタイルサポーターズニュースに紹介記事を掲載、筑波大学の学生掲示板に広報チラシを掲示、大学職員への周知） ・指定ごみ袋（10L、45L）の販売店舗の一覧を掲載 ・店頭回収を実施している小売店の一覧を掲載	課題：「さんあ～る」のお知らせ機能を十分に活用できていない。 今後の進め方：お知らせ機能を活用し、よくある問合せを発信するなど、アプリの機能を利用してごみ減量や分別促進につながる情報をより積極的に提供する。	・「さんあ～る」は、日本語を除く7か国語に対応しているため、外国人在住者のごみ出しの改善を図るために、外国人在住者に対して「さんあ～る」の積極的な活用を呼び掛ける。 ・「さんあ～る」のお知らせ機能を活用して、ごみの分別方法やごみの減量に関する情報発信を強化する。 ●年間ダウンロード数 目標：8,000件

項目	施策名	事業の概要	取組内容	令和7年度の取組概要・数値目標	令和7年度の実績	課題と今後の進め方	令和8年度の取組概要・数値目標
1-1 市民・事業者への意識改革の推進	1-1-2 ホームページや市広報紙等による情報発信	(工)効果的な情報発信の検討	・高齢者が増加していること、学生など短期での転入出が多いこと、外国人が多く居住していることを踏まえ、例えばごみの分別の習慣が異なる外国人居住者向けの分別ルールの周知といった特徴を踏まえた効果的な周知方法を検討、実施する。	・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」は外国語7か国語に対応しているため、多くの外国人の方に「さんあ〜る」を活用してもらえるように周知を行う。 ・ごみの分け方・出し方ガイドの内容精査及び更新を行う。 ・筑波大学、筑波技術大学に、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のチラシ及び「つくば市のごみ出しルール」チラシを提供し、周知を依頼する。(再掲)	・英語版のごみの出し方ガイドを作成し、国際交流会等で配布 ・ごみ集積所の新規開設者に資源物の分別徹底を促す集積所用看板を配布 ・筑波大学へごみ分別アプリ「さんあ〜る」のチラシ及び「つくば市のごみ出しルール」チラシを提供し、周知を依頼	課題：つくば市のごみ出しルールに慣れていない引越したばかりの大学生や外国人等へ、分かりやすい情報発信ができていない。 今後の進め方：ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の存在をより多くの大学生や外国人に知ってもらうよう、大学や不動産業者を通じて周知を行う。	・「さんあ〜る」は、日本語を除く7か国語に対応しているため、外国人在住者のごみ出しの改善を図るために、外国人在住者に対して「さんあ〜る」の積極的な活用を呼び掛ける。(再掲) ・ごみ出しカレンダーとともに配布している「ごみの分け方・出し方ガイド」の情報を更新していく。 ・筑波大学、筑波技術大学に、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のチラシ及び「つくば市のごみ出しルール」チラシを提供し、周知を依頼する。
	1-1-3 市民向けの環境プログラムの拡充	(ア)区会や市民団体へ の出前講座の実施	・地域や対象に合ったごみ減量及びリサイクル推進に関する出前講座を実施する。 ・様々な媒体で出前講座の実施についての周知を行う。	・区会等から依頼のあったごみ減量等講座について、出前講座を実施する。 ●区会等へ の出前講座 目標：5講座	・出前講座の実施 ●区会等へ の出前講座 令和7年度実績：2講座 (参考)令和6年度実績：2講座	課題：区会や市民団体からの出前講座の依頼が少ない。 今後の進め方：引き続き、区会や市民団体に 出前講座の周知を行うとともに、出前講座を希望する区会や市民団体と打ち合わせを行い、市民ニーズに応える講座を実施できるよう努める。	・市が発行する「つくば市出前講座ガイドブック」にごみの減量と分別の大切さに関する講座や日常のごみ分別に関する講座の実施について掲載し、多くの方に講座の実施について認知してもらえるようにする。 ・区会等から依頼に応じて、ごみ減量等の出前講座を実施し、適切な分別方法について理解を促す。 ・市内小中学校や区会、市民団体等に出前講座の周知を行う。
		(イ)つくばサステナスクエアでの見学者受け入れ	・つくばサステナスクエアで見学者の受け入れを行う。 ・市ホームページや市広報紙において、施設見学について周知する。	・可燃ごみ焼却施設及びリサイクルセンターの見学会を実施する。 ・見学申込書様式の改善及び受付窓口を統一し、利便性の向上を図る。	・可燃ごみ焼却施設及びリサイクルセンターで見学者受け入れ ●つくばサステナスクエア見学者数 令和7年度実績：2,888人 (焼却施設：2,297人、リサイクルセンター：591人) (参考)令和6年度実績：2,261人 (焼却施設：1,909人、リサイクルセンター：352人) ・リサイクルセンターに関する動画をホームページで配信し、施設見学について周知 ・施設見学に使用する映像をリニューアルし、単なる施設紹介でなく、ごみ減量やリサイクルの意識向上を目的とした映像とした。	課題：社会科の学習の一環として、主に学校単位で見学が行われている。これを踏まえ、多くの市民にごみの減量及びリサイクルの重要性を広く周知することを目的とし、見学申込みの手続きを明確にするとともに、気軽に参加できる仕組みを整える。 今後の進め方：市広報紙やホームページで周知するほか、申込みの電子化を検討する。	・市で収集したごみがどのように処理されるかの理解を深め、ごみの減量・分別の大切さを実感してもらうために、可燃ごみ焼却施設及びリサイクルセンターの見学会を実施する。

項目	施策名	事業の概要	取組内容	令和7年度取組概要・数値目標	令和7年度実績	課題と今後の進め方	令和8年度取組概要・数値目標
1-1 市民・事業者への意識改革の推進	1-1-3 市民向けの環境プログラムの拡充	(ウ)リサイクルイベントの開催	・排出者に対する働きかけとしてイベント等でのPRの実施を継続する。 ・各種団体等と連携した各種キャンペーンや環境プログラムの拡充を図る。	・つくばフェスティバルに出展し、雑がみ回収袋工作及びごみの分別に関する周知を実施する。 ・リサイクルセンターの工作室を活用したリサイクル講座を開催する。 ●リサイクル講座の実施回数 目標：3回 ・リユース家具の提供を実施する。 ●リユース家具の提供回数 目標：6回 ・講座及びリユース家具の申し込みを簡素化（電子申請）し、利便性の向上を図る。	・つくばフェスティバルに出展し、雑がみ回収袋やごみの分別に関する周知を実施 ・リユース家具の提供やリサイクル講座を実施 ・リユース家具の申込方法について、現地申込のほか電子申請も可能とし、電子化による利用者の利便性を図った。 ●リサイクル講座の実施回数 令和7年度実績：4回（参加者：74人） （参考）令和6年度実績：2回（参加者：29人） ●リユース家具の提供回数 令和7年度実績：6回（出品数：140点） （参考）令和6年度実績：6回（出品数：120点）	課題：多くの市民の環境への関心を高めるため、リサイクルの周知を行う必要がある。 今後の進め方：引き続き、つくばフェスティバルに出展し、雑がみ回収袋やごみの分別に関する周知を実施していく。 また、リユース家具の提供及びリサイクル講座開催について広報等を活用し、広く周知する。	・つくばフェスティバルに出展し、雑がみ回収袋工作及びごみの分別に関する周知を実施する。 ・リサイクルセンターの工作室を活用したリサイクル講座を開催する。 ●リサイクル講座の実施回数 目標：5回 ・リユース家具の提供を実施する。 ●リユース家具の提供回数 目標：6回
	1-1-4 小中学生への環境教育の拡充	(ア)小中学校での牛乳パック回収事業の実施	・児童・生徒の家庭から排出される牛乳パックの回収を行う。 ・回収促進のため、牛乳パックリサイクルチラシを作成し配布する。	・牛乳パック回収促進のため、牛乳パックリサイクルチラシを作成し、各小中学校及び義務教育学校へ配布した上で、年2回、回収を行う。 ●牛乳パック回収量 目標：2,500kg	・児童生徒を通して家庭で出た牛乳パックを小中学校にて回収 ●牛乳パック回収量 令和7年度実績：1,330kg （参考）令和6年度実績：1,410kg ・牛乳パック回収促進のため、牛乳パックリサイクルチラシを作成し、各小中学校及び義務教育学校へ配布	課題：目標値と回収量の乖離がある。 今後の進め方：引き続き、牛乳パックのリサイクルに関して、児童・生徒に浸透するよう学校等の協力を得ながら情報発信を進める。	・牛乳パック回収促進のため、牛乳パックリサイクルチラシを作成し、各小中学校及び義務教育学校へ配布し、年2回、回収を行う。 ●牛乳パック回収量 目標：2,500kg
		(イ)小中学校への出前講座の実施	・出前講座の実施を通じて、小中学生への環境教育の拡充を図る。 ・子どもたちがごみを身近な問題として理解を深め、自ら行動を起こせるよう、ごみ減量、分別に対する意識を高める。 ・様々な媒体で、出前講座の実施についての周知を行う。	・学校長会や毎年度発行される冊子「つくば市出前講座ハンドブック」をホームページ掲載により周知する。 ●小中学校での出前講座実施件数 目標：20講座	・出前講座の実施 ●小中学校での出前講座実施件数 令和7年度実績：14講座（333人） （参考）令和6年度実績：34講座（1,221人） ・学校長会や毎年度発行される冊子「つくば市出前講座ハンドブック」のホームページ掲載による周知を実施。 ・小学校のつくばスタイル科の授業で使用する副読本「かがやくつくば」のごみ関連の内容を更新	課題：特になし 今後の進め方：引き続き、より多くの児童に対して環境教育が行えるよう、周知を行う。	・市が発行する「つくば市出前講座ハンドブック」等により出前講座の実施について周知を行う。小中学校でごみの分別やごみの減量についての講座を実施することにより、小中学生の環境意識の向上を図る。 ●小中学校での出前講座実施件数 目標：20講座

項目	施策名	事業の概要	取組内容	令和7年度取組概要・数値目標	令和7年度実績	課題と今後の進め方	令和8年度取組概要・数値目標
1-1 市民・事業者への意識改革の推進	1-1-5 大学生への情報提供や意識啓発	(ア)大学や不動産管理会社等を通じたごみ減量及び分別促進	・「ごみの出し方カレンダー」の配布や「さんあ〜る」を大学生へ周知することにより、ごみの適正な分別の啓発を図る。 ・大学生が多く居住するエリアに管理物件を有している不動産管理会社と連携して、ごみ減量及び分別を促進する。	・筑波大学及び筑波技術大学の学生宿舎へ「ごみの出し方カレンダー」を配布する。 ・筑波大学、筑波技術大学に、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のチラシ及び「つくば市のごみ出しルール」チラシを提供し、周知を依頼する。（再掲）	・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の情報紹介を含んだ「つくば市のごみ出しルール」チラシ（日本語、英語、中国語）を筑波大学、筑波技術大学に配布 ・春日、天久保エリアに管理物件を有している不動産と対策について打合せを行い、「さんあ〜る」のチラシ及び「つくば市のごみ出しルール」チラシを提供し、周知を依頼 ・筑波大学、筑波技術大学に訪問し、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のチラシ及び「つくば市のごみ出しルール」チラシを提供し、周知を依頼 ・筑波大学（一ノ矢・平砂・追越）及び筑波技術大学（春日キャンパス・天久保キャンパス）の学生宿舎へごみの出し方カレンダーを配布	課題：分別されていない、ごみの排出日を守られないなど、大学生のごみ分別意識が低いと思われるため、分別ルールを広く周知し、意識向上を図る必要がある。 今後の進め方：大学生のごみ出しが改善されるよう、大学など各機関と連携し、ごみの適正な排出についての効果的な周知を行う。	・筑波大学及び筑波技術大学の学生宿舎へ「ごみの出し方カレンダー」を配布する。 ・筑波大学、筑波技術大学に、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のチラシ及び「つくば市のごみ出しルール」チラシを提供し、周知を依頼する。（再掲） ・不動産会社に「ごみの出し方カレンダー」を配布する。
		(イ)ごみ減量及び分別促進について講義等の開催	・ごみ減量及び分別促進等をテーマとした学生向けの講義やワークショップ等を実施する。	・大学生へのごみ分別等への周知に向け、資料等による周知を行う。	・筑波大学へ市の出前講座資料を提供し、大学生に向けてごみ分別周知を行うよう依頼	課題：ごみ分別等に関する大学生への効果的な周知方法について、検討が進んでいない。 今後の進め方：大学の関係課と調整を行い、ごみ減量及び分別促進についての効果的な周知方法を検討する。	・大学生へのごみ分別等への周知に向け、資料等による周知を行う。
		(ウ)大学での活動グループとの連携	・大学の活動グループと連携し、大学内外でのごみ減量及び分別を促進する。	・大学の活動グループの調査を行い、大学の活動グループと大学生のごみ出しの改善方法等についての意見交換を行い、大学生へのごみの分別及び減量に対するアプローチ方法を検討する。	・筑波大学の学生サークル「REVEROP」とコンタクトを取り、市職員と学生での意見交換会を実施 ●学生との意見交換会実施回数 令和7年度実績：2回	課題：活動グループとの定期的な連携が必要である。 今後の進め方：大学生によるごみの適正排出や分別意識向上のため、大学生が主体となってどのようなことができるか、大学の活動グループと意見交換を行い実践する。	・大学生のごみ分別の意識はどうすれば高まるのか、ルールを守って排出ができるようになるのか等について学生グループと意見交換を行う。

項目	施策名	事業の概要	取組内容	令和7年度取組概要・数値目標	令和7年度の実績	課題と今後の進め方	令和8年度取組概要・数値目標
1-1 市民・事業者への意識改革の推進	1-1-5 大学生への情報提供や意識啓	(工)家具等の不用品リユース情報の提供	・つくば市リサイクルセンターにおいて、リユース品の活用方法を構築し、大学生をはじめ市民に対し、家具のリユース情報の提供等を通じて、意識向上と利用の活性化を図る。	・転入が多い大学生を中心に、転入時に排出する粗大ごみの排出を抑制させるために、「おいくら」の活用についての周知を行う。 ・リユース家具の提供を実施する。 ●リユース家具の提供回数 目標：6回 ・リユース家具の申し込みを簡素化（電子申請）し、利便性の向上を図る。	・包括的運営管理業務受託者と協議し、リユース家具の提供を実施 ●リユース家具の提供回数 令和7年度実績：6回（140点） （参考）令和6年度実績：6回（120点） ・開催毎につくば環境スタイルサポーターズメールによりリユース家具の提供について配信 ・市広報紙、ホームページ及びアプリ（さんあ〜る）にリユース家具の提供について掲載 ・ごみ直接搬入の申請者の目につきやすい箇所にリユース家具のお知らせの掲載 ・リユース家具の展示会の参加者に周知方法に関するアンケート調査実施 ・リユース家具の申込方法について、現地申込のほか電子申請も可能とし、利用者の利便性を図った。	課題：リユース家具の提供事業を通じて環境への関心を高めるため、リサイクルの周知を行う必要がある。 今後の進め方：リサイクル家具の提供事業について市広報紙を活用し、広く周知を行う。	・転入が多い大学生を中心に、転入時に排出する粗大ごみの排出を抑制させるために、「おいくら」の活用についての周知を行う。 ・つくばサステナスクエアにおいてリユース家具の提供を実施することにより、リユースの促進を図る。 ●リユース家具の提供回数 目標：6回
	1-1-6 事業者への情報提供や意識向上の強化	(ア)事業者への情報提供や意識向上の強化	・事業系一般廃棄物の適正処理及びごみ減量、分別徹底のための冊子の配布等により、事業者及び従業員一人一人のごみ減量及びリサイクル意識の向上を図る。	・排出事業者訪問時や事業者が来庁した際に、事業系廃棄物適正処理パンフレットを配布する。 ●事業系廃棄物適正処理パンフレット配布数 目標：3,000部	・ごみの適正な排出方法や分別の方法をまとめた「事業系廃棄物適正処理パンフレット」を作成、配布 ●事業系廃棄物適正処理パンフレット配布数 令和7年度実績：約800部 （参考）令和6年度実績：約720部 ・事業者を訪問し、排出状況の確認及び指導を実施	課題：事業系パンフレットを配布する機会が少なく、事業系ごみの減量や資源化に関する周知が十分にできていない。 今後の進め方：事業所訪問時にパンフレットを配布するだけでなく、排出事業者向けの適正排出を促進する説明会を開催し、パンフレットを配布する。	・排出事業者訪問時や事業者が来庁した際に、事業系廃棄物適正処理パンフレットを配布する。 ●事業系廃棄物適正処理パンフレット配布数 目標：3,000部
1-2 市民・事業者が主体的に取り組む仕組みづくり	1-2-1 ごみの減量や資源化に関する活動支援	(ア)市民団体等への活動支援	・集団回収の奨励を継続して実施し、ごみ減量及び資源化促進に取り組んでいる市民団体等の活動を支援する。	・前年度に活動実績のある団体に対し、今年度申請書を送付し、申請を促すとともに、市ホームページや区会回覧を利用して周知する。 ●資源物集団回収実施団体数 目標：100団体	●資源物集団回収実施団体数 令和7年度実績：82団体 （参考）令和6年度実績：95団体 ・実施団体数推移 （R2：117団体→R6：95団体） ・前年度に活動実績のある団体に申請を促し、多くの団体が登録	課題：集団回収の実施団体が年々減少している。 今後の進め方：資源物集団回収について、登録団体数の増加のため周知啓発を行う。	・前年度に活動実績のある団体に対し、申請を促すとともに、市ホームページや区会回覧を利用して周知する。 ●資源物集団回収実施団体数 目標：100団体

項目	施策名	事業の概要	取組内容	令和7年度取組概要・数値目標	令和7年度実績	課題と今後の進め方	令和8年度取組概要・数値目標
1-2 市民・事業者が主体的に取り組む仕組みづくり	1-2-1 ごみの減量や資源化に関する活動支援	(イ)生ごみ処理容器等購入費補助事業の推進	・家庭用生ごみ処理容器等の購入費を補助する事業を推進し、生ごみの減量化・資源化を図る。	・生ごみ減量促進のため、市民向けに段ボールコンポスト無料配布会を開催する。 また、市ホームページやごみ分別アプリ「さんあ〜る」等を活用し、生ごみ処理容器等購入補助金の周知を行う。 ●生ごみ処理容器等購入費補助基数 目標：350基 ●段ボールコンポスト配布数 目標：1,000個	●生ごみ処理容器等購入費補助基数 令和7年度実績：275基 (参考) 令和6年度実績：197基 ・生ごみ処理容器等購入補助基数推移 (R2:108基、R3:152基、R4:408基、R5:310基、R6:197基) ●段ボールコンポスト配布数 令和7年度実績：731個 (参考) 令和6年度実績：917個 ・段ボールコンポスト配布数推移 (R3:166個、R4:822個、R5:804個、R6:917個) ・生ごみ処理容器等購入費補助事業における要綱の改正	課題：段ボールコンポスト配布会に新規で参加される方の割合が減少している。 今後の進め方：段ボールコンポストを使用したことがない方向けに講習会を行う。 引き続き、市広報紙や市ホームページ等で周知を行い、生ごみの自家処理を推進し、生ごみ削減を促進させる。また、剪定枝処理機購入費補助による剪定枝の排出抑制を図っていく。	・生ごみ減量促進のため、段ボールコンポストを初めての方向けに無料で配布する。 また、市ホームページやごみ分別アプリ「さんあ〜る」等を活用し、生ごみ処理容器等購入補助金の周知を行う。 ●生ごみ処理容器等購入費補助基数 目標：350基 ●段ボールコンポスト配布数 目標：200個
		(ウ)エコ・ショップ認定制度の推進	・ごみ減量化、リサイクル活動に積極的に取り組んでいる小売店舗を「エコ・ショップ」として認定し、ごみ減量や資源化に関する活動を支援する。	・ごみ減量化、リサイクル活動に取り組む小売店舗を「エコ・ショップ」として認定、認定証を発行し支援する。 ●エコ・ショップ認定店舗数 目標：16店舗	・市ホームページにエコショップ認定店舗を掲載 ●エコ・ショップ認定店舗数 令和7年度実績：16店舗 (参考) 令和6年度実績：16店舗	課題：エコ・ショップの認定店舗数が伸び悩んでいる。 今後の進め方：独自のごみ減量のための取組を行っている店舗をエコ・ショップに認定できるよう、市エコ・ショップ要綱の見直しを検討する。	・独自のごみ減量のための取組を行っている店舗を「エコ・ショップ」として認定、認定証を発行する。
		(エ)不用品等のリユースの促進	・リユース品の活用方法を構築し、市民等に対し、家具のリユース情報の提供等を通じて、不用品等のリユースの促進を図る。	市ホームページの粗大ごみ受付ページに、リユースプラットフォーム「おいくら」を掲載し、不用品を粗大ごみに出さず、リユースする方向へ働きかける。	・粗大ごみの出し方を周知する市ホームページに「おいくら」を掲載 ・つくば市リサイクルセンターに搬入された粗大ごみの中から状態の良いものを選びリユース家具の展示を実施	課題：インターネットを介した買取というリユース方法の認知を広める必要がある。 今後の進め方：「おいくら」を広く周知することにより、ごみとして排出するのではなく、リユースによる循環利用の意識醸成に努める。	・市ホームページの粗大ごみ受付ページに「おいくら」を掲載し、不用品を粗大ごみに出さず、リユースする方向へ働きかける。 ・つくば市リサイクルセンターに搬入された粗大ごみから状態の良いものを選びリユース家具として展示する。(再掲)
		(オ)家庭用廃食用油の回収及びBDF精製事業の実施	・家庭用廃食用油の回収を行い、廃食用油からBDFを精製し、作業車両や回収車両に使用する。 ・廃食用油を地域冷暖房施設のボイラーの燃料として有効活用する。	・家庭から排出される廃食用油を回収し、BDFに精製し、作業車両に使用する。また、脱炭素先行地域での廃食用油の活用について、熱供給事業者との廃食用油回収、精製スキーム等について検討する。 ●家庭用廃食用油回収量 目標：10,000リットル	●家庭用廃食用油回収量 令和7年度実績：12,838リットル (参考) 令和6年度実績：12,306リットル ・家庭用廃食用油回収量推移 (R2:9,996リットル、R3:14,838リットル、R4:13,767リットル、R5:11,360リットル、R6:12,306リットル) ・熱供給事業者と廃食用油回収、精製スキーム等について意見交換を実施	課題：廃食用油についてより有効な資源化スキームを検討する。 今後の進め方：脱炭素先行地域での廃食用油の活用について、関係各課や熱供給事業者と精製スキームの調整を行っていく。	・家庭から排出される廃食用油を回収し、BDFに精製し、作業車両に使用する。 ・廃食用油の回収量を増加させるため回収拠点の場所を増設する。 ・熱供給事業者との調整を継続し、エリア内の家庭から廃油を回収するスキームを検討する。
		(カ)優良事業者への取組の紹介、評価・表彰制度の検討	・店頭回収を実施している事業者や生活系ごみの資源化に協力している事業者、量り売りや過剰包装の抑制を実施している事業者等を優良事業者として認定する制度を設け、市として広報することにより、活動を推進する。	・ごみ減量やリサイクルの推進等について、独自の取組を行っている事業者について調査を行い、市ホームページ等で公表する。	・事業系生ごみ処理機を導入し、生ごみの資源化に努めている事業者への取材を行い、取材内容を市のホームページで公表	課題：事業者へ実施した取材内容の公表に留まっている。 今後の進め方：事業者にメリットが得られる制度を検討する。また、気候市民会議で提言を受けたことも踏まえ、量り売りや過剰包装の抑制についても検討していく。	・事業者訪問時等に、事業所独自で行っているごみ減量及び資源化の取組について聞き取りを行い、独自の取組を行っている事業者を市ホームページで公表するとともに、事業者訪問時に他事業者に対して、事例の紹介を行う。

項目	施策名	事業の概要	取組内容	令和7年度取組概要・数値目標	令和7年度の実績	課題と今後の進め方	令和8年度取組概要・数値目標
1-2 市民・事業者が主体的に取り組む仕組みづくり	1-2-1 ごみの減量や資源化に関する活動支援	(キ)民間事業者と協力した資源化の推進、民間ノウハウの活用	・民間事業者と協力し、小売店の店頭での資源回収やリサイクルショップを介したリユースの展開を推進する。 ・家具、家電等の耐久消費財のリユース支援を民間企業と連携し、市全体での資源化推進体制を構築する。	・店頭回収を行っているエコショップ認定店舗を市ホームページで紹介する。 ・店頭回収を行っているエコショップ認定店舗を「さんあ〜る」で紹介する。 ・市ホームページやごみ分別アプリ「さんあ〜る」により、ノンコイルマットレス普及促進奨励金について、引き続き周知を図る。	・段ボールコンポストを依頼のあったカスミに提供し、未就学児向け（保育所・保育園）の食育講座の際に活用 ・エコショップ認定をしている小売店で店頭回収を行っている店舗を市のホームページ上で紹介	課題：エコショップ認定された店舗の紹介が市ホームページに限られており、周知が不足している。 今後の進め方：ごみ分別アプリ「さんあ〜る」等の媒体も活用し、エコショップ認定店舗やごみに関する有益な情報を市民に発信していくことで、民間事業者と協力した資源化の推進を図る。	・店頭回収を行っているエコショップ認定店舗を市ホームページ及び「さんあ〜る」で紹介する。 ・市ホームページやごみ分別アプリ「さんあ〜る」により、ノンコイルマットレス普及促進奨励金について、引き続き周知を図る。
	1-2-2 広報拠点の充実	(ア)情報提供拠点の設置検討	・市中心部への情報提供拠点について、設置検討を進める。 ・市中心部へのポスター、チラシ等情報掲示箇所の拡大も進める。	・つくばフェスティバル時に、雑がみ回収袋の作り方やごみの分別方法等の周知を行う。	・つくばフェスティバル時に、ごみ分別に関する周知を実施	課題：市中心部での常設の情報提供拠点について、設置検討が進んでいない。 今後の進め方：イベント時のごみの分別についてより効果的なPR方法の検討や、常設の情報提供拠点の設置を検討する。	・つくばフェスティバル時に、雑がみ回収袋の作り方やごみの分別方法等の周知を行う。 ・より多くの市民の目に留まるように、市役所本庁舎以外の場所でのポスター等の掲載を検討する。
		(イ)つくばサステナスクエアでの広報の実施	・つくばサステナスクエアを活用した積極的な情報提供に努める。 ・つくば市リサイクルセンターにおいては、異物の混入状況や不適切な分別事例などを映像、画像等でわかりやすく情報提供する。	・リサイクルセンターにおける資源ごみへの異物混入状況などをホームページに掲載、情報提供を行い、意識向上を図る。 ・ホームページ用の動画を更新し、分別に対する啓発を図る。	・市ホームページにてリサイクルセンターについて紹介 ・市広報紙（12月号）にリサイクルセンターの利用方法等について掲載	課題：リサイクルセンターに搬入される資源物等に処理不適物が混入していることについて周知が不十分である。 今後の進め方：サステナスクエアでの処理の過程で「困っている」ことを周知し、排出するごみの分別の精度向上を図る。	・リサイクルセンターにおける資源ごみへの異物混入状況などをホームページに掲載、情報提供を行い、意識向上を図る。
1-3 将来的な施策に向けた調査・検討	1-3-1 プラスチック類の資源化の推進	(ア)プラスチック類の資源化の調査研究・再構築	・製品プラスチックの資源化について、実効性のある手法を調査研究する。 ・製品プラスチックを含めた資源化システムへの再構築を検討する。	・製品プラスチックのリサイクルを行っている自治体の調査を行う。 ・中学校から通学用ヘルメットを回収し、リサイクルを実施する。 ・製品プラスチックのリサイクルの検討を進めるために、茨城県が主催のケミカルリサイクルワーキンググループ（勉強会）に参加する。	・茨城県が主催のケミカルリサイクルワーキンググループ（勉強会）に参加 ・製品プラスチック資源化施設への訪問調査を実施 ・中学校入学時に配布される学校用ヘルメット及び庁内で不要になったヘルメットを回収し、リサイクルを実施 ●ヘルメット回収量 令和7年度実績：421個 （中学校からの回収量：328個） （参考）令和6年度実績：542個	課題：製品プラスチックを含めたプラスチック類のリサイクルは、中学校配布のヘルメットにとどまっている。 今後の進め方：製品プラスチックを含めたプラスチック類のつくば市における収集方法を検討する。	・中学校入学時に配布される通学用ヘルメットを回収し、リサイクルを実施する。 ・ごみとして排出されたプラスチックの有効活用をより進めるため、製品プラスチックの分別収集・再商品化、民間活用も含めた拠点回収の実施検討、有効利用の可能性調査を行う。また、製品プラスチックの収集を行っている自治体と民間の製品プラスチックの処理施設の事例調査を実施する。

項目	施策名	事業の概要	取組内容	令和7年度取組概要・数値目標	令和7年度実績	課題と今後の進め方	令和8年度取組概要・数値目標
1-3 将来的な 施策に向 けた調 査・検討	1-3-2 生ごみ等の 資源化の推 進	(ア)生ごみ等の資源化の調査研究	・自家処理以外の堆肥化・バイオマス燃料化等の手法を調査し、収集から再資源化までのルート構築について検討を進める。	・近隣で生ごみのリサイクルを行っている事業者の訪問調査を行う。	・生ごみ資源化施設への訪問調査を実施	課題：生ごみを分別収集し資源化する施策を検討できていない。 今後の進め方：近隣市町村の事例を調査するとともに、収集方法や処理方法について検討する。	・現在実施している生ごみ処理容器等購入費補助や段ボールコンポスト配布等の自家処理に留まらず、生ごみの更なる資源化を図るために、生ごみの分別収集の実施に向けて、収集方法や処理方法について比較検討を行う。
	1-3-3 剪定枝等の 資源化の推 進	(ア)剪定枝等の資源化の調査研究	・剪定枝のリサイクル手法を調査し、事業実施に向けた検討を進める。 ・芝についてもバイオマス燃料としての活用を進める。	・芝について、ブリケット（棒状の固形化）の量産化に向けて、採算性等について調査研究をする。	・剪定枝資源化施設への訪問調査を実施 ・つくば市における剪定枝資源化の検討を行う勉強会を実施	課題：つくば市における剪定枝の資源化可能性について検討する必要がある。 今後の進め方：剪定枝のつくば市内発生量推計値をもとに、実施可能な資源化スキームや分別収集方法について検討する。また、芝ブリケットによるバイオマス燃料化について、昨年度に引き続き調査研究を進める。	・ブリケットを助燃材として活用をするため、廃棄物処理施設の焼却炉へのブリケットの最適な形状、投入方法等について検討する。 ・剪定枝等をたい肥や燃料として有効活用することで、廃棄物の減量と資源化を推進し、地域資源を循環するための具体的な手法と実現性に関する調査研究を実施する。
	1-3-4 減量化・資 源化におけ る先進的な 取組	(ア)資源化における都市鉱山取組	・希少金属（レアメタル）が含まれている小型家電の回収を促進し、市内の研究機関等と連携して希少金属の再資源化を推進する。	・ホームページや3R ニュース等で、リネットジャパンリサイクル（株）の活用について周知を行う。 ●リネットジャパンリサイクル（株）での小型家電リサイクル量 目標：15 t ・拠点回収した小型家電をリサイクル業者へ運搬し、適正に処理する。 ●小型家電の回収量 令和7年度目標：1.5 t （参考）令和6年度実績：1.46 t	●小型家電の回収量 令和7年度実績：3.28t （参考）令和6年度実績：1.5 t ・小型家電の回収量推移 （R2:1.3t、R3:1.6t、R4:1.7t、R5:1.4t、R6:1.5t） ・収集した一部の小型家電をリサイクル業者へ運搬し、処理（年2回） ●リネットジャパンリサイクル（株）での小型家電リサイクル量 令和7年度実績：16.7 t （参考）令和6年度実績：15.3 t ・リネットジャパンリサイクル株式会社と締結している協定に基づき、市内から申込があり回収された小型家電の量（R3:16.8t、R4:18.4t、R5:16.7t、R6:15.3t） ・小型家電リサイクル業者に受入方法を確認・調整し、令和8年度から充電式おもちゃ、充電式マッサージ器、スマートウォッチ、ワイヤレスマウス、デispenser、携帯型扇風機の7品目を小型家電の回収品目に追加することを決定	課題：小型家電として回収できる品目は23品目まで増加したが、回収ボックスには対象外の物が多く混入している。 今後の進め方：小型家電対象品目をより広く周知し、市民に対してより積極的に分別に協力していただく。	・希少金属（レアメタル）の回収促進のために、パソコンと合わせて小型家電を排出できる「リネットジャパンリサイクル（株）」の周知を行う。 ・拠点回収した小型家電をリサイクル業者へ運搬し、適正に処理する。 ・小型家電回収ボックス周辺に対象外物混入防止を目的とした掲示を行う。 ●小型家電の回収量 目標：2 t
		(イ)紙おむつの資源化の調査研究	・全国的には紙おむつメーカーと連携してリサイクルに取り組んでいる自治体もあるため、先進的な取り組みを調査し、導入に向けた検討を行う。	・紙おむつのリサイクルを行っている自治体の事例調査を行う。	・未実施	課題：紙おむつのリサイクルを行っている自治体が少なく、情報が少ない。 今後の進め方：既に紙おむつのリサイクルを実施している自治体はあるため、先進事例の調査を行う。	・紙おむつのリサイクルを行っている自治体の事例調査を行う。

項目	施策名	事業の概要	取組内容	令和7年度取組概要・数値目標	令和7年度の実績	課題と今後の進め方	令和8年度取組概要・数値目標
1-3 将来的な 施策に向 けた調 査・検討	1-3-4 減量化・資 源化にお ける先進 的な取組	(ウ)先進的な減量化・資源化の取組	・ごみ自動分別技術の導入検討等、他市町村の事例を参考に、収集や処分方法に関して調査研究や事業手法の検討を行う。	・ごみ自動分別技術について、どのような事例があるのか調査を行う。	・ごみ自動分別技術について、どのような事例があるのか調査を実施	課題：市内でごみ自動分別技術を開発している事業者を探し出すのが困難。 今後の進め方：ごみ自動分別技術の開発を行っている企業を調査する。また、ごみ自動分別技術に限らず、他市町村で実施している先進的な収集方法や処分方法に関して調査研究を行う。	・ごみ自動分別技術に限らず、例えばチャットボットで問い合わせることによって回答が得られるような機能を市民に提供する等、様々な視点から事例の調査及び導入の検討を行う。
	1-3-5 生活系ご み有料化 の検討	(ア)生活系ごみ有料化の検討	・排出量が増加するようであれば、ごみの減量化の意識向上のため、生活系ごみ処理手数料の有料化導入を検討する。	・生活系ごみの排出量の推移について把握する。 ●排出量の現状 目標：58,034 t (601.77g/人・日)	・生活系ごみの排出量の割合等調査 ●排出量の割合等調査 令和7年度実績：56,675 t (593g/人・日) (参考) 令和6年度実績：57,032 t (605g/人・日)	課題：生活系ごみの排出量は減少傾向にあるが、有料化となった場合に備え市民の理解等導入までのステップを整理しておく必要がある。 今後の進め方：生活系ごみ総排出量の推移を注視しながら、近年、有料化を実施した他自治体事例の情報収集を行う。	・生活系ごみの排出量の推移について把握する。 ●生活系ごみの排出量の現状 目標：58,082 t (595.82g/人・日) ・実際に有料化を実施した自治体における市民への周知方法事例を調査する。
	1-3-6 事業系ご み処理手 数料の見 直し	(ア)事業系ごみ処理手数料の見直し	・今後著しく事業系ごみが増加するようであれば、事業系ごみ処理手数料の見直しを検討する。 ・周辺市町村の処理経費等も参考にしながら手数料の見直しを検討する。	・事業系ごみの搬入量の動向を把握し、状況に応じて事業系ごみ処理手数料の見直しを検討する。	・事業系ごみの排出量の割合等調査 ●排出量の割合等調査 令和7年度実績：38,312 t (104.96t/日) (参考) 令和6年度実績：37,497 t (102.73t/日)	課題：近隣市町村より処理料金が安いいため、他市町村から事業系ごみが搬入される可能性が高くなる。 今後の進め方：搬入量や他市町村の動向を注視し、処理手数料の見直しを検討する。	・事業系ごみの搬入量の動向を把握し、状況に応じて事業系ごみ処理手数料の見直しを検討する。
1-4 公共施設 における ごみの発 生抑制と 資源化の 推進		(ア)公共施設におけるごみの発生抑制と資源化の推進	・「公共施設のごみ減量・リサイクル推進方針」に基づき、全庁を挙げてごみ減量・リサイクル推進に取り組む。 ・公共施設からのごみ排出量の状況を把握し、施策の効果を検証する。	・自動販売機の横にプラスチック製容器包装を回収するボックスを引き続き設置し、ごみ分別意識の向上を図る。 ・「公共施設のごみ減量・リサイクル推進方針」に基づき全公共施設から四半期ごとにごみの排出状況の報告を受け、年間のごみ排出量ととりまとめる。それらの集計結果を各課へ情報共有し、ごみ減量及び資源化の推進を図る。	・自動販売機の横にプラスチック製容器包装を回収するボックスを引き続き設置 ・庁内お知らせ表示で、プラスチック製容器包装の分別、食品ロス削減、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」等の周知 ・「公共施設のごみ減量・リサイクル推進方針」に基づき全公共施設から四半期ごとにごみの排出状況の報告を受け、ごみ減量及び資源化の推進を実施 ・庁内お知らせ表示で、雑がみ分別を周知	課題：一般職員へのお知らせ・周知が不足している。 今後の進め方：公共施設でのごみ減量を推進する取り組みや周知方法を検討する。	・自動販売機の横にプラスチック製容器包装を回収するボックスを引き続き設置し、ごみ分別意識の向上を図る。 ・「公共施設のごみ減量・リサイクル推進方針」に基づき全公共施設から四半期ごとにごみの排出状況の報告を受け、年間のごみ排出量ととりまとめる。それらの集計結果を各課へ情報共有し、ごみ減量及び資源化の推進を図る。

項目	施策名	事業の概要	取組内容	令和7年度取組概要・数値目標	令和7年度の実績	課題と今後の進め方	令和8年度取組概要・数値目標
2. 収集運搬計画							
2-1 生活系ごみの排出管理の徹底	2-1-1 収集頻度の適正化	(ア)収集頻度の適正化	・生活系ごみの各品目について、排出量やコスト等を考慮し、必要に応じて収集頻度の適正化を検討する。	・拠点回収を行っている電池や火災の危険性が高いリチウムイオン電池等の収集についても検討する。 ・[追加]利便性向上のため、粗大ごみの有料戸別収集におけるインターネット予約時のキャッシュレス決済サービス導入のシステム構築を行う。	●プラスチック製容器包装の収集量 -R2： 639t (7.3g/人・日) -R3： 751t (8.4g/人・日) -R4： 910t (9.9g/人・日) -R5： 1,017t (10.9g/人・日) -R6： 1,050t (11.1g/人・日) -R7： 1,068t (11.2g/人・日) ・令和8年度のキャッシュレス決済サービス開始を目指し、システムの構築を進めた。	課題：火災の危険性が高いリチウムイオン電池等、拠点回収のみとなっている品目がある。 キャッシュレス決済サービス開始するにあたり、市民への周知を行う必要がある。 今後の進め方：市民の分別意識向上により資源ごみの排出量が増加傾向にあることから、主に資源ごみの収集頻度適正化や、リチウムイオン電池の収集について検討を行う。 キャッシュレス決済サービス開始前に、市のホームページや、インターネット予約ページにてサービス開始の事前案内を行う。	・火災の危険性が高いリチウムイオン電池等の収集体制を構築する。 ・粗大ごみの有料戸別収集において、インターネット予約時のキャッシュレス決済サービスを開始する。
	2-1-2 ごみ集積所管理の推進	(ア)ごみ集積所管理に係るシステム化の推進	・ごみ集積所の管理状況の調査や各集積所に分別の徹底を呼び掛けるため看板の配布等により、集積所管理に係るシステム化を検討し、推進する。	・ごみ集積所の管理について、利用する市民へ分別の徹底を周知するとともに、集積所管理に係る周知看板の配布など行っていく。	・区会等によるごみ集積所の管理を推進	課題：ごみの排出において、市の分別ルールに沿ってごみを排出している集積所が大半であるが、分別状況が悪い集積所がある。 今後の進め方：収集業者から提供された分別状況の悪い集積所情報を集積所管理者、利用者へ伝達することで、市の分別ルールに沿って排出するよう注意喚起を行う。資源ごみの持ち去りについては、引き続き市民からの情報提供を元に継続して防止対策を実施する。	・ごみ集積所の管理について、利用する市民へ分別の徹底を周知するとともに、集積所管理に係る周知看板の配布などを引き続き実施する。
		(イ)資源ごみ持ち去り防止対策	・資源持ち去り防止シートの配布等を行うことにより、資源物持ち去り防止対策を実施する。	・市ホームページにより、資源持ち去り防止シートの提供等を行う。また、資源物持ち去り防止対策を実施、推進する。	・資源持ち去り防止シートをダウンロードできるように、ホームページに掲載		・市ホームページにより、資源持ち去り防止シートの提供等を行う。また、資源物持ち去り防止対策を実施、推進する。
		(ウ)地区別排出実態の把握	・収集運搬業者と連携し、各ごみ集積所における排出状況の調査など、地区別の排出実態の把握を進め、地区別の周知方法について検討する。	・収集業者から提供された市で収集できないごみの情報を集積所管理者、利用者へ共有するとともに、業者に収集できないごみへ警告シールを貼付けるよう依頼する。	・分別状況等が悪いごみ集積所の現場を確認し、実態の把握を行った上で、適正なごみ分別やごみ集積所の使用を促すチラシのポスティングを実施		・収集業者から提供された市で収集できないごみの情報を集積所管理者、利用者へ共有するとともに、引き続き業者に収集できないごみへ警告シールの貼付を依頼する。また業者とより連携するために情報共有の場を設ける。
	2-1-3 収集運搬体制の再構築	(ア)適正な分別品目ごとの収集について業者への指導の強化	・不適正な収集が行われていないか生活系ごみの搬入検査を抜き打ちで実施し、不適正なものの搬入が見受けられた際には指導を行う。	●生活系ごみの搬入検査実施件数 目標：10件 ・処理施設へ搬入したごみを検査し、未分別、各種ごみの混入がないよう業者への指導を実施する。	・生活系ごみの搬入検査の実施 ●生活系ごみの搬入検査実施件数 令和7年度実績：24件 (参考)令和6年度実績：14件	課題：特になし 今後の進め方：今後も継続して生活系ごみの搬入検査を実施し、搬入状況が悪い場合には、指導を行う。	●生活系ごみの搬入検査実施件数 目標：10件 ・処理施設へ搬入されたごみを検査し、未分別、各種ごみの混入がないよう業者への指導を実施する。

項目	施策名	事業の概要	取組内容	令和7年度取組概要・数値目標	令和7年度実績	課題と今後の進め方	令和8年度取組概要・数値目標
		(イ)排出困難者に対する戸別収集の検討	・排出困難者への対応について、戸別収集の実施を含め、他自治体での取組を調査し、実施を検討する。	・福祉部門と連携を取り、申請があった高齢や障害により集積所への排出が困難な市民に戸別収集を実施する。	・高齢者ごみ出し支援事業の実施 ●高齢者ごみ出し支援による戸別収集件数 令和7年度実績：36軒	課題：ごみの分別がされておらず、週に1度の収集ができない場合がある。 今後の進め方：対象者にごみの出し方等を周知するとともに、福祉部門と連携し、対象者の生活環境を良好に保つ。	・引き続き福祉部門と連携を取り、申請があった高齢や障害により集積所への排出が困難な市民に戸別収集を実施する。 ・ごみの分別がされていない支援者には警告シールの貼付を行うとともに、個別に連絡・調整を実施し、適正な排出方法について周知を行う。 ・高齢者ごみ出し支援の支援対象者を拡大する。

項目	施策名	事業の概要	取組内容	令和7年度の取組概要・数値目標	令和7年度の実績	課題と今後の進め方	令和8年度の取組概要・数値目標
2-1 生活系ごみの排出管理の徹底	2-1-4 有害ごみの回収体制の再整備	(ア)有害ごみ、危険なごみの排出体制及び回収体制の検討	・有害ごみ（乾電池・蛍光灯等）を資源として有効利用を図っていく。 ・市民の利便性、排出場所の安全性、管理の容易性を確保できる排出体制を検討する。	・市内23か所（電池のみ29か所）で拠点回収を実施 ・小型家電回収ボックスで回収できるリチウムイオン電池内臓製品の追加を検討する。	・市内24か所で拠点回収を実施 ・小型家電リサイクル業者に受入方法を確認・調整し、令和8年度から充電式おもちゃ、充電式マッサージ器、スマートウォッチ、ワイヤレスマウス、デイスペンサー、携帯型扇風機の7品目を小型家電の回収品目に追加することを決定	課題：小型家電の収集量は増加しているが、回収拠点数が増加していない。 今後の進め方：リチウムイオン電池内蔵の電子機器等の回収品目を増やすとともに小型家電回収拠点の増設していく。	・市内24か所（電池のみ29か所）で拠点回収を実施 ・全国で、小型充電式電池によるパッカー車や処理施設での火災事故が発生している現状を踏まえ、小型家電回収ボックスで回収するリチウムイオン電池内臓製品の追加及び収集拠点を増設する。
		(イ)有害ごみ、危険なごみの排出方法に関する周知	・充電式電池やスプレー容器等によるパッカー車や処理施設での発火事故が起きているため、分別区分や回収方法を改めて検討する。 ・市民に対し、排出方法や混入の危険性について周知徹底を図る。	・市ホームページやごみの出し方カレンダー、市広報紙及びごみの分別アプリ「さんあ〜る」で乾電池、スプレー容器及び使い捨てライター等の有害ごみや危険なごみの出し方を掲載する。	・つくば市ホームページやごみの出し方カレンダー及びごみの分別アプリ「さんあ〜る」の「ごみの出し方ガイド」で乾電池、スプレー容器及び使い捨てライター等の有害ごみや危険なごみの出し方を掲載 ・つくば市ホームページに「有害ごみ・小型家電・廃食用油 拠点回収場所一覧」を掲載	課題：リチウムイオン充電電池やスプレー容器等の危険性を市民が危険視していないことが見受けられるため、周知啓発を徹底する必要がある。 今後の進め方：市広報紙や市ホームページ、さんあ〜る等を活用し、広く市民に危険性を周知し、適正排出を促すことで、パッカー車や処理施設での火災の発生抑制に努める。	・引き続き、市ホームページやごみの出し方カレンダー、市広報紙及びごみの分別アプリ「さんあ〜る」で乾電池、スプレー容器及び使い捨てライター等の有害ごみや危険なごみの適切な出し方を掲載する。
2-2 事業系ごみの排出管理の強化	2-2-1 事業系ごみの分別及び排出の適正化	(ア)つくばサステナスクエアにおける事業系ごみの搬入検査・指導の実施	・事業系ごみの搬入検査を行い、産業廃棄物の混入や資源ごみ可能なもの等が搬入された場合は収集しないよう指導を強化する。	・つくばサステナスクエアにおいて、事業系可燃ごみや不燃ごみ、資源ごみの搬入検査を行う。 ●事業系ごみ搬入検査件数 目標：30件	・サステナスクエアで事業系ごみの搬入検査を行い、事業系ごみの排出状況の確認を実施 ●事業系ごみの搬入検査件数 令和7年度実績：24件 （参考）令和6年度実績：24件 ・発泡スチロール等の産業廃棄物（廃プラ）や資源物（段ボール等）が混入していたため、収集業者へ文書にて適正な分別収集を指導。また、不適正なものが持ち込まれた場合は、持ち帰りを指示 ・収集運搬許可業者に対して、適正な分別収集に関する通知を発出	課題：おおむね適正に排出されているが、一部不適正なものの搬入が見受けられる。 今後の進め方：燃やせるごみだけでなく燃やせないごみについてもごみの搬入検査を行い、事業系一般廃棄物の適正な分別排出の指導を行う。	・産業廃棄物の混入を防ぐとともに資源ごみの適正な搬入のため、つくばサステナスクエアにおいて事業系可燃ごみや不燃ごみ、資源ごみの搬入検査を行い、必要に応じて収集運搬業者や排出事業者に対して指導を行う。 ●事業系ごみ搬入検査実施件数 目標：30件
		(イ)事業所への分別強化の協力依頼	・事業系ごみの分別及び排出の適正化を図るとともに、排出事業者への訪問指導を実施する。	・排出事業者を訪問し、ごみの適正処理及び資源化について指導を行う。 ●排出事業者の訪問件数 目標：30件	・事業者を訪問し、排出状況の確認及び指導を実施 ・事業所訪問等を通じて分別強化の協力依頼を随時実施 ●排出事業者の訪問件数 令和7年度実績：53件 （参考）令和6年度実績：49件	課題：分別の不徹底や不適正な排出（家庭用集積所への排出等）をする事業所が見受けられる。 今後の進め方：小規模な事業所の訪問も積極的に行い、パンフレット等を利用し適正な排出についての指導を行う。	・事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別徹底や資源ごみの適正な排出のため排出事業者への訪問を行い、実情を把握するとともに、適正な分別や資源化についての指導及び啓発を行う。 ●排出事業者の訪問件数 目標：50件

項目	施策名	事業の概要	取組内容	令和7年度取組概要・数値目標	令和7年度実績	課題と今後の進め方	令和8年度取組概要・数値目標
2-2 事業系ごみの排出管理の強化	2-2-1 事業系ごみの分別及び排出の適正化	(ウ)多量排出事業者に対する指導	・多量排出事業者に対して、「つくば市事業系一般廃棄物減量化等計画書」を提出するよう要請し、提出された計画内容を精査し、必要な指導、情報提供を行う。	・多量排出事業者に対して、事業系一般廃棄物減量化等計画書の提出を依頼し、必要に応じて指導を行う。 ●事業系一般廃棄物減量化等計画書の提出件数 目標：120件	・多量排出事業者への減量化計画書の提出指導 排出事業者に対し、以下を随時実施 ①多量排出事業者より提出された一般廃棄物減量化等計画書の内容を確認し、指導を実施 ②事業所を訪問し、排出状況を確認 ③排出状況に応じて指導を実施 ●一般廃棄物減量化等計画書の提出件数 令和7年度実績：155件 (参考) 令和6年度実績：139件	課題：市内の事業所から発生するごみのうち、多量排出事業者の排出量が占める割合が多いため、効果的な減量・資源化には業種ごとの状況を把握をする必要がある。 今後の進め方：業種ごとの特徴把握等から、より効果的な取組の抽出、情報展開を行う。	・多量排出事業者に対して、事業系一般廃棄物減量化等計画書の提出を依頼し、必要に応じて指導を行う。 ●事業系一般廃棄物減量化等計画書の提出件数 目標：150件
2-2 事業系ごみの排出管理の強化	2-2-2 事業系資源ごみの資源化の促進	(ア)紙類等の資源化の促進	・紙類の民間のリサイクルルートについての情報収集を行う。 ・事業所から排出される紙類等の資源ごみの回収システムについて検討する。	・事業者から排出される資源物を自治体が主体となって回収している事例の調査を行う。	・東広島市へ自治体訪問を行い、「東広島市機密文書資源化処理費助成金」や「雑がみ回収DAY」といった取組のヒアリングを実施	課題：事業者から排出される紙類等を自治体が主体となって回収している事例調査をする必要がある。 今後の進め方：先行事例を調査し、回収システムを検討する。	・事業所から排出される燃やせるごみの中には資源化可能な紙が多く含まれているため、この資源化可能な紙をより多く回収できる体制を構築するために、効率的かつ事業者の負担を軽減させるような回収システムの事例について調査を行う。
		(イ)多量排出事業者以外の中小事業所や飲食店等のごみ排出量と排出先の調査の検討	・中小事業所や飲食店等のごみ発生量と排出先の調査を実施し、事業系資源ごみの資源化を促進する。	・排出事業者を訪問し、ごみの適正処理及び資源化について指導を行う。 ●排出事業者の訪問件数 目標：30件	・市内にある排出事業者を訪問し、適正な分別に関する指導を行うとともに、事業系廃棄物適正処理パンフレットを配布し、啓発を実施 ●排出事業者の訪問件数 令和7年度実績：53件 (参考) 令和6年度実績：49件	課題：正しい分別方法や排出方法を理解しておらず不適正な排出をしている事業者がある。 今後の進め方：事業者訪問時にパンフレットを配布し、事業者における廃棄物の適正排出方法を伝える。また資源化の実施状況をヒアリングし、資源化の情報提供や協力依頼を行う。	・事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別徹底や資源ごみの適正な排出のため、排出事業者への訪問を行い、実情を把握するとともに、適正な分別や資源化についての指導及び啓発を行う。 ●排出事業者の訪問件数 目標：50件

項目	施策名	事業の概要	取組内容	令和7年度取組概要・数値目標	令和7年度実績	課題と今後の進め方	令和8年度取組概要・数値目標
3. 中間処理計画							
3-1	つくばサステナスクエアの適正な運転維持管理	(ア)つくばサステナスクエアの安全運転・長寿命化	・各施設において安定した運転を維持する。 ・今後も適正な維持管理を行い、現有施設の長寿命化を図る。 ・焼却施設で発電した電気をつくばサステナスクエア内で自家消費するとともに、公共施設に供給する電力自己託送事業等を行うことで、コスト削減と脱炭素社会の実現を図る。	・施設月例会議を実施して施設の稼働状況や課題を確認、監督する。 ●月例会議の実施 目標：12回 ・発注側・受注側責任者会議を定例で実施し、契約上の課題の洗い出しを行う。 ●発注側・受注側責任者会議の実施 目標：年3回	・施設の安定運転を実施 ・包括的運営管理業務委託受託者と定期的に整備会議を実施し、施設の稼働状況を確認 ・施設の安定運転を実施 ●月例会議の実施回数 令和7年度実績：12回 (参考) 令和6年度実績：12回	課題：機器更新が必要な設備に対し、長寿命化を図り、継続的に使用できるようにする必要がある。 今後の進め方：機器更新を計画的に実施するため、受注者を監督するとともに必要に応じて事業費の確保に努める。	・施設月例会議を実施して施設の稼働状況や課題を確認、監督する。 ●月例会議の実施 目標：12回 ・発注側・受注側責任者会議を定例で実施し、契約上の課題の洗い出しを行う。 ●発注側・受注側責任者会議の実施 目標：年3回 ・し尿処理施設の更新を含めた今後の処理体制を検討する。
		(イ)ダイオキシン類等の影響調査の実施	・ダイオキシン類等の影響調査を定期的に実施し、周辺環境の保全に努める。	・ダイオキシン類等の影響調査を定期的に実施し、周辺環境の保全に努める。 ●ダイオキシン類の調査 目標：1回 ●放射能の測定 目標：12回 ●溶出検査 目標：焼却灰4回、不燃物残渣1回	・可燃ごみ処理施設（焼却施設）周辺地区の大気及び土壌について、ダイオキシン類の測定を実施 ●ダイオキシン類の調査回数 令和7年度実績：1回 (参考) 令和6年度実績：1回 - 焼却灰（主灰及び固化灰）及び不燃物残渣の放射能測定、溶出試験を実施 ●放射能の測定 令和7年度実績：12回 (参考) 令和6年度実績：12回 ●溶出試験の実施回数 令和7年度実績：焼却灰4回、不燃物残渣1回 (参考) 令和6年度実績：焼却灰4回、不燃物残渣1回	課題：特になし 今後の進め方：ダイオキシン類等の影響調査を継続し、安全性を確保する。一方で、焼却灰の放射能分析については、放射性物質の新たな降下がなく、減少傾向が確認できることから測定頻度の見直しを図る。	・ダイオキシン類等の影響調査を定期的に実施し、周辺環境の保全に努める。 ●ダイオキシン類の調査 目標：1回 ●放射能の測定 目標：12回 ●溶出検査 目標：焼却灰4回、不燃物残渣1回

項目	施策名	事業の概要	取組内容	令和7年度取組概要・数値目標	令和7年度の実績	課題と今後の進め方	令和8年度取組概要・数値目標
4. 最終処分計画							
4-1 最終処分量の削減	(ア)焼却灰の再資源化の推進	・溶融処理、焼成処理等による焼却灰の資源化を実施し、最終処分量の削減に努める。	・溶融処理、焼成処理による焼却灰の資源化を実施し、最終処分量の削減に努める。 ●焼却灰の資源化量 目標：2,500 t	・溶融固化処理 ・焼成処理 (令和4年度から焼却灰資源化の予算を拡充) ・限られた財源を効率的に活用し、資源化の割合を高めることで、最終処分量(埋立量)の削減に貢献した。 ●焼却灰の資源化量 令和7年度実績：2,813t (参考) 令和6年度実績：2,710t ・焼却灰の資源化処理 (R2:745.59t→R6:2,710t) (R2:8.1%→R7:29.8%)	課題：特になし 今後の進め方：焼却灰の資源化量を増やし、最終処分量の削減を目指す。	・溶融処理、焼成処理による焼却灰の資源化を実施し、最終処分量の削減に努める。 ●焼却灰の資源化量 目標：3,200 t	
4-2 安定的な最終処分先の確保	(ア)最終処分場の現地確認の実施	・焼却灰の搬出先となる民間の最終処分場を1年に1回訪問し、処分状況を確認する。	・焼却灰の搬出先となる民間の最終処分場を1年に1回訪問し、処理及び受入れ状況を確認する。 ●最終処分場の現地調査 目標：4か所	・埋立処分を委託している民間最終処分場3か所(山形県、秋田県、青森県)すべてについて、現地訪問による処理状況の確認を実施 ●最終処分場の現地調査 令和7年度実績：4か所 (参考) 令和6年度実績：4か所	課題：特になし 今後の進め方：新たに埋立処分を行う予定の群馬県を加え、継続して委託先の最終処分場の現地確認を行う。	・焼却灰の搬出先となる民間の最終処分場を1年に1回訪問し、処理及び受入れ状況を確認する。 ●最終処分場の現地調査 目標：4か所	
	(イ)最終処分先の確保	・長期展望に立って最終処分場を確実に確保する。 ・新たな最終処分先の選定に当たっては、現地を確認の上、最終処分地としての適性やコスト、環境対策等を勘案し、適切な最終処分場の確保に努める。	・新たな最終処分先の確保に向け、現在群馬県に建設中の最終処分場について現地を視察し、設備や工事の進捗状況を確認する。	・最終処分先として、青森県、秋田県、山形県、福島県を確保 ・群馬県に建設中の最終処分場の視察を実施	課題：特になし 今後の進め方：最終処分先を継続して確保できる体制を整える。また、リスク分散のため、新たに群馬県最終処分場を確保する。	・新たな最終処分先を確保する。	
	(ウ)最終処分の在り方の検討	・市内での最終処分場の整備を含めた焼却灰の処分方法の在り方について検討を進める。	・最終処分の調査比較を元に、今後の最終処分の方法について検討を行う。	・最終処分場に関する調査特別委員会を開催	課題：市として最終処分がどうあるべきか、方向性を検討する必要がある。 今後の進め方：最終処分の在り方について、市内への最終処分場の整備を含めて今後の方向性を検討する。	・最終処分の調査比較を元に、今後の最終処分の方法について検討を行う。	

項目	施策名	事業の概要	取組内容	令和7年度取組概要・数値目標	令和7年度実績	課題と今後の進め方	令和8年度取組概要・数値目標
5. その他の廃棄物関連の計画							
5-1 一般廃棄物会計基準の導入		(ア)一般廃棄物会計基準の導入による事業コストの検討	・一般廃棄物会計基準に基づく財務書類の作成を行い、経済的に効率的な事業となるよう努める。	・一般廃棄物会計基準を導入している自治体がどのように活用しているかについて調査を行う。	・未実施 (参考)一般廃棄物会計基準を導入している自治体の活用事例を調査 (R5)	課題：一般廃棄物会計基準を導入した場合、どのように業務に役立つのか把握する必要がある。 今後の進め方：一般廃棄物会計基準を活用し、コスト面の実態把握を行う。	・一般廃棄物会計基準を導入している自治体がどのように活用しているかについて調査を行う。
5-2 災害廃棄物対策		(ア)災害廃棄物処理計画に基づく平時の備え	・地震や風水害等の自然災害が発生した際には、災害廃棄物処理計画に基づき、迅速かつ適正に処理し、早期の復旧・復興を目指す。 ・発災に備え、平時より他市町村、県、民間業者等との協力体制を構築していくほか、仮置場候補地を定期的に見直す。 ・市民等に災害廃棄物の処理について啓発・広報を行う。	・発災時に迅速に対応できるよう、茨城県主催の研修会に参加するとともに、マニュアルの確認を行う。	・茨城県主催の災害廃棄物処理に係る研修会に参加し、座学研修及び図上研修を実施 ・9/18の竜巻により発生した災害廃棄物の処理対応	課題：有事の際の災害廃棄物処理マニュアルや具体的な動き方の情報共有・協力体制の構築が不足している。 今後の進め方：災害廃棄物対応マニュアルに記載されている内容（仮置き場等）を更新しつつ、関係機関との協力体制を構築する。また研修や勉強会に定期的に参加することで、発災時に滞りなく対応できる体制を構築する。	・発災した際には、発生した災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する必要があるため、発災時に迅速に対応できるよう、茨城県主催の研修会に参加するとともに、適宜マニュアルの確認を行う。
5-3 不法投棄対策・不適正処理対策		(ア)不法投棄パトロールの実施、不法投棄厳禁看板の配布	・不法投棄を未然に防止するため、不法投棄が重大な犯罪であることについて周知徹底を図る。 ・不法投棄監視パトロールの実施、不法投棄厳禁看板の配布を継続する。	・不法投棄防止のための看板について、市広報紙での周知、交付 ・野焼き対策に関して、相談の多い秋から冬にかけて、区会回覧で年2回、広報紙で年1回、野焼きの禁止についての周知を実施 ・防犯・環境美化サポーターによる不法投棄パトロールの実施、野焼き行為者に指導 ●市内巡回パトロール日数 令和7年度：350日 (参考) 令和6年度：355日	・不法投棄防止のための看板について、市広報紙での周知、交付 ・野焼き対策に関して、相談の多い秋から冬にかけて、区会回覧で年2回、広報紙で年1回、野焼きの禁止についての周知を実施 ●区会回覧及び市広報紙による周知回数 令和7年度実績：4回 (参考) 令和6年度実績：4回 ・防犯環境美化サポーターによる不法投棄パトロールの実施、野焼き行為者に指導 → (14～20tのごみを回収) ●市内巡回パトロール日数 令和7年度実績：354日 (参考) 令和6年度実績：353日	課題：不法投棄の量は減少しているが、未然に防ぐことは困難な状況となっている。 今後の進め方：パトロールの実施を含め、広報の強化を行う。 また、関係機関と情報を共有し、連携を取っていく。	・不法投棄防止のための看板について、市広報紙での周知、交付 ・野焼き対策に関して、相談の多い夏から冬にかけて、区会回覧で年2回、広報紙で年2回、野焼きの禁止についての周知を実施 ・防犯・環境美化サポーターによる不法投棄パトロールの実施、野焼き行為者に指導 ●市内巡回パトロール日数 令和8年度：350日 (参考) 令和6年度：355日
		(イ)環境美化活動の実施	・市内一斉清掃を実施し、市内の環境美化に努める。	・市内一斉清掃を実施する。市広報紙等を用いて活動の広報を行う。 ●市内一斉清掃実施回数 令和7年度：2回 (参考) 令和6年度：2回（不燃ごみ17,500kg回収）	・市内一斉清掃を実施し不燃ごみを回収 ●市内一斉清掃実施回数 令和7年度実績：2回 (不燃ごみ16,040kg回収) (参考) 令和6年度実績：2回 (不燃ごみ17,500kg回収)	課題：自治会への加入者が減少していることに伴い、参加者の割合が減ってきている。 今後の進め方：一斉清掃についての周知を市広報紙や区会回覧で行い、多くの方に参加してもらうことにより、環境美化に努める。	●市内一斉清掃実施回数 令和8年度：2回 (参考) 令和6年度：2回（不燃ごみ17,500kg回収）

食品ロス削減推進計画 令和7年度施策の実施状況

参考資料2

施策名	取組内容	令和7年度の取組概要・数値目標	令和7年度の実績	課題と今後の進め方	令和8年度の取組概要・数値目標
つくば市一般廃棄物処理基本計画（本編86ページから88ページ）に記載している施策名、事業概要、取組内容を記載しています。		令和7年度の取組概要を記載しています。	令和7年度の年間実績（取組内容）を記載しています。	令和7年度末までの取組状況を踏まえ、今後の進め方を記載しています。	令和8年度の取組概要及び数値目標を記載しています。
1-1 食品ロス削減に係る情報発信	・ホームページやSNS, 広報紙等を通じて、市民に対し、食品ロス削減に係る情報発信を積極的に進める。	・ホームページやSNS, 広報紙等を通じて、市民に対し、食品ロス削減に係る情報発信を積極的に進める。	・全国清涼飲料水連合会と連携し、市ホームページに「食品ロス」×「飲み残し」に関する内容を掲載 ・広報つくば10月号に家庭でできる食品ロスを減らすための取組に関する記事を掲載	課題：周知啓発の時期が食品ロス削減月間である10月に集中してしまっている。 今後の進め方：10月だけでなく定期的に食品ロス削減についての周知啓発を行う。	・市ホームページや市広報紙、SNS等の様々な媒体を用いて定期的に食品ロス削減についての周知を行いつつ、特に10月の食品ロス削減月間で食品ロス削減についての周知を強化して行う。
1-2 「3きり運動」の推進	・買った食材を「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」、生ごみを出す前にもうひとしぼりする「水きり」の「3きり運動」を推奨し、生ごみ減量に向けた意識の向上を推進する。	・買った食材を「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」、生ごみを出す前にもうひとしぼりする「水きり」の「3きり運動」を推奨し、生ごみ減量に向けた意識の向上を推進する。	・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」で「3きり運動」についての情報発信を実施。	課題：「3きり運動」についての情報を発信する媒体が限られている。 今後の進め方：広報紙や市のSNS等、様々な媒体での周知に努める。	・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」だけではなく、つくスマ等の様々な媒体を用いて、3きり運動についての周知を行う。
1-3 「食べきり運動」の普及・啓発	・「いばらき食べきり協力店」への登録を推進し、食べきりを市民に広く周知する。	・「いばらき食べきり協力店」への登録を推進し、食べきりを市民に広く周知する。	・段ボールコンポスト配布会時に、「いばらき食品ロスみんなでゼロ作戦！」に関するチラシを配布し、食べきり及び食品ロスの記録を促した。 ●いばらき食品ロスみんなでゼロ作戦配布数200枚	課題：市民に対して、食べきり協力店の利用と外食時の食べきりについての周知啓発を行う機会が少ない。 今後の進め方：「いばらき食べきり協力店」に登録している店舗の周知方法を検討する。	・市民に対して、「いばらき食べきり協力店」の積極的な活用について周知を行い、市民への食べきり意識の定着を図る。
1-4 環境に配慮した調理方法の推進	・生ごみの排出が少なくなるような調理方法など、家庭で実践できるごみの減量方法について情報共有を行い、家庭での取り組みを推進する。	・生ごみの排出が少なくなるような調理方法など、家庭で実践できるごみの減量方法について情報共有を行い、家庭での取り組みを推進する。	小学生向け 15回（10校） 合計557人 市民向け 3回 合計46人	課題：特になし 今後の進め方：引き続き、環境に配慮した調理方法に関する講座を実施し、家庭でも実践できる食品ロス削減方法を提供する。	・「買い物・調理・食事・片付け」の一連の流れを通して、環境に配慮した行動を学ぶ講座を実施する。 ・数値目標 ●エコ・クッキング開催回数 小学生向け 15回（10校） 市民向け 3回
1-5 消費期限・賞味期限の認識の向上	・消費期限・賞味期限の正しい理解を深め、適量の購入等により食品ロスの削減に資する購買行動を実施するよう広報する。	・消費期限・賞味期限の正しい理解を深め、適量の購入等により食品ロスの削減に資する購買行動を実施するよう広報する。	・段ボールコンポスト配布会時に、「いばらき食品ロスみんなでゼロ作戦！」を配布し、消費期限・賞味期限の違いについての周知を実施。 ●いばらき食品ロスみんなでゼロ作戦配布数200枚	課題：消費期限・賞味期限の違いについて市民に十分な周知ができていない。 今後の進め方：様々な広報媒体を活用した周知を行う。	・賞味期限は品質が変わらずおいしく食べられる期限、消費期限は安全に食べられる期限といったように、賞味期限と消費期限には違いがある。賞味期限は期限を過ぎても食べることができ切ることを周知することで食品ロスを削減することができるため、市民が消費期限・賞味期限の違いについて正しく理解できるように周知を行う。

施策名	取組内容	令和7年度の取組概要・数値目標	令和7年度の実績	課題と今後の進め方	令和8年度の取組概要・数値目標
1-6 「30・10 (さんま る・いちま る)運動」 の推進	・宴会時の食べ残しを減らすため、開宴 後30分と閉宴前10分は食事を楽しむ時間 として、普及啓発を図る。	・宴会時の食べ残しを減らすため、開宴 後30分と閉宴前10分は食事を楽しむ時間 として、普及啓発を図る。	・特になし	課題：30・10運動に関する効果的な周知 方法が定まっていない。 今後の進め方：SNS等を利用した周知だけ でなく、飲食店等と協力した周知を検討 する。	・宴会シーズン前に飲食店に対して、 30・10運動の実施について協力を依頼す る。
1-7 フードバン ク・フード ドライブの 推進	・フードドライブキャンペーンを実施し たり、NPO法人フードバンク茨城と連携 して公共施設に「きずなBOX」を設置す る。	・フードドライブキャンペーンを実施し たり、NPO法人フードバンク茨城と連携し て公共施設に「きずなBOX」を設置する。	・食品ロス削減月間（10月）に合わせてSDGs パートナーズの連携企画として、会員による フードドライブを実施。	課題：特になし。 今後の進め方：引き続き食品ロス削減月 間（10月）に合わせてSDGsパートナーズ の連携企画として、会員によるフードド ライブを実施する。	・食品ロス削減月間（10月）に合わせて SDGsパートナーズの連携企画として、会 員によるフードドライブを実施

施策名	取組内容	令和7年度の取組概要・数値目標	令和7年度の実績	課題と今後の進め方	令和8年度の取組概要・数値目標
2. 事業系食品ロス					
2-1 事業系食品ロス削減に係る情報発信	・事業者に対して食品ロスの現状や削減による効果、食品ロスを減らすための行動等について掲載し、食品ロス削減に係る情報発信を積極的に進める。	・事業者に対して食品ロスの現状や削減による効果、食品ロスを減らすための行動等について掲載し、食品ロス削減に係る情報発信を積極的に進める。	・事業所訪問時に食品を扱っている事業者に対して、「いばらきフードロス削減宣言」についての情報提供を実施。 ●いばらきフードロス削減宣言周知件数 8件	課題：「いばらきフードロス削減宣言」をはじめとした、事業者に対する食品ロス削減のための情報提供が十分でない。 今後の進め方：事業所訪問等により、より多くの食品を扱う事業者に対して情報提供を行う。	・事業者訪問時等に食品ロスの現状について説明するとともに、食品ロスを減らすために事業者が取り入れやすい行動について情報提供を行う。
2-2 事業系食品ロスの実態把握	・宿泊業・飲食店、食品販売店等から発生する事業系食品ロスについて、実態把握に努めるとともに、食品ロスに取り組む事業者への支援の方法を検討する。	・宿泊業・飲食店、食品販売店等から発生する事業系食品ロスについて、実態把握に努めるとともに、食品ロスに取り組む事業者への支援の方法を検討する。	・事業所訪問時に飲食店等から排出される食品ロスの発生状況及び食品残渣の処理方法についての聞き取りを実施。	課題：業種ごとの食品ロス発生状況や食品残渣の処理方法の調査が十分でない。 今後の進め方：各業種ごとの食品ロス発生状況調査をもとに、効果的な食品ロス削減方法を検討する。	・搬入検査時や事業者訪問時等に食品関連事業者から発生する食品ロスの現状について把握する。
2-3 多量排出事業者への指導	・食品廃棄物を多量に排出している事業者を訪問し排出状況の確認、つくばサステナスクエアでの搬入検査等を実施し、食品廃棄物の減量や再生利用について助言や指導を行う。	・食品廃棄物を多量に排出事業者を訪問し排出状況の確認、つくばサステナスクエアでの搬入検査等を実施し、食品廃棄物の減量や再生利用について助言や指導を行う。	・特になし	課題：多量排出事業者への訪問調査を実施できていない。 今後の進め方：主に宿泊業や飲食店、食品販売店等の食品を扱っている多量排出事業者を訪問し、現在の取り組み状況や食品廃棄物の減量及び再生利用について助言や指導を行う。	・多量排出事業者のうち、食品を多く扱っている事業者に対して事業所訪問を行い、食品ロスの現状について聞き取りを行うとともに、食品ロスの削減の取組について情報提供を行う。
2-4 優良事業者の取組の紹介、評価・表彰制度の検討（ごみ処理基本計画施策1-2-1（力）再掲）	・店頭回収を実施している事業者や量り売り等に取り組んでいる事業者等を優良事業者として認定する制度を設け、市として広報することにより、活動を推進する。	・店頭回収を実施している事業者や量り売り等に取り組んでいる事業者等を優良事業者として認定する制度を設け、市として広報することにより、活動を推進する。	・事業所訪問時に飲食店等に対して、「いばらき食べきり協力店」への加入の依頼を実施。 ●いばらき食べきり協力店登録件数 39件 ●いばらき食べきり協力店周知件数 3件	課題：「いばらき食べきり協力店」の加入件数が伸び悩んでいる。 今後の進め方：事業所訪問時に「いばらき食べきり協力店」への加入呼びかけを行い、加入件数の増加を図る。	・宿泊業や飲食店等に対して、「いばらき食べきり協力店」への加入について呼び掛ける。 ●いばらき食べきり協力店登録件数 目標：50件 ・食品を扱っている事業者に対して、「いばらきフードロス削減宣言」の実施について呼び掛ける。 ●いばらきフードロス削減宣言件数 目標：10件 ・量り売り等により、食品ロスの削減に取り組んでいる事業者にとって、インセンティブを得られる認定制度の構築を検討する。
2-5 公共施設等における食品廃棄物の減量化・資源化の推進（気候市民会議提言関連）	・学校給食において、食品ロス削減等の取り組みについての教育を推進し、地産地消や規格外の農産物の活用を促進する。 ・調理くずや食べ残しなどの食品残渣について、減量化を図るとともに資源化について調査研究を行う。	・学校給食において、食品ロス削減等の取り組みについての教育を推進し、地産地消や規格外の農産物の活用を促進する。 ・調理くずや食べ残しなどの食品残渣について、減量化を図るとともに資源化について調査研究を行う。	・栄養教諭、管理栄養士による食育活動を実施した。 ・農産物の加工設備を備える（仮称）つくば市荃崎給食レストランの基本設計を進めた。 ・調理くずや食べ残しの資源化について調査研究した。	課題：天候不良等の理由により安定的に地場産が納入できない。 今後の進め方：食材の安定供給のため、さらなる新規地場産生産者の拡大や契約栽培の実施を検討する。食品残渣の資源化については、引き続き調査研究を行う。	・栄養教諭、管理栄養士による食育活動を実施する。 ・農産物の加工設備を備える（仮称）つくば市荃崎給食レストランの実施設計を行う。

令和 8 年度（2026 年度）
つくば市一般廃棄物処理実施計画

令和 8 年（2026 年）3 月

つくば市

目次

1	共通	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画区域	1
(3)	計画の期間	1
2	ごみ処理実施計画	2
(1)	排出量の見込み	2
(2)	収集運搬計画	3
ア	生活系ごみ	3
イ	事業系ごみ	4
ウ	その他	4
エ	収集運搬する上での基本的事項	5
(3)	中間処理計画	5
ア	つくばサステナスクエアの施設概要	6
イ	つくばサステナスクエアに搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	6
ウ	つくばサステナスクエアでの処理量及び残渣量	6
エ	つくばサステナスクエアでの再資源化量	7
オ	つくばサステナスクエア以外での再資源化量	8
カ	一般廃棄物処分業者が行う処分の概要	8
キ	中間処理する上での基本的な事項	9
(4)	最終処分計画	10
ア	最終処分施設の概要及び予定量	10
イ	焼却灰の再資源化施設の概要	11
ウ	つくばサステナスクエアでの中間処理後に最終処分される残渣の内訳	11
(5)	施策の方向性（令和8年度の優先施策）	12
3	食品ロス削減推進計画	15
(1)	食品ロス量の見込み	15
(2)	施策の方向性（令和8年度の優先施策）	15
4	生活排水処理実施計画	17
(1)	排出量の見込み	17
(2)	収集運搬計画	17
(3)	中間処理計画	17
ア	処理施設の概要	17
(4)	最終処分計画	17
(5)	施策の推進計画（令和8年度の優先施策）	18

1 共通

(1) 計画策定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び同法施行規則第1条の3の規定に基づき、単年度ごとにつくば市一般廃棄物処理実施計画を定め、一般廃棄物の適正処理や生活環境の保全及び公衆衛生の向上、事業の推進を図る。

(2) 計画区域

つくば市内全域

(3) 計画の期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日

2 ごみ処理実施計画

(1) 排出量の見込み

分別区分		品目（例）	年間排出量		
			生活系	事業系	合計
燃やせるごみ		紙くず、生ごみ	44,608 t	21,411 t	66,019 t
燃やせないごみ		金属やガラス	1,724 t	581 t	2,305 t
スプレー容器		スプレー容器			
粗大ごみ		最大辺の長さが 50 cm 以上の家具や電子製品	2,178 t	97 t	2,275 t
資源ごみ	プラスチック製容器包装	プラマークのある、汚れていないもの（一部例外あり）	1,202 t	—	1,202 t
	かん	飲料・缶詰・お菓子・のりなどの缶	504 t	260 t	764 t
	びん	飲料・食品用のびん	1,327 t	96 t	1,423 t
	ペットボトル	ペットボトル	826 t	196 t	1,022 t
	古紙	新聞、チラシ、雑誌、本、段ボール	3,446 t	15,708 t	19,154 t
	古布	衣類、毛布			
	廃食用油	サラダ油等	11 t	—	11 t
	小型家電	携帯電話やデジタルカメラ等の 23 品目	1 t	—	1 t
有害ごみ		蛍光管、乾電池	53 t	—	53 t

※事業系ごみのスプレー缶、プラスチック製容器包装、廃食用油、小型家電、有害ごみの排出はなし。

区分	年間排出量	備考
小動物死体	1,231 体	市の委託業者の処理施設で処理
食品残渣 （食品関連事業所から排出されたもの）	747 t	日立セメント神立資源リサイクルセンターへ搬入（571 t） 株式会社むかしの堆肥下妻堆肥センターへ搬入（176 t）
木くず	2,001 t	つくば環境エンジニアリング株式会社へ搬入（1 t） 株式会社グリーンマテリアルへ搬入（2,000 t）
動物死体及び附属汚物	79 t	エルエス工業株式会社へ搬入

※給食センターから排出される食品残渣については含まない。

(2) 収集運搬計画

ア 生活系ごみ

(ア) 市の委託車両による収集運搬量（拠点回収を含む）

分別区分		排出方法	収集回数	収集運搬体系	年間収集量
燃やせるごみ		市指定袋でごみ集積所に排出	週 2 回	市（委託）	43,657 t
燃やせないごみ		透明又は半透明の袋でごみ集積所に排出	月 2 回		1,605 t
スプレー容器		透明又は半透明の袋でごみ集積所に排出	月 2 回		
粗大ごみ		粗大ごみ処理券を貼付し、指定場所に排出 又は粗大ごみ処理手数料を電子決済で納付した場合、当該粗大ごみに受付番号を表示し、指定の場所に排出 （予約制有料戸別収集）	月 2 回		344 t
資源ごみ	プラスチック製容器包装	透明又は半透明の袋でごみ集積所に排出	月 4 回		1,190 t
	かん	透明又は半透明の袋でごみ集積所に排出	月 2 回		485 t
	びん				1,308 t
	ペットボトル				817 t
	古紙	ひもで縛ってごみ集積所に排出（雑がみは紙袋で排出可）			2,912 t
	古布	ひもで縛って集積所に排出			
有害ごみ （蛍光管・乾電池）		市役所本庁舎や各窓口・交流センター等に設置した回収ボックスに排出	随時	拠点回収	53 t
直接資源化ごみ	廃食用油				11 t
	小型家電				1 t
	牛乳パック				1 t

(イ) 生活系直接搬入

分別区分	排出方法	収集回数	収集運搬体系	年間収集量
燃やせるごみ	つくばサステナスクエアへ直接搬入	随時	排出者	951 t
燃やせないごみ				119 t
粗大ごみ				1,834 t
資源ごみ				88 t

イ 事業系ごみ

分別区分	排出方法	収集回数	収集運搬体系	年間収集量
燃やせるごみ	直接搬入又は 収集運搬許可業者に 依頼	随時	許可業者 排出事業者	21,411 t
燃やせないごみ				581 t
粗大ごみ				97 t
資源ごみ			許可業者 排出事業者 資源化業者	16,260 t

※つくば市一般廃棄物収集運搬業許可業者は、【別表4】に記載のとおり

ウ その他

区分	排出方法	収集回数	収集運搬体系	年間搬入量
集団回収	紙類、繊維類、金属類及びガラス類の回収を行い、資源化業者の施設にて資源化	随時	集団回収 実施団体	504 t
小動物死体	ロードキル等により発生した小動物死体を市の委託業者が回収し、委託業者の自社施設で処理		市（委託）	1,231 体
食品残渣	収集運搬許可業者に依頼し、市外の民間処理施設で資源化又は処理を行う		許可業者	747 t
木くず				901 t
動物死体及び附属汚物				79 t

エ 収集運搬する上での基本的事項

- (ア) 生活系ごみについては、市民自らが分別を行い、収集日当日の朝8時までに指定の集積所に排出し、「一般社団法人 つくば市環境協会」が収集を行う。（協会員ごとの収集地区については、【別表1】に記載）なお、排出者自身でつくばサステナスクエアへ搬入することもできる。また、引っ越し等により一時的に多量のごみを排出する際には、つくば市一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼もできる。
- (イ) 生活系ごみの収集日程は、東地区、西地区 A、西地区 B、南地区、北地区の5地区に分けて収集を行う。地区の区分けについては【別表2】、地区ごとの収集日程については【別表3】に記載
- (ウ) 事業系ごみについては、排出者自らによる分別の上で、排出者が適正に処理することを原則とする。処理の方法としてはつくばサステナスクエアへ直接搬入を行うか、つくば市一般廃棄物収集運搬業許可業者に、排出する廃棄物を取扱うことができるか確認したうえで委託し、処理を行う。（市内の一般廃棄物収集運搬業許可業者については【別表4】に記載）
- (エ) 資源ごみ（専ら物）については、一般廃棄物収集運搬業の許可を持たない業者も収集運搬可能。（専ら物：専ら再生利用の目的となる廃棄物（金属類、ガラス類、紙類、繊維類））

(3) 中間処理計画

一般廃棄物の中間処理は、つくばサステナスクエア（つくば市クリーンセンター、つくば市リサイクルセンター、資源化施設）において実施する。ただし、市で処理が困難な物については、排出者自らが専門の処理業者に依頼し、適正に処理する。

なお、事業系ごみの資源ごみについては、つくばサステナスクエアに加え、関係法令の処理基準等を満たした民間の資源化施設において処理を実施することができる。

ア つくばサステナスクエアの施設概要

処理物	施設名	所在地	形式	処理能力	
燃やせるごみ	つくば市クリーンセンター	つくば市水守 2339 番地	全連続燃焼式	375 t / 日	
燃やせないごみ	つくば市リサイクルセンター		破碎処理	選別・圧縮処理	26 t / 5 時間
粗大ごみ					
プラスチック製 容器包装			16 t / 5 時間		
かん					
びん					
ペットボトル	4 t / 5 時間				
古紙	資源化施設	つくば市水守 2339 番地	屋内保管	—	
古布					
廃食用油			BDF 化プラント	50L/5 時間	
有害ごみ	つくば市リサイクルセンター		ドラム缶貯蔵	—	

イ つくばサステナスクエアに搬入される廃棄物の搬入者別内訳量

搬入者区分		搬入量
生活系ごみ	委託業者	52,382 t
	直接搬入	2,992 t
事業系ごみ	許可業者、直接搬入	22,360 t
合計		77,734 t

ウ つくばサステナスクエアでの処理量及び残渣量

ごみの種類	処分方法	中間処理量	残渣量
燃やせるごみ	焼却処理、資源回収	66,019 t	9,300 t
燃やせないごみ	破碎処理、資源回収、残渣埋立処分	2,305 t	800 t
粗大ごみ	破碎処理、資源回収、可燃残渣焼却 処分、不燃残渣埋立処分	2,275 t	
資源ごみ	選別・圧縮、保管、資源物回収	7,082 t	—
有害ごみ	保管（委託処理）	53 t	—
合計		77,734 t	10,100 t

エ つくばサステナスクエアでの再資源化量

種類	処理方法	資源化量
缶プレス	つくば市リサイクルセンター内で、鉄とアルミニウムに選別し、圧縮したうえで市の契約する資源化業者へ売却する。	426 t
スクラップ	燃やせないごみ及び粗大ごみを破碎処理した残渣から、金属類を回収する。回収した金属類は、市の契約する資源化業者へ売却する。	208 t
金属プレス		827 t
古紙・古布	資源化施設内で保管後、市の契約する資源化業者に搬出する。	3,011 t
ペットボトル	つくば市リサイクルセンター内で、圧縮したうえで市が契約する資源化業者及び容器包装リサイクル法の特定分別基準適合物として、特定事業者へ搬出する。	755 t
びん	つくば市リサイクルセンター内で、色別（無色・茶・その他）に選別し、容器包装リサイクル法の特定分別基準適合物として、特定事業者へ搬出する。	1,230 t
プラスチック製 容器包装	つくば市リサイクルセンター内で、圧縮したうえで容器包装リサイクル法の特定分別基準適合物として、特定事業者へ搬出する。	773 t
有害ごみ	つくばサステナスクエア内で保管後、市の契約する資源化業者又は処分業者へと引き渡す。	53 t
廃食用油	資源化施設内で保管後、バイオディーゼル燃料に精製し、市の公用車の燃料として利用する。	11 t
焼却灰	焼却灰の一部については民間のリサイクル施設で熔融処理等を行い、資源化を行う。	2,900 t

※粗大ごみについては、再使用が可能な家具は破碎処理を行わず、希望者に対してリユース品として提供を行う。

オ つくばサステナスクエア以外での再資源化量

種類	処理方法	資源化量
集団回収	つくば市の住民で構成される自治会、子ども会、PTA等で回収した、紙類、繊維類、金属類、ガラス類を民間の資源化施設等に直接搬入を行い資源化する。	498 t
事業者直接資源化量	事業者がつくばサステナスクエア以外の資源化施設等に直接搬入を行い資源化を行う。	15,989 t
小型家電	国が認定する再生資源化事業者へ売却する。	1 t
牛乳パック	市が資源化業者へ売却する。	1 t

カ 一般廃棄物処分業者が行う処分の概要

(ア) つくば市内から排出される一般廃棄物を処分する市内事業者については【別表5】に記載。

(イ) つくば市内から排出される一般廃棄物を処分する市外事業者

施設名	住所	年間排出量	処分方法
日立セメント株式会社 神立資源リサイクルセンター	茨城県土浦市東中貫町 6 番 8	571 t	食品関連事業者から排出される食品残渣をメタン発酵ののち堆肥化処理する。
株式会社むかしの堆肥 下妻堆肥センター	茨城県下妻市黒駒 1084 番 1	176 t	食品関連事業者から排出される食品残渣を堆肥化処理する。
つくば環境エンジニア リング株式会社	茨城県土浦市並木四丁 目 4661 番 1	1 t	木くず及び剪定枝を破碎処理したのちリサイクルする。
株式会社グリーンマテ リアル	群馬県邑楽郡邑楽町大 字篠塚 38 番 1	2,000 t	木くずを破碎処理したのちバイオマス燃料として利用する。
エルエス工業株式会社	栃木県那須塩原市高林 307 番地 5	79 t	動物死体及び付属汚物を焼却処理ののち、管理型最終処分場にて最終処分及び再生処分する。

キ 中間処理する上での基本的な事項

(ア) 以下のものについては、つくばサステナスクエアでの受入は行わない。

- ・産業廃棄物
- ・家電リサイクル法対象品目
- ・家庭用パソコン
- ・特別管理一般廃棄物
- ・耐火金庫、レンガ、土、砂などのつくばサステナスクエア
で処理できないもの

(イ) つくばサステナスクエアで処理できないものは、市内の処理施設で処理を行う。市内で処理できないものや資源化できないものについては、市外の一般廃棄物処理施設及び資源化施設で処理を行う。

(ウ) 事業系ごみの資源ごみについては、つくばサステナスクエアに加え、関係法令の処理基準等を満たした民間の資源化施設において処理を実施することができる。

(4) 最終処分計画

中間処理により生じた焼却残渣及び不燃残渣については、民間業者が運営する最終処分場で埋立処分する。焼却残渣の一部については、民間の処理施設に搬入し、溶融固化処理、焼成処理を実施し、再資源化を行う。

また、つくば市内への最終処分場の整備を含めた最終処分の在り方について今後検討を進める。

ア 最終処分施設の概要及び予定量

施設名	ジークライト株式会社	
所在地	山形県米沢市大字板谷字四郎エ門沢 773 番 1、773 番 2	
処理方法	管理型埋立処理	
処理量(t)	焼却残渣	2,100
	不燃残渣	500
	計	2,600

(令和 8 年度予定値)

施設名	グリーンフィル小坂株式会社	
所在地	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字杉沢 96 番 29	
処理方法	管理型埋立処理	
処理量(t)	焼却残渣	2,000

(令和 8 年度予定値)

施設名	株式会社ウィズウェイストジャパン 沼田ウェイストパーク	
所在地	群馬県沼田市佐山町字長萱 1998 番 71 外	
処理方法	管理型埋立処理	
処理量(t)	焼却残渣	1,150
	不燃残渣	150
	計	1,300

(令和 8 年度予定値)

施設名	株式会社ウィズウェイストジャパン 三戸ウェイストパーク	
所在地	青森県三戸郡三戸町大字斗内字立花 49 番 1 外	
処理方法	管理型埋立処理	
処理量(t)	焼却残渣	1,150
	破碎残渣	150
	計	1,300

(令和 8 年度予定値)

イ 焼却灰の再資源化施設の概要

施設名	ツネイシカムテックス株式会社	
所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 250 番地 1	
処理方法	焼成処理（土木資材）	
処理量(t)	焼却残渣	2,100

(令和 8 年度予定値)

施設名	新日本電工株式会社	
所在地	茨城県鹿嶋市大字光 4 番地	
処理方法	溶融固化処理（土木資材）	
処理量(t)	焼却残渣	800

(令和 8 年度予定値)

ウ つくばサステナスクエアでの中間処理後に最終処分される残渣の内訳

埋立区分	埋立量	資源化量
焼却残渣	6,400 t	2,900 t
破碎残渣	800 t	—

(令和 8 年度予定値)

(5) 施策の方向性（令和8年度の優先施策）

〈生活系ごみの減量、資源化に関すること〉

①雑がみ及びプラスチック製容器包装の回収促進に向けた周知強化

市役所本庁舎や出先機関等で雑がみ回収袋を配布し、市民の雑がみの分別に対する意識の向上を図る。また、イベント時に雑がみ回収袋の作成講座を実施することで、雑がみ回収袋の継続的な活用を促す。また、市民・小中学校向け出前講座で、雑がみ回収袋の作り方を案内していく。

プラスチック製容器包装の分別や収集後の処理過程について、市広報紙や「さんあ〜る」等で周知を行い、市民の理解と適正な分別を促すとともに、プラスチック製容器包装の回収量増加を目指す。

2

②ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の活用

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」は、日本語を除く7か国語に対応しているため、外国人在住者のごみ出しの改善を図るために、外国人在住者に対して「さんあ〜る」の積極的な活用を呼び掛ける。また、「さんあ〜る」のインフォメーションセンター機能を活用して、ごみの分別方法やごみの減量に関する情報発信を強化するとともに、誰もが使いやすいような活用方法を検討する。

③区会や市民団体等への出前講座の実施

市が発行する「つくば市 出前講座ガイドブック」にごみの減量と分別の大切さに関する講座や日常のごみ分別に関する講座の実施について掲載し、多くの方に講座の実施について認知してもらえよう周知する。また、区会やコミュニティ・スクール等の地域コミュニティからの依頼に応じて、ごみ減量等の出前講座を実施し、適切な分別方法について理解を促す。

④つくばサステナスクエアでの見学者受け入れ

市で収集したごみがどのように処理されるか、なぜ分別が重要なのかの理解を深め、ごみの減量・分別の大切さを実感してもらうために、可燃ごみ焼却施設及びリサイクルセンターの見学会を実施する。

⑤小中学校への出前講座の実施

市が発行する「つくば市 出前講座ハンドブック」や学校長会への呼び掛けにより、出前講座の実施について周知を行う。小中学校でごみの分別やごみの減量についての講座を実施することにより、小中学生の環境意識の向上を図る。

⑥家具等の不用品リユース情報の提供

転出入が多い大学生を中心に、転出入時に排出する粗大ごみの排出を抑制させるために、「おいくら」の活用についての周知を行う。

また、つくばサステナスクエアにおいてリユース家具の提供を実施することにより、リユースの促進を図る。

⑦プラスチック類の資源化の調査研究・再構築

ごみとして排出されたプラスチックの有効活用をより進めるため、製品プラスチックの分別収集・再商品化、民間活用も含めた拠点回収の実施検討、有効利用の可能性調査を行う。また、製品プラスチックの収集を行っている自治体と民間の製品プラスチックの処理施設の事例調査を実施する。

⑧生ごみ等の資源化の調査研究

現在実施している生ごみ処理容器等購入費補助や段ボールコンポスト配布等の自家処理を推進するため、段ボールコンポストの使用方法に関する講習会の開催を検討するとともに、生ごみの更なる資源化を図るために、生ごみの分別収集の実施に向けて、収集方法や処理方法について検討を進める。

⑨剪定枝等の資源化の調査研究

剪定枝等をチップ化等の処理を行い、たい肥や燃料として有効活用することで廃棄物の減量と資源化を推進し、地域資源を循環するための具体的な手法と実現性に関する調査研究を実施する。

⑩資源化における都市鉱山取組

希少金属（レアメタル）の回収促進のために、パソコンと合わせて小型家電を排出できる「リネットジャパンリサイクル（株）」の周知を行う。

また、小型家電の回収品目の拡大を検討しつつ、拠点回収した小型家電をリサイクル業者へ運搬し、適正に処理する。

〈収集に関すること〉

⑪排出困難者に対する戸別収集の検討

福祉部門と連携を取り、高齢や障害により集積所への排出が困難な市民を対象に戸別収集を実施する。

⑫有害ごみ、危険なごみの排出体制及び回収体制の検討

全国で、小型充電式電池によるパッカー車や処理施設での火災事故が発生している現状を踏まえ、小型家電回収ボックスで回収するリチウムイオン電池内臓製品の追加及び収集拠点の増加を検討する。

⑬有害ごみ、危険なごみの排出方法に関する周知

市ホームページやごみの出し方カレンダー、広報紙 等の様々な媒体で、乾電池、スプレー容器及び使い捨てライター、リチウムイオン電池等の有害ごみや危険なごみの出し方や混入することの危険性について周知を行う。

〈事業系ごみの減量、資源化に関すること〉

⑭つくばサステナスクエアにおける事業系ごみの搬入検査・指導の実施

産業廃棄物の混入を防ぐとともに、資源化可能なものの資源化を促進させるために、つくばサステナスクエアにおいて事業系可燃ごみや不燃ごみ、資源ごみの搬入検査を行い、必要に応じて収集運搬業者や排出事業者に対して指導を行う。

⑮事業所への分別強化の協力依頼

事業系一般廃棄物と産業廃棄物の適正な分別や資源化可能なものの資源化を促進させるために、排出事業者への訪問を行い、実情を把握するとともに、適正な分別や資源化についての指導及び啓発を行う。

⑯紙類等の資源化の促進

事業所から排出される燃やせるごみの中には資源化可能な紙が多く含まれているため、この資源化可能な紙をより多く回収できる体制を構築するために、効率的かつ事業者の負担を軽減させるような回収システムの事例について調査を行う。

〈処分に関すること〉

⑰焼却灰の再資源化の推進

焼却灰の資源化は、最終処分量の削減効果を見込むことができるため、熔融処理、焼成処理による焼却灰の資源化を実施し、最終処分量の削減に努める。

3 食品ロス削減推進計画

(1) 食品ロス量の見込み

	食べ残し	過剰除去	直接廃棄	合計
家庭系	2,342 t	1,187 t	2,382 t	5,911 t
事業系	619 t	627 t	499 t	1,745 t
合計	2,961 t	1,814 t	2,881 t	7,656 t

※食品ロス量の見込みは、令和6年度に実施したごみ組成分析調査を基に算出。

(2) 施策の方向性（令和8年度の優先施策）

①食品ロス削減に係る情報発信

市ホームページや市広報紙、SNS等の様々な媒体を用いて定期的に食品ロス削減についての周知を行いつつ、特に10月の食品ロス削減月間で食品ロス削減についての周知を強化して行う。

②環境に配慮した調理方法の推進

「買い物・調理・食事・片付け」の一連の流れを通して、環境に配慮した行動を学ぶ講座を実施する。

③賞味期限・消費期限の認識の向上

賞味期限は品質が変わらずおいしく食べられる期限、消費期限は安全に食べられる期限といったように、賞味期限と消費期限には違いがある。賞味期限は期限を過ぎても食べることができ切ることを周知することで食品ロスを削減することができるため、市民が消費期限・賞味期限の違いについて正しく理解できるように周知を行う。

④フードバンク・フードドライブの推進

食品ロス削減月間（10月）に合わせてSDGsパートナーズの連携企画として、会員によるフードドライブを実施する。

⑤事業系食品ロス削減に係る情報発信

事業者訪問時等に食品ロスの現状について説明するとともに、食品ロスを減らすために事業者が取り入れやすい行動について情報提供を行う。

⑥優良事業者の取組の紹介、評価・表彰制度の検討

宿泊業や飲食店等に対して、「いばらき食べきり協力店」への加入について呼び掛ける。また、量り売り等により、食品ロスの削減に取り組んでいる事業者にとって、インセンティブを得られる認定制度の構築を検討する。

4 生活排水処理実施計画

(1) 排出量の見込み

種類	量
し尿	1,677 kL/年
浄化槽汚泥	18,087 kL/年

(2) 収集運搬計画

種類	収集回数	収集方法
し尿	随時	便槽の管理者と浄化槽清掃業の許可業者との個別契約に基づき、許可業者が随時収集運搬する。
浄化槽汚泥		浄化槽の管理者と浄化槽清掃業の許可業者との個別契約に基づき、許可業者が随時清掃及び収集運搬する。

※し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、【別表 5】に記載の許可業者により行う。

(3) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

施設名	つくばサステナスクエア し尿処理施設	つくばサステナスクエア 南分所
所在地	つくば市上沢 1 番地	つくば市菅間 271 番地 12
処理方式	好気性消化処理	好気性消化処理
処理能力	50 kL/日	70 kL/日

※搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は、し尿等の処理により、し渣や余剰汚泥が発生するため、これらは脱水し、つくば市クリーンセンターで焼却処理を行う。

(4) 最終処分計画

つくばサステナスクエアし尿処理施設から発生した余剰汚泥の焼却残渣は、民間業者が運営する最終処分場及び資源化施設で埋立処分又は資源化を行う。※最終処分場及び資源化施設については、10 ページ及び 11 ページを参照

(5) 施策の推進計画（令和8年度の優先施策）

①合併処理浄化槽への転換の推進

霞ヶ浦や牛久沼、小貝川などの水質汚濁防止を図るため、市ホームページ等を活用して、単独処理浄化槽及びくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換を推進する。

なお本市では、高度処理型合併処理浄化槽を設置する場合、設置費用の一部を補助している。また、単独処理浄化槽及びくみ取り槽から高度処理型合併処理浄化槽に切り替える場合、撤去費用や宅内配管工事費用の上乗せ補助を行っている（ただし転換の場合に限る）。引き続き当該制度の周知を行い、高度処理型合併処理浄化槽の整備を促進する。

②安定処理のための施設整備の基本方針

2つのし尿処理施設は、供用開始後、40年以上が経過しており、施設耐用年数を考慮すると、施設更新を計画する時期に入っている。また、浄化槽汚泥の混入率などは、当初の設計条件から大幅に変わっている。

施設の老朽化が進行している状況にあることから、安定した処理を継続するため、適宜、補修等を行うとともに、今後のし尿等の発生量を考慮した施設整備を進める。

③市民に対する周知・広報

本市の広報紙やパンフレット等で、広報・周知活動を実施していくに当たり、一方的な活動ではなく、小中学生向けにポスター等の公募を行い、将来の水質浄化のための自主的活動に繋がる興味・関心を育む。特に霞ヶ浦問題協議会、牛久沼流域水質浄化対策協議会及びつくば市水質浄化対策推進協議会などで行っている水質浄化のための周知活動を行う。

【別表１】

※つくば市より「一般社団法人 つくば市環境協会」に委託

生活系ごみ収集運搬担当区分け表

区域名	収集担当業者	電話番号	収 集 区 域									
北-1	㈱杉田商事	867-2168	小田 小泉	大形 筑波	下大島 上大島	北太田 国松	平沢 沼田	山口 臼井	小和田 神郡	泉 漆所	君島 小沢	北条
北-2	(有)筑南清掃興業	847-7810	上菅間 明石 前野	中菅間 安食 長高野	大貫 作谷 大砂	杉木 水守 西高野	池田 山木 吉沼	磯部 田中 沼崎	高野原新田	洞下	寺具	
北-3	(有)塚本環境商事	865-0848	佐 要	若森 筑穂(1～3丁目)	大曾根 西沢	鹿島台 西沢	玉取 大穂	篠崎 蓮沼	花畑(1～3丁目)			
北-4	㈱ツイザキ	847-4489	今鹿島 遠東 田倉	上里 中東原新田 上郷	高野 豊里の杜(1～2丁目) 手子生	百家 豊里の杜(1～2丁目) 木保	酒丸 豊里グリーンタウン	土田 中東 野畑	東光台(1～5丁目)			
東-1	㈱筑波学園環境整備	857-2430	天王台2丁目 筑波大学生宿舎	天久保(1～4丁目) 筑波大看護師宿舎	吾妻(1～4丁目)	竹園(1～3丁目)						
東-2	桜南運輸(有)	857-3166	並木(2～4丁目)	梅園(2丁目)	千現(1～2丁目)	倉掛	大角豆					
東-3	㈱桜クリーン産業	857-6426	花室 下広岡	大 桜ニュータウン	古来 桜(1～3丁目)	吉瀬 栗原	上広岡 上野	花園 上ノ室	野田団地	東岡		
東-4	学園開発(株)	857-8008	セントラルタウン 中根	栄 松栄	松塚 妻木	横町	春風台	流星台	さくらの森	金田		
西-1	平和産業(株)	869-0105	高須賀 葛城根崎 中別府	高良田 荻間 下別府	鍋沼新田 原 島名	真瀬 面野井	富士見丘団地 高田	鬼ヶ窪 上河原崎	下河原崎			
西-2	(有)つくばクリーンeco	847-7222	西平塚	東平塚	下平塚	春日(1～4丁目)						
西-3	(有)スウィープ	896-8033	二の宮(1～4丁目)	東(1～2丁目)	東新井	稲荷前	松代(3～5丁目)					
西-4	(有)総合整備	836-3686	松野木 高野台(1～3丁目) 境松 南中妻	上原 赤塚 境田 鷹野原	小野川 下原 緑が丘 館野	西大沼 梶内 東丸山 館野	中内 梶内 羽成 観音台(1～2丁目)	新牧田 稲岡 北中島 市之台 下横場	大白碓 小白碓 平			
西-5	(有)久松クリーン産業	837-1212	手代木 柳橋	上横場 新井	今泉 山中	谷田部 西大橋	瑞穂団地 西岡	水堀 島	大白碓 小白碓 台町(1～3丁目)			
西-6	㈱アースエコ	839-0839	学園の森(1～3丁目)	研究学園(1～7丁目)	学園南(1～3丁目)	西郷	小野崎	松代(1～2丁目)				
西-7	㈱日昇つくば	837-0804	西栗山 香取台 みどりの(1～2丁目) かみかわ 高山	片田 諏訪 陣場 みどりの中央 万博公園西	飯田 古館 根崎 上萱丸 下萱丸 中野 花島新田	根崎 上萱丸 下萱丸 中野 花島新田	みどりの南					
南-1	㈱常進	838-5658	高見原(1～5丁目)	明神								
南-2	(有)第一クリーン	842-5002	下岩崎 駒込 若栗 菅間	上岩崎 小山 高崎 樋の沢	房内 茎崎 牧園 大井	あしび野 大舟戸 桜が丘 若葉	富士見台 細見 泊崎 九万坪 六斗	自由ヶ丘 稲荷原 中山	梅ヶ丘 池向			
南-3	(有)筑南環境整備	876-1400	小茎 天宝喜	宝陽台 城山	森の里							
有害ごみ収集 使用済み小型家電	桜南運輸(有)	857-3166	市内各拠点回収箇所 ※電池のみ臨時収集箇所									
廃食油	桜南運輸(有)	857-3166	各拠点回収箇所									

【別表2】

東地区	西地区A		西地区B	南地区	北地区	
吾妻	赤塚	諏訪	稲荷前	あしび野	明石	田中
天久保	新井	平	小野崎	天寶喜	安食	玉取
上野	新牧田	高須賀	学園の森	池向	池田	田水山
上ノ室	飯田	高田	学園南	稲荷原	泉	筑波
梅園	市之台	鷹野原	春日	梅ヶ丘	磯部	筑穂
大	稲岡	高山	研究学園	大井	今鹿島	作谷
上境	今泉	高良田	西郷	大舟戸	白井	土田
上広岡	榎戸	館野	下平塚	小荻	漆所	手子生
吉瀬	大白碓	手代木	西平塚	上岩崎	大形	寺具
倉掛	鬼ヶ窪	台町	二の宮	荻崎	大砂	東光台
栗原	小野川	中内	東	九万坪	大曾根	遠東
金田	面野井	中野	東新井	駒込	大貫	豊里の杜
妻木	梶内	中別府	東平塚	小山	大穂	中菅間
栄	片田	鍋沼新田	松代	桜が丘	長高野	中東
桜	葛城根崎	西大沼		下岩崎	小沢	中東原新田
さくらの森	香取台	西大橋		自由ヶ丘	小田	西高野
大角豆	上萱丸	西岡		城山	鹿島台	西沢
柴崎	かみかわ	西栗山		菅間	要	沼崎
下広岡	上河原崎	根崎		高崎	上大島	沼田
松栄	上原	花島新田		高見原	上郷	野畑
千現	上横場	羽成		中山	上里	蓮沼
竹園	刈間	原		西大井	上菅間	百家
天王台	観音台	万博公園西		泊崎	神郡	花畑
中根	北中島	東丸山		樋の沢	北太田	平沢
並木	北中妻	古館		富士見台	君島	北条
花室	高野台	真瀬		房内	国松	洞下
花園	小白碓	松野木		宝陽台	小泉	前野
春風台	境田	水堀		細見	高野	南原
東岡	境松	緑が丘		牧園	高野原新田	水守
古来	島	みどりの		明神	木俣	山木
松塚	島名	みどりの中央		森の里	小和田	山口
横町	下萱丸	みどりの南		六斗	佐	吉沼
流星台	下河原崎	みどりの東		若栗	酒丸	若森
	下原	南中妻		若葉	篠崎	和台
	下別府	柳橋			下大島	和台原
	下横場	谷田部			杉木	
	陣場	山中			田倉	

【別表3】

	月		火		水		木		金	
	第1. 第3	第2. 第4	第1. 第3	第2. 第4	第1. 第3	第2. 第4	第1. 第3	第2. 第4	第1. 第3	第2. 第4
東地区	可燃		古紙 古布	スプレー びん	プラ 粗大ごみ	プラ かん	不燃	ペット	可燃	
西地区A	古紙 古布	スプレー びん	可燃		プラ かん	プラ 粗大ごみ	ペット	不燃	可燃	
西地区B	スプレー びん	古紙 古布	可燃		プラ かん	プラ 粗大ごみ	ペット	不燃	可燃	
南地区	可燃		ペット	不燃	古紙 古布	スプレー びん	可燃		プラ かん	プラ 粗大ごみ
北地区	可燃		スプレー びん	ペット	不燃	古紙 古布	可燃		プラ 粗大ごみ	プラ かん

※燃やせるごみは第5週も収集を行う。年末年始についてはこの限りではない。

可燃：燃やせるごみ 不燃：燃やせないごみ プラ：プラスチック製容器包装

ペット：ペットボトル スプレー：スプレー容器

【別表4】

つくば市一般廃棄物処理業（収集運搬業）許可業者一覧

	会社名	所在地	電話番号	取扱い廃棄物	サステナ 搬入有無	家庭一時
1	株式会社 アースエコ	つくば市下原32番地1	029-839-0839	ごみ	○	○
2	株式会社 アキバ	土浦市虫掛3626番地	029-823-0067	ごみ	○	○
3	飯塚運輸 株式会社	土浦市神立東二丁目10番65号	029-831-0100	ごみ	○	×
4	有限会社 石下衛生センター	常総市新石下206番地4	0297-42-6558	ごみ	○	○
5	株式会社 伊東商事	稲敷郡阿見町実穀1269番地20	029-842-8157	ごみ	○	○
6	茨城県県南造園土木協業組合	土浦市田中三丁目2番1号	029-822-3771	刈草、剪定枝、幹、根株	×	×
7	株式会社 梅木商会	常総市大塚戸町135番地1	0297-21-6699	ごみ	×	×
8	株式会社 栄林	龍ヶ崎市佐貫三丁目11番地14	0297-66-9849	ごみ	○	○
9	株式会社 A-PLAN	つくば市高崎795番地2	029-846-7366	ごみ	○	○
10	有限会社 エス・ディ・エス	稲敷郡阿見町阿見4666番地1442	029-891-3911	ごみ	○	○
11	株式会社 エム・ビー・シー	つくば市二の宮三丁目2番地7 第四芳村ビル202号室	029-859-1722	ごみ	○	○
12	エルエス工業 株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目2番8-503号	03-5410-3627	動物死体及び附属汚物	×	×
13	桜南運輸 有限会社	つくば市下広岡374番地3	029-857-3166	ごみ	○	○
14	学園開発 株式会社	つくば市栗原3891番地2	029-857-8008	ごみ	○	○
15	勝田環境 株式会社	ひたちなか市大字津田2554番地2	029-272-2141	木くず	×	×
16	北関東通商 株式会社	土浦市穴塚1486番地	029-823-8549	ごみ	○	×
17	株式会社 クリーン小林	土浦市藤沢3571番地1	029-886-7886	ごみ	○	○
18	有限会社 栗原商事	土浦市上高津1676番地1	029-825-5353	ごみ	○	○
19	株式会社 恋瀬産業	石岡市石岡12883番地	0299-22-6511	ごみ	○	×
20	向洋産業 株式会社	北茨城市関南町神岡下金ヶ峯2703番地	0293-46-5676	燃えがら	×	×
21	小松崎運輸 有限会社	石岡市柿岡2644番地の1	0299-44-1004	ごみ	○	×
22	株式会社 坂田エンタープライズ	石岡市柏原1番地1	0299-24-3834	ごみ	○	○
23	株式会社 桜クリーン産業	つくば市上野679番地	029-857-6426	ごみ	○	○
24	株式会社 三広	土浦市港町一丁目1番11号	029-824-1333	ごみ	○	○
25	株式会社 春海丸	茨城県ひたちなか市長砂670番地1	029-285-8100	ごみ	○	○
26	株式会社 常進	つくば市天宝喜387番地1	029-838-5658	ごみ	○	○
27	株式会社 常成	つくば市上郷7562番地16	029-847-3432	ごみ	○	○
28	株式会社 新栄商事	下妻市大木1252番地3	0296-44-5401	ごみ	×	○
29	有限会社 スウィープ	つくば市手生子1138番地3	029-896-8033	ごみ	○	○
30	株式会社 杉田商事	つくば市北条327番地2	029-867-2168	ごみ	○	○
31	有限会社 総合整備	つくば市赤塚616番地1	029-836-3686	ごみ	○	○
32	株式会社 そめや	牛久市さくら台四丁目35番地1	029-872-6685	ごみ	○	○
33	有限会社 第一クリーン	つくば市高見原一丁目5番地46	029-842-5002	ごみ	○	○
34	株式会社 ダイゼン	常総市水海道宝町3385番地3 ダイゼンビル	0297-22-0021	ごみ	○	○
35	有限会社 筑南環境整備	つくば市房内303番地2	029-876-1400	ごみ	○	○
36	有限会社 筑南清掃興業	つくば市下河原崎713番地4	029-847-7810	ごみ	○	○
37	株式会社 千葉総業	千葉県柏市逆井1247番地1	047-498-0805	ごみ	○	×
38	中電興産 株式会社	鹿嶋市大字光4番地	0299-84-3420	焼却灰及びばいじん	×	×
39	株式会社 ツイザキ	つくば市今鹿島3779番地	029-847-4489	ごみ	○	○
40	株式会社 塚越産業	つくば市吉沼2537番地	029-864-3888	ごみ	○	×

	会社名	所在地	電話番号	取扱い廃棄物	サステナ 搬入有無	家庭一時
41	有限会社 塚本環境商事	つくば市吉沼4175番地1	029-865-0848	ごみ	○	○
42	株式会社 筑波学園環境整備	つくば市中根860番地	029-857-2430	ごみ 動物死体及び附属汚物	○	○
43	有限会社 つくば環境サービス	筑西市横島268番地	0296-22-2626	ごみ	○	○
44	有限会社 つくばクリーンeco	つくば市上郷2061番地5	029-847-7222	ごみ	○	○
45	株式会社 ツクバ計画	つくば市東光台一丁目17番地2	029-847-5001	ごみ	×	×
46	株式会社 東栄商事	土浦市白鳥町1096番地21	029-831-0450	ごみ	○	○
47	有限会社 中澤産業	つくばみらい市狸穴1360番地1	0297-58-6214	ごみ	○	○
48	株式会社 日昇つくば	つくば市片田468番地	029-837-0804	ごみ、実験動物死体及び床敷 感染性一般廃棄物	○	○
49	有限会社 久松クリーン産業	つくば市上横場2006番地	029-837-1212	ごみ	○	○
50	有限会社 久松商事管理サービス	つくば市上横場2121番地2	029-837-0285	ごみ	○	○
51	常陸興業 株式会社	つくば市田中1113番地	029-867-4218	ごみ	○	○
52	株式会社 日の丸商事	つくば市田中2126番地2	029-867-1106	ごみ	○	×
53	株式会社 FLAG UP	つくば市上郷字海道東7559番地6	029-869-4581	木くず	×	×
54	有限会社 平伸運輸	鹿嶋市平井1100番地37	0299-83-4308	焼却灰・ばいじん	×	×
55	平和産業 株式会社	つくば市洞下489番地3	029-869-0105	ごみ	○	○
56	丸昭産業 株式会社	坂東市沓掛3605番地7	0297-44-3036	ごみ	○	○
57	株式会社 ヤマゲン	つくば市片田字浦割東499番地	029-839-2072	木くず	×	×
58	株式会社 やまたけ	かすみがうら市加茂5303番6号	029-828-0721	ごみ	○	○
59	株式会社 結南クリーンセンター	結城市大字結城7188番地	0296-33-0636	ごみ	○	○
60	株式会社 俐玖	つくば市並木四丁目10番103	029-846-2190	ごみ	○	○
61	有限会社 ワタベ商会	牛久市岡見町2845番地6	029-873-1362	ごみ	○	○

【別表5】

つくば市一般廃棄物処理業（処分業）許可業者一覧

No.	業者名	所在地	取り扱い廃棄物
		電話番号	
1	株式会社 あおぞら	つくば市片田492番地	【中間処理（切断）に係るもの】 紙くず、廃プラスチック類、金属缶類、びん類 【中間処理（圧縮）に係るもの】 金属缶類、廃プラスチック類（ペットボトルに限る） 【中間処理（破碎、溶融）に係るもの】 紙くず、廃プラスチック類、木くず、繊維くず （RPF原料となるものに限る）
		029-836-1731	【中間処理（破碎、圧縮）に係るもの】 紙くず、廃プラスチック類、木くず、繊維くず （フラフ、油化原料となるものに限る） 【中間処理（破碎、圧縮）に係るもの】 可燃物、不燃物、粗大ごみ
2	株式会社 つくばエンバイロ メントソリューションズ	つくば市上郷4257番地1	【中間処理（破碎）に係るもの】 木くず、がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず・ コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず、繊維くず
		029-847-5502	
3	株式会社 日昇つくば	つくば市片田468番地	【中間処理（焼却）に係るもの】 可燃ごみ（紙くず、木くず等）、不燃ごみ（金属く ず）、粗大ごみ（家具等可燃物）、実験動物死体及び 床敷等、感染性一般廃棄物、デスポーザー汚泥、し 尿を含むビルピット汚泥 【中間処理（破碎）に係るもの】 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ
		029-837-0804	
4	株式会社 日の丸商事	つくば市田中2126番地2	【中間処理（焼却、破碎）に係るもの】 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、小動物死 体、刈草、剪定枝
		029-867-1106	
5	株式会社 ヤマゲン	つくば市片田499番地	【中間処理（破碎）に係るもの】 木くず
		029-839-2072	
6	不二造園土木 株式会社	茨城県つくば市篠崎1884番地 1	【中間処理（破碎）に係るもの】 木くず
		029-821-5438	

【別表6】

つくば市浄化槽清掃業許可業者一覧

	業者名	所在地	取扱い種類
		電話番号	
1	株式会社 えはら	つくば市谷田部2265番地1 029-838-5658	し尿・浄化槽汚泥
2	関東商事 株式会社	つくば市赤塚423番地 029-836-3007	し尿・浄化槽汚泥 ディスポーザー汚泥 し尿を含むビルピット汚泥
3	有限会社 県南	つくば市下大島747番地 029-867-1228	し尿・浄化槽汚泥
4	株式会社 スズキ	つくば市寺具912番地3 029-869-0106	し尿・浄化槽汚泥
5	有限会社 総合整備	つくば市赤塚616番地1 029-836-3686	し尿・浄化槽汚泥 ディスポーザー汚泥 し尿を含むビルピット汚泥
6	有限会社 大生クリーンサービス	つくば市下広岡410番地60 029-857-6764	し尿・浄化槽汚泥
7	株式会社 テツカ	つくば市水守1604番地2 029-867-2383	し尿・浄化槽汚泥
8	株式会社 日昇つくば	つくば市片田468番地 029-837-0804	し尿・浄化槽汚泥 ディスポーザー汚泥 し尿を含むビルピット汚泥
9	有限会社 久松クリーン産業	つくば市上横場2006番地 029-837-1212	し尿・浄化槽汚泥
10	有限会社 久松商事管理サービス	つくば市上横場2121番地2 029-837-0285	し尿・浄化槽汚泥
11	平和産業 株式会社	つくば市洞下489番地3 029-869-0105	し尿・浄化槽汚泥
12	有限会社 和田興業	牛久市牛久町3248番地 029-872-0814	し尿・浄化槽汚泥

令和8年度つくば市一般廃棄物減量等推進審議会委員名簿

区 分	委 員 名	役 職
市議会議員	浅野 英公子 (副会長)	市議会議員
公共団体及び公共的団体の役職員	仲田 弘美	茨城県県南県民センター 環境・保安課長
	櫻井 姚	つくば市商工会 会長
	大塚 一浩	つくば市区会連合会 会長
	奥沢 志乃	学校長会
	大関 虎之介	一般社団法人 つくば青年会議所 理事長
学識経験を有する者	森口 祐一 (会長)	東京大学名誉教授
	肴倉 宏史	国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環領域 試験評価・適正管理研究室 室長
	稲葉 陸太	国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環領域 資源循環社会システム研究室 主任研究員
	加茂 徹	早稲田大学 理工学術院総合研究所 招へい研究員
	原田 幸明	国立研究開発法人 物質・材料研究機構 名誉研究員
	梶原 夏子	国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環領域 試験評価・適正管理研究室 上級主幹研究員
市民	浅井 知枝	公募市民
	黒崎 博	公募市民
	執行 恵太	公募市民
	田上 公恵	公募市民
	山中 美根子	公募市民
一般廃棄物の収集運搬業又は資源回収業を営む者	塚本 孝仁	一般社団法人つくば市環境協会 代表理事
事業所を代表する者	持丸 美鈴	株式会社カスミ 管理本部 秘書部マネジャー
	星野 敏之	イオンモール株式会社 イオンモールつくば 渉外部長
	草野 伸一	関彰商事株式会社 総務部 総務課課長
	山口 秀樹	国立大学法人 筑波大学 施設部 施設マネジメント課長
	斉藤 淳一	フードブランディング株式会社 代表取締役
市職員	根本 祥代	つくば市福祉部長
	稲葉 清隆	つくば市生活環境部長

〇つくば市一般廃棄物減量等推進審議会条例

平成4年9月22日

条例第23号

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7第1項の規定に基づき、つくば市の一般廃棄物の減量、分別、リサイクル等（以下「減量等」という。）について調査審議するため、つくば市一般廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平9条例39・平15条例40・一部改正）

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量等に関する必要な調査及び審議を行い、意見を取りまとめて市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 公共団体及び公共的団体の役職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市民
- (5) 一般廃棄物の収集運搬業又は資源回収業を営む者
- (6) 事業所を代表する者
- (7) 市職員

（平9条例39・一部改正）

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項第1号、第2号、第5号、第6号及び第7号に規定する者で当該職又は地位により委員に任命されたものが当該職又は地位を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(平9条例39・全改)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平9条例39・一部改正)

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(専門部会)

第7条 審議会に、専門事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

2 前2条の規定は、専門部会について準用する。

(平9条例39・一部改正)

(関係者の出席)

第8条 委員以外の者で会長が審議上必要と認める者は、審議会に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(平6条例1・平17条例1・平21条例38・平29条例1・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平9条例39・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第38号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第1号）抄

(施行期日)

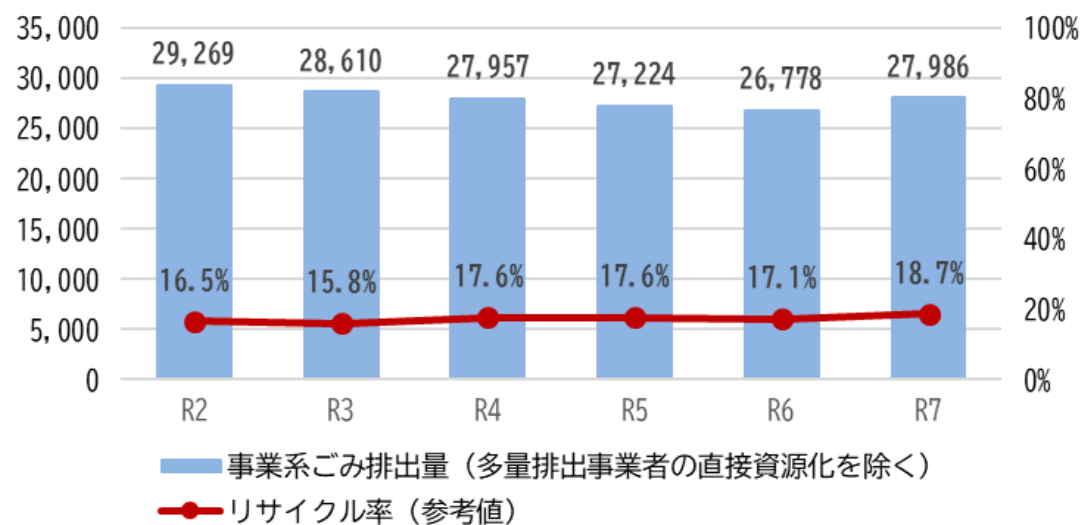
1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

●事前の御意見及び御質問（令和８年度第１回つくば市一般廃棄物減量等推進審議会）

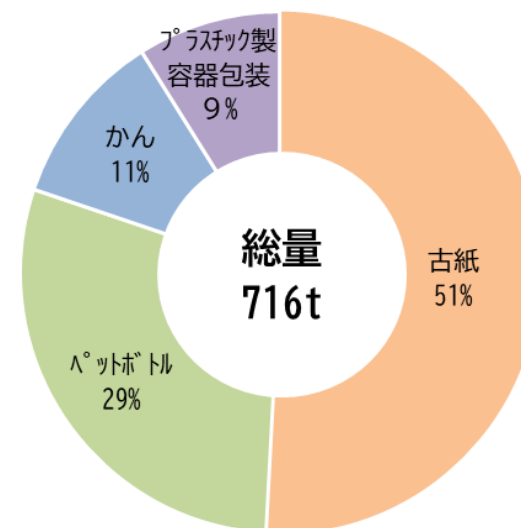
追加資料

資料参照先	御質問及び御意見事項	回答
資料２ p. 2 表２ 生活系ごみ排出量実績	生活系ごみの「順調」「課題あり」の振り分け基準は何か。	令和７年度実績値と一般廃棄物処理基本計画にある令和７年度計画値を比較し、資源ごみ及びリサイクル率は上回ってれば「順調」、下回ってれば「課題あり」としています。 その他の項目については、下回ってれば「順調」、上回ってれば「課題あり」としています。 表１、表３～６についても同様の基準で整理しています。
資料２ p. 3 10行目 【考察】の末尾	市民の中で店頭回収で回収されている総量の記載があるが、ごみの種類（古紙、ペットボトル）ごとの量はいくらか。	生活系ごみの収集区分に合わせた資源ごみごとの割合を算出しました。 別表２を参照ください。
資料２ p. 4 5行目 排出困難者に対する戸別収集	排出困難者に対する戸別収集の対象拡大の周知方法及び手段は何か。 それにより今年度どれくらい増えているか。	周知方法として、４月に各地区で開催される民生委員児童委員協議会（筑波地区、大穂地区、谷田部東地区、谷田部西地区、豊里地区、桜地区、荃崎地区）に出席し、高齢者ごみ出し支援事業について説明しました。 また、広報つくば４月号で、高齢者ごみ出し支援の支援対象が拡大した記事を掲載しました。 申請の状況は、2025年4月1日～2026年3月31日までの申請件数が52件に対して、2026年4月1日～2026年7月17日現在の申請件数が30件となっています。
資料２ p. 4 14行目 生ごみの自家処理の推進	ダンボールコンポスト講習会の開催は一步前進と考える。一方で複数回もらっていた人からは、資材の入手法についての問い合わせがある。 市のサイトに資材や作り方のレシピ、資材入手先等の情報を載せてはどうだろうか。	つくば市HPにおいて、段ボールコンポストに必要な資材や作成方法を記載しております。さらに、段ボールコンポスト講習会にて使用した資材を、市のホームページに掲載することを検討しています。 講習会資料には、段ボールコンポスト講習会時の配布資材や作成方法、管理方法等が記載されています。
資料２ p. 5 表３ 事業系ごみ排出量実績	多量排出事業者の報告で把握している事業者が直接資源化したごみの量を除いた場合、事業系ごみ排出量総量の推移、リサイクル率はどのようになっているか。	多量排出事業者による直接資源化分を除いた事業系ごみ排出量の総量及びリサイクル率の各年推移を算出しました。 別表１を参照ください。
事業系ごみについて	現行計画の策定にあたり、事業種別の組成分析調査が行われたが、そこで課題になった紙ごみを分別資源化するために何が必要か排出事業者のニーズを聞く必要があると考えるが、担当課としてはどのように考えているか。 手段として事業所に対しての排出状況の調査が必要ではないか（何をどのように契約して出しているか） 商工会などとも協力して実施する必要があると考える。	事業系紙ごみの資源化を推進するためには、排出事業者の排出実態や資源化に向けた課題・ニーズを把握することが重要であると認識しています。 事業者訪問による実態把握を進めながら、関係団体との連携のあり方や調査手法について検討していきます。
事業系ごみについて	多量排出事業者の計画、報告は行われているが、多量排出とされていない事業者の分別は進んでいないのではないかと。 例えば事業所として出す時は分別しているが、収集契約がそのようになっていないと燃えるゴミとして一緒にバツカー一車に投入される例が散見されている。	多量排出事業者以外の事業者につきましても、搬入検査や事業所訪問等により、排出状況や契約方法の聞き取りを行うとともに、分別の徹底や適正排出に向けた周知・指導を行っています。引き続き、実態の把握に努めるとともに、より効果的な分別促進の方策について検討します。
資料２ p. 6 15行目 事業所訪問について	事業所訪問はどれくらいの規模のどのような事業所を選んで実施しているか。予告はあるか。	食品ロス削減月間である10月を中心に事業所訪問を行っており、規模の大小は問わず飲食店やスーパー等の食品小売業を営む店舗を、事前連絡を行わず訪問しています。 また昨年度は、燃やせるごみの搬入検査時に異物が多く混入されていた場合に、当日の収集ルートを集先事業者を確認し、事業所への訪問啓発を行いました。
参考資料１ ごみ処理基本計画 施策2-1-3	「高齢者ごみ出し支援の支援対象者を拡大する」について、想定している軒数を教えてください。 ※連絡がなく複数回ごみ出しがなかった場合、市の方で安否確認を行うとのことで、高齢者世帯の見守り体制として優れた施策と観ています。	令和８年度における予算では、80軒に対する支援を想定しています。 なお、令和８年７月１日現在で61軒に対して支援を実施しています。
参考資料２ 食品ロス削減推進計画について	先日豊島区に視察に行った際、食品ロスの対策としてTABETE事業の紹介があった。 これは株式会社コークッキングとの連携を区が結び、店頭で売り切れない食品と購入したい消費者をマッチングし、消費者が自分で取りに行く仕組み。つくば市でも導入できるのではないかと考える。	御提案ありがとうございます。食品ロス削減に有効な手法の一つであると認識しています。今後、市内において同様の取組を行う事業者やサービスの有無について情報収集を行い、食品関連事業者への情報提供や市民への周知を図るなど、食品ロス削減の推進に向けた取組を検討していきます。
参考資料３ p. 12	「イベント時の雑がみ回収袋作成講座」に利用する資料について、当日紙配布、または会議室プロジェクトへの投影などで紹介があるとより良いかと考えます。	つくばフェスティバル等への参加時、雑がみ回収袋の作成講座を実施しております。講座時に配布する作り方資料は別表３のとおりです。

別表1－多量排出事業者による直接資源化量を除いた場合の
事業系ごみ排出量とリサイクル率(参考値)



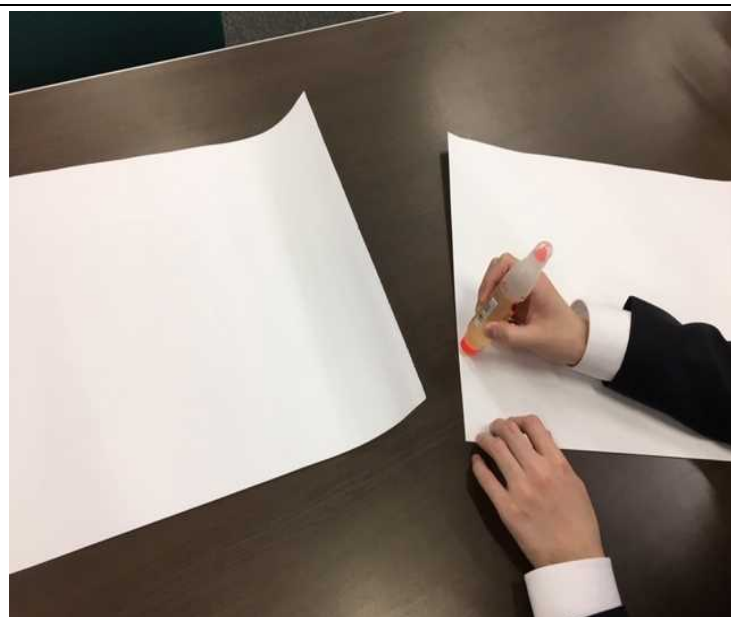
別表2－店頭回収量の構成比



カレンダーやチラシを使って「雑がみ袋」を作ろう！

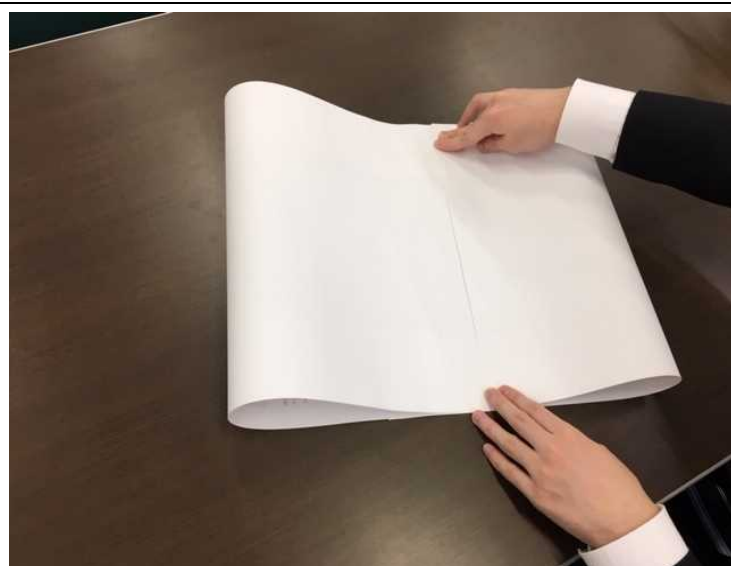
用意するもの

大きめのカレンダー・チラシ 2 枚、のり、定規

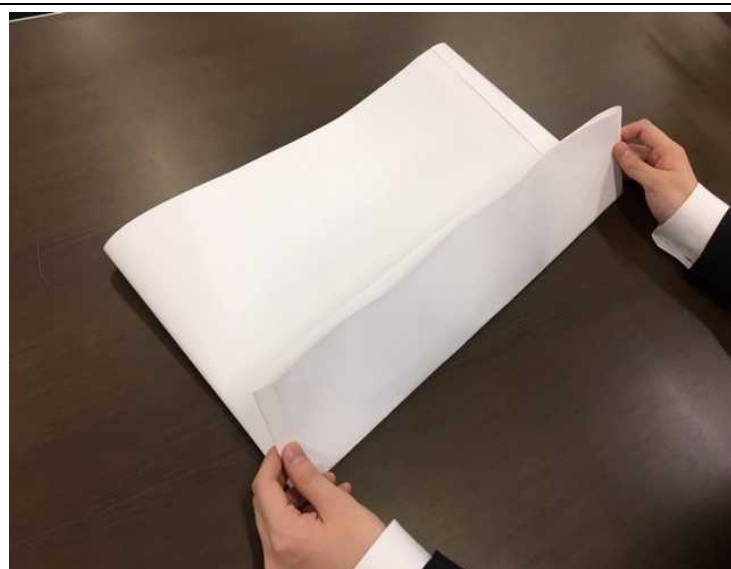


① 大きめのカレンダー・チラシ 2 枚を 2cm 程度重ね、のりを塗ってつなげる。

※カレンダーやチラシ以外にも、広報つくばで作ることもできます。広報つくばを使用する場合には、必ず読み終えたものを使用してください。



② 端に 2cm 程度のりしろを取り、貼り付けて筒状にする。



③ 下の部分を 8cm 程度上向きに折り曲げる。

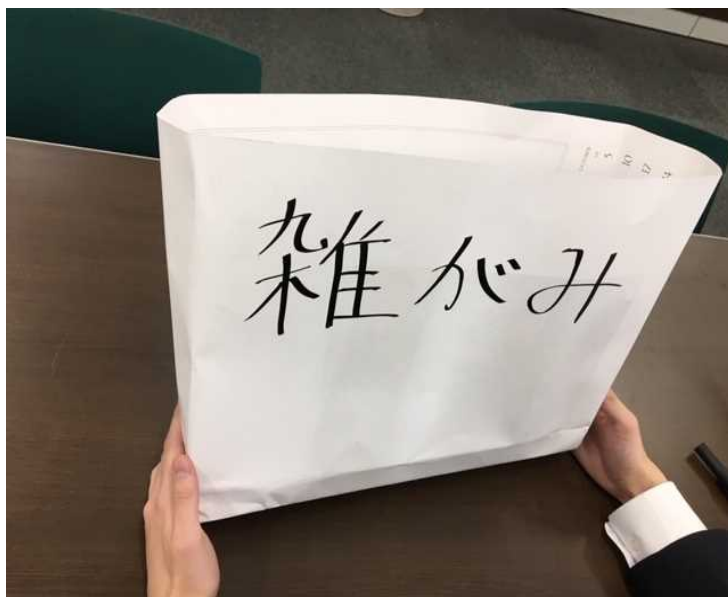
袋の底を広くしたい場合は、長めに折り曲げてください(ただし、その分袋は低くなります)。



④ 折った部分を開く。



⑤ 開いた部分の上下を 1~2cm 程度重なるように折り合わせ、のり付けする。



⑥ 広げて形を整えて完成です！

一杯になったら、中身が散らばらないよう口をしっかりと閉じ、目立つ部分に「雑がみ」と書いて、「古紙・古布」の日に集積所に出してください。